

Shinkin Central Bank Monthly Review

# 信金中金月報

第21巻 第1号(通巻591号) 2022.1

自己の認識と顧客の評価

市街地信用組合制度(信用金庫制度の前身)の  
確立に貢献した4人の英傑

国内観光業はコロナ禍の苦境から抜け出せるか  
— 渡航制限下でも国内観光支出は9割回復可能。訪日外国人の支出は円安でかさ上げも —

やさしく読み解くSDGs(2)  
— 自社戦略への組み込みと対外発信のヒント —

大和証券グループのSDGsへの取組み

信用金庫の個人ローン残高の動向

地域・中小企業関連経済金融日誌(11月)

地域・中小企業研究所が「地方創生セミナー」を開催

統計



信金中央金庫

SCB

## 「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

### 編集委員会 (敬称略、順不同)

- 委員長 地主 敏樹 関西大学 総合情報学部教授
- 副委員長 藤野 次雄 横浜市立大学名誉教授
- 委員 打田委千弘 愛知大学 経済学部教授
- 委員 永田 邦和 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授
- 委員 村上 恵子 県立広島大学 経営情報学部教授

### 問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：安川、新井、大島)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

# 信金中金月報

## 2022年1月号 目次

	自己の認識と顧客の評価	2
	信金中金月報掲載論文編集委員 永田邦和 (長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授)	
特別寄稿論文	市街地信用組合制度(信用金庫制度の前身)の 確立に貢献した4人の英傑	4
	成城大学名誉教授 村本 孜	
調 査	国内観光業はコロナ禍の苦境から抜け出せるか	19
	一渡航制限下でも国内観光支出は9割回復可能。訪日外国人の支出は円安でかさ上げもー	
	やさしく読み解くSDGs (2)	31
	ー自社戦略への組み込みと対外発信のヒントー	
	平岡芳博	
	大和証券グループのSDGsへの取り組み	39
	刀禰和之	
	信用金庫の個人ローン残高の動向	48
	刀禰和之	
経済金融日誌	地域・中小企業関連経済金融日誌(11月)	59
信金中金だより	地域・中小企業研究所が「地方創生セミナー」を開催	62
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(11月)	63
	2021年信金中金月報(第20巻)総索引	64
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	68

# 自己の認識と顧客の評価

信金中金月報掲載論文編集委員

永田 邦和

(長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授)

2021年9月より信金中金月報掲載論文編集委員に就きました永田邦和と申します。信用金庫や地域金融、中小企業金融に関する学術研究の発展と、研究成果の還元を通じて、業界や借り手企業、地域経済の発展に微力ながら貢献していきたいと思えます。

大学では、毎学期、授業に対する学生のアンケートを行っています。このようなアンケートは、筆者が大学を卒業した1995年頃から導入されました。筆者と同世代か上の世代の方(50歳以上の方)には馴染みがないと思えます。教室で講義をしていると、学生の様子が良く見えますので、アンケートの結果も予想できます。つまらなそうな学生が多い授業では、学生の満足度は低く、自由記述欄にも文句ばかり書かれます(「難しい」や「数学が分からない」等)。反対に、熱心な学生が多いと、満足度も高くなります。

2020年度から、コロナ禍でオンライン授業に切り替わりました。学生は自宅から受講するので、通信容量や費用を節約できるように、カメラとマイクをオフにしています。オンライン授業では、教員は学生の様子を見られません。学生の集中力が続くように、いろいろと工夫をしますが、筆者のように、機械やソフトを上手く使いこなせないと、工夫にも限界があります。1回の授業に2、3回の問題演習(休憩も兼ねています)を設けながら、通常の授業をそのまま配信することしかできませんでした。ところが、アンケート結果では、予想外に、学生が満足していました。「この方法で大丈夫だろう」と考え、別の科目で同じような授業をしたところ、厳しい意見を書かれました。

自分の仕事に対する自己の認識や評価が、顧客の評価と異なることは十分に考えられます。自分の仕事を有益なものにするためには、顧客の評価を知ることが重要です。人口減少が進んだ地方では、新産業や事業の創出が求められますので、信用金庫等の地域金融機関の支援が必要です。そのためには、地域金融機関の創業支援に対する企業側の評価を知る必要があります。さらに、企業側の評価を金融機関の活動に活かすためには、金融機関の自己の認識と企業側の評価に違いがあるのかを明らかにする必要があります。

このような問題意識から、筆者が参加している二つのプロジェクト(日本学術振興会科学研

究費補助金・基盤研究(B)(一般)「地域の期待に応える地域金融モデルの構築—災害耐性、人口減少、フィンテック」(研究代表者:家森信善神戸大学教授)、独立行政法人経済産業研究所「ポストコロナの地域経済と地域金融の役割」(プロジェクトリーダー:家森信善神戸大学教授))では、家森教授と、奥田真之愛知産業大学教授、近藤万峰愛知学院大学教授と共同で、創業間もない企業を対象とした「金融機関による創業支援に対する企業の意識調査」(以下、「企業アンケート」)と、金融機関の支店長を対象とした「現場からみた地方創生に向けた地域金融機関の現状と課題に関する実態調査」(以下、「支店長アンケート」)の回答結果の相関を分析しています。まだ分析の途中ですが、いくつかの事例を簡単に紹介します(今後、より詳細な分析を行うので、分析結果は変わるかもしれません)。

金融機関が融資判断において担保や保証の質を重視すると、金融機関の「事業内容や将来性を理解する力」や「顧客が窮状になったときの支援姿勢」、「地域に新産業・事業を興そうとする姿勢」に対する企業側の評価は低くなる傾向にありました。企業側は、金融機関が担保や保証を過度に重視していると考えていることを示唆しています。また、新産業や事業を興すためには、既存企業だけではなく、個人(起業家)による創業も必要です。起業家は十分な額の資産を保有していないので、担保を提供できません。地方創生に貢献するためには、金融機関は担保や保証に過度に依存しないことが求められています。

地方創生や創業支援には、既存企業だけではなく、起業家等の新規貸出先を探し出す必要があります。そのためには、金融機関の職員の業績評価において、新規貸出先の獲得と新規先への貸出額を重視することが考えられます。金融機関が新規貸出を重視していると、「地域に新産業・事業を興そうとする姿勢」や「地域経済全体の利益を考える姿勢」の評価は高くなりそうですが、結果は反対でした。新規の貸出を重視している金融機関ほど、これらの項目の評価は低くなる傾向にありました。企業側は、金融機関が、創業支援により新規の貸出先を増やすのではなく、競合相手から顧客を奪うことに力を注いでいると感じているようです。地方創生のためには、金融機関は、競合相手との競争ではなく、創業支援に注力することを、企業側は期待しているようです。

顧客の評価や満足度を高めることも重要ですが、顧客にとって望ましい取り組みが、地域経済にとっても望ましいとは限りません。大学の講義でも甘く成績をつけると、学生の満足度は高くなりますが、学生は育ちません。「大学の講義と金融の世界は違う」とお叱りを受けそうですが、顧客の満足度に囚われすぎないことも大切です。今後の分析から様々なインプリケーションを導出して、金融機関の行動が顧客や地域にとっても望ましいものになる仕組みを考えていきたいと思えます。

# 市街地信用組合制度(信用金庫制度の前身)の 確立に貢献した4人の英傑

成城大学名誉教授

村本 孜

## <目次>

### 0. はじめに

#### 1. 産業組合法改正による市街地信用組合制度

#### 2. 市街地信用組合法

～産業組合法からの分離独立～

[2.1] 産業組合法下での市街地信用組合と  
その限界

[2.2] 市街地信用組合法の条文

#### 3. 法案審議の過程

[3.1] 衆議院特別委員会の構成

[3.2] 審議の内容(衆議院)

(1) 2月5日の審議(山田順策氏、田中藤作氏  
の質疑)

(2) 2月6日の審議(瀧澤七郎氏の質疑)

(3) 2月18日の審議(古田喜三太氏の質疑)

[3.3] 貴族院の審議

#### 4. 法案審議から明らかな点

[4.1] 審議を概観して

[4.2] 所管官庁の問題

[4.3] 審議の意義

#### 5. 小括

<参考文献>

### 0. はじめに

2021年に70年を迎えた信用金庫制度の前身は、市街地信用組合制度である。市街地信用組合制度が、単独法の下に成立していた期間は8年余であったためか、その研究も多いものではない<sup>(注1)</sup>。市街地信用組合制度の前身は、1917(大正6)年に「産業組合法」の改正(第3次)によって制度化された。これは、

産業組合法の中に規定されたもので、当初規定されていた信用組合と区別されるものであった。

1900年制定の産業組合法では、第1条で「産業組合とは組合員の産業又はその経済の発達を企図する為に設立する社団法人を謂う」として信用組合、販売組合、購買組合、生産組合の4つを挙げている<sup>(注2)</sup>。1917年改正では第1条に「市又は主務大臣の指定する市街地か組合の区域に属する信用組合は定款

(注)1. 例えば、研究史として加瀬[1983]、制度に関しては後藤[1996]を挙げておく。

2. 信用組合は組合員に産業に必要な資金を貸付し、および貯金の便宜を得せしむること、販売組合は組合員の生産したる物に加工し、又は加工せずして之を売却すること、購買組合は産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に売却すること、生産組合は組合員の生産したる物に加工し、又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむること、と規定した。

の定る所に依り組合員に対しその産業もしくは経済の発達に必要な資金の為手形の割引をなし又は前2項に貯金のほか組合の区域内に居住する組合員外の者の貯金を取扱うことを得」という規定を加え、いわゆる市街地信用組合を明確化した<sup>(注3)</sup>。

このいわゆる市街地信用組合を単独法として規定したのが1943年の法制である。その前の四半世紀の間に市街地信用組合制度に種々の問題・限界が認識され、単独法制定に到るのだが、法案の審議の過程で4名の信用組合に関わる議員が積極的に支持・推進したことが、当時の議事速記録、会議録などから明らかになる。信用金庫の前身が市街地信用組合だとすると、信用金庫の産みの親的存在として見て取れ、その4名の功績は広く共有されたいものである。

## 1. 産業組合法改正による市街地信用組合制度

1910年代は第1次大戦が勃発し、日本国内でも貯蓄増強の必要もあって、庶民銀行構想が練られ、大蔵省は、「庶民銀行」を都市に作ることを目的とした法案を検討していた<sup>(注4)</sup>。これに対し、農商務省や産業組合指導者は、産業組合法を市街地に適するように改正するだけで十分であると主張した。彼らの反対の理由としては、①別個の協同組織金融機関を

作ることにより組合活動が分裂すること、②管轄が大蔵省に移ることに對して農商務省が反発したこと、等が挙げられよう。結局、大蔵省と農商務省は、両省共管の下に産業組合法を一部改正し、市街地信用組合制度をその中で成立させるということで妥協することになった<sup>(注5)</sup>。

1917年にこの「産業組合法」の改正（第3次）法案は議会を通過、同年に施行された。市街地信用組合が産業組合と相違する点としては、①市または主務大臣の指定する市街地においてのみ設立できること、②員外預金が可能になったこと、③組合員に対する手形割引が認められたこと、④貸出の使途が組合員の「産業に必要な資金」と「経済に必要な資金」となったこと、⑤市街地信用組合の他事業兼営が禁止されること、⑥有限責任制が可能になったこと（それまで有限責任制は例外的であった）、等が挙げられる。

こうして成立した市街地信用組合は、都市の中小商工業者の協同組織による組合員とし、融資の受け皿を作り、融資の受け易い組織に変更することで、これまでの農村の信用組合の制約を取り除き、組合員以外の預金の吸収・手形割引などの金融機能的な広い業務を行なうことで、都市の中小商工業者の協同組織金融機関として定着することが期待された。

改正法施行以後、市街地においては市街地

(注)3. 法律上「市街地信用組合」という用語はない。いわゆる通称である。

4. 大正期初頭に、小商工業者や庶民（当時は細民とか下層と表現されてもいた）向けの金融機関がなく、産業組合法下の信用組合もライフイゼン型で農村地域向けだったため、都市部の商工業者・庶民向けのルザッチ型の庶民銀行の設立が構想された（小林丑三郎『庶民金融談』1914年4月、大蔵省編『庶民銀行概観』1917年6月など）。

5. 1900年の産業組合法制定当時は、所管庁は農商務省であったが、1925年に農林省と商工省に分割され、所管は農林省になった。1943年11月に両省は再度統合され、農商務省になった。以下の記載では可能な限り注意している。

信用組合と産業組合法による信用組合が併存することになり、後者は準市街地信用組合と呼ばれるようになった。この状態は準市街地信用組合が1949年の「中小企業等協同組合法」の施行による信用協同組合として統一されるまで続いた。

## 2. 市街地信用組合法 ～産業組合法からの分離独立～

### [2.1] 産業組合法下での市街地信用組合とその限界

#### [市街地信用組合の伸長]

都市部の商工業者は農村部に比べて協同組合組織力が弱く、銀行の金融の対象から疎外されていたこともあり、産業組合法の改正により市街地信用組合が誕生した。これは、信用組合には会員以外からの預金が認められないなどから、都市部の中小商工業者にとっては制約が多いものであったため、前述の1917年に産業組合法が一部改正され市街地信用組合制度が成立したことは既に見た通りである。政府は都市の中小商工業者・勤労者のための金融機関として位置付け、庶民銀行的な役割を果たすことを期待した側面もある。

市街地信用組合制度創設当初は、卸売・小売業者を中心とするものが多かったが、第1次大戦後の不況、関東大震災、昭和金融恐慌等が続く中で、中小銀行の破綻が相次ぎ、中小商工業者は金融難に陥り、市街地信用組合に対する依存度は高まった。

市街地信用組合は、市または主務大臣の指定する市街地がその後続々と指定されたこともあって、1930年末に259組合まで増加した。これら市街地信用組合は、準市街地信用組合や農村信用組合と比較すると銀行的な機能が強く、取引層の違いもあって、規模が大きくなっていった。ところが、市街地信用組合に対する行政は、農商務省・農林省主導のもと、農林行政的な監督が行なわれ、さらに、中央団体の産業組合中央会は、農林業中心の指導に偏り、市街地信用組合の実態に合った監督・指導が行なわれていなかった<sup>(注6)</sup>。

#### [その限界]

産業組合は、1933年1月から、政府の強力な支援のもと、農村を主体に組合の普及、組合員の増加、事業の拡充等に係る「産業組合拡充5か年計画」を実施した。しかし、組合員の商品の共同購入等が行なわれると、中小商工業者の経営を圧迫する恐れがあるため、中小商工業者は、政府に対し産業組合に対する保護行政や特典の撤廃を要望し、同年10月以降その運動は活発化した。

こうしたことを背景に市街地信用組合は、産業組合制度内に留まることへの不合理感を強く抱くとともに、次第に大蔵省専管を望むようになり、産業組合法から脱却した単独法制定を要望するようになった。さらに、市街地信用組合は、1935年に独自の指導・連絡機関として「全国市街地信用組合協会」（現在の全国信用金庫協会の前身）を設立し、大

(注)6. 農林省と大蔵省の共管であったが、実質は両省の支持の下、道府県に移管され、農林行政的な指導が多く行なわれた。



蔵省専管運動を進めるようになった<sup>(注7)</sup>。

1943年3月（4月に施行）には単独法の「市街地信用組合法」が制定された。単独法準拠になったことで、産業組合法の下での農商務省・農林省と大蔵省の共管から、農林省所管を離れて大蔵省専管になったことを意味する。「市街地信用組合」あるいは「準市街地信用組合」と通称されていた組合を産業組合体系から分離し、市街地における中小小工業者や勤労者などのための庶民金融機関にするため、市街地信用組合制度が成立したのである。この法律は、組合員の責任形態を有限責任のみとする一方、監督官庁を大蔵・農林両省共管から大蔵省専管に変更するなど、戦後における信用金庫発展の素地を作ったと評価できる<sup>(注8)</sup>。

## [2.2] 市街地信用組合法の条文

1943（昭和18）年の市街地信用組合法については、余り論じられることはないので、その条文を点検しておきたい。同法案は戦時体制の中で整備されたもので、第81回帝国議会に1943（昭和18）年1月29日に提出された。全11章・附則、全79条から成り、市街地信用組合に特化したもので、金融業に相応しい法案

となっている。同法案は日本証券取引所法案、東京都制法案、農業団体法案、水産業団体法案など49法案の一つとして提出された。

### [法案の提出理由]

賀屋興宣大蔵大臣の提出理由は、

- ・今般、農林業団体統合関係法律の制定に伴い、市街地信用組合・準市街地信用組合を単行法で規定すること
- ・中小小工業者、勤労者、その他都市における一般庶民の金融機関とし、戦時下における庶民金融の流通、国民貯蓄の増強のため十分その機能を発揮させること
- ・現行法の産業組合は、各種の事業が併存し、とくに農村における農業団体的性格が第一で、市街地における庶民金融機関の性格も持つのに対して、その指導規制が各々の性格に対応しにくいので、その性格に応じて規律することが望ましく、単独法の制定が望ましいこと<sup>(注9)</sup>
- ・これによって、資金の吸収と運用の適切性を期し、庶民金融機関の機能を十分に発揮させ、戦時下の国民貯蓄増強を達成させること

である。

(注)7. 1934年に東京の市街地信用組合関係有志が横浜から神戸まで遊説して纏めた「市街地信用組合大蔵省専管論」があり、全国市街地信用組合協議会で提議されたが決議には到らなかった。他方、松阪信用組合から全国市街地信用組合協会の設立の件が、大蔵省専管論の妥協案として提出され、協会設立が決定された（1935年1月1日事業開始）。現在の全国信用金庫協会は市街地信用組合制度の所管運動の産物でもあった。この協議会は長野県上田市の上田中学校で行なわれ、夜になっても白熱した論議は終わらず、会場に電灯設備がなかったためローソクを立てて継続されたことから、「信州上田のローソク会議」と呼ばれ、語り継がれている。

8. 1940年頃大蔵省事務当局によって市街地信用組合法案が立案され、第76議会（40年12月開会）への提出準備が進んでいたが、戦時下で日米関係の緊迫などから国務大臣の施政方針演説の質疑の中止、提出議案の半減、会期縮小、議員の任期1年延長などによって、同法案は提出見合わせとなった。1942年の第81議会に提出決定となり、「金融組合法案要綱」として閣議決定された。法案化に際しては慣例として用いられていた市街地信用組合を法律用語として冠した市街地信用組合法案として提出された。

9. 提案理由の中で「各種の組合を包括して産業組合の下に置くことは、各組合の存在意義の確立や性質に応じた十分な活動せしむる所以にないことは、予てから感じていた」と述べて、大正時代からの庶民金融機関として位置付けようとする大蔵省の意図があった。

日本では産業組合の他に各種の組合制度が整備されていたが（森林組合、漁業組合、工業組合等）、各種の組合制度の全面的な改革と一本化が組上に載り、1943年3月12日には工業組合法、商業組合法、重要物産同業組合法は全て廃止され、新たに「商工組合法」が制定された。この商工組合法の下における組合は、強制加入制を採る統制機関としての統制組合と任意組合としての施設組合があった。これらを農林業団体統制関係法律の制定で整理したので、市街地信用組合・準市街地信用組合を単行法で規定することが必要となったのである。背景には、市街地信用組合を庶民金融機関として中小企業金融・国民貯蓄の増強に活用することを企図した大蔵省の意向があったといえよう。

#### 〔市街地信用組合という呼称〕

市街地信用組合・準市街地信用組合という用語は、法律上のそれではなく、通称であるが、市街地信用組合法では、その標題からして法律用語となっている。同法第1条は、「市街地信用組合は組合員の産業又は経済に必要な金融事業を行うことを目的とす」と規定している。第2条は、「市街地信用組合はその名称中に信用組合なる文字を用ふることを要す」とした。審議の過程で市街地の定義等に質問があり、当局は「従来の産業組合においては、市制施行地区、主務大臣が市街地と指定したもの」を市街地とすると答弁した。より具体的には「実質的に、商工業者、勤労生活者等が多数集まって居住している地域を市街地と認める」とした。より具体的に

は、市制施行地と主務大臣に指定された地域（指定市街地）で、人口でほぼ1万人以上の市町村というのが答弁での感触であった。概して言えば、都市部の信用組合ということになる。

#### 〔税制・業務〕

産業組合法での税制の扱いを受けて、市街地信用組合法第3条は、「市街地信用組合法には所得税、法人税及び営業税を課せず」と規定し、非課税とした。これは、協同組織、相互扶助組織故の措置が受け継がれたものと解される。

市街地信用組合の業務は、同法案第30条にあり、

- ・組合員に対する資金の貸付
- ・組合員の為にする手形の割引
- ・組合員の貯金または定期積金の受入
- ・前各号の業務に附随する業務

とされ、併せて員外預金の受入れを可能としている。すなわち「前項の業務のほか公共団体、営利を目的としない法人、その他命令を以て定る者のための貯金・定期積金の受入れ、命令の定めにより他の法人の業務を取扱う」ことができると規定している（第30条）。

余裕金の運用は、

- ・銀行と命令の定めによる金融機関への預金又は金銭信託
- ・大蔵省預金部への預金又は郵便貯金への預入
- ・国債、主務大臣の認可を受けた有価証券の取得

とされる（第31条）。

## 〔認可・監督〕

主務大臣（国）の許認可・監督権は広範になっている。具体的には、

- ・ 設立認可、解散・合併・事業譲渡の認可（第7、41～42条）
- ・ 役員（組合長・理事・監事）の選任・解任の認可（第12条）
- ・ 資金の吸収・運用に関して必要な命令を行なうこと（第30条）
- ・ 業務報告書の作成提出義務、検査、監督上必要な命令・処分（第47～51条）
- ・ 業務方法の制限・変更・命令（第49～52条）
- ・ 役員業務違反に対する罰則（第55～60条）

などである。

これらの規定はかなり細部に亘るもので組合の自律性に関わるともいえるが、法案の審議過程で、員外預金等が増加した場合、組合の経営に困難が生じたときには組合員外にも被害が及ぶことの懸念が出された（組合員は組合と利害を共にする）。当局の回答は、組合員への貸付以外の資金の運用に関して大蔵省預金部・郵便貯金、国債・政府保証債への運用以外は厳しく制限し、役員認可制・業務方法書作成報告義務も含め、市街地信用組合への監督規定を強化したことを答弁している。さらに、員外の預金者は有資格者でも手続きの煩瑣等から員外になっている者もあるので、組合員になるように誘導することとしている。

## 〔中央機関〕

農林業団体統合関係法律の制定は、中央機関である産業組合中央金庫が農林中央金庫に組織変更になることに伴い、市街地信用組合の中央機関をどうするかに関し議論があり、商工組合中央金庫や庶民金庫を中央機関とすることの如何も検討された。商工組合中央金庫と結び付ける論も強くあったが、当局は市街地信用組合が庶民金融も行なっていることや産業組合中央金庫との結び付きの強さなどの実情から中央機関の変更は検討課題としていた。

このように、市街地信用組合法案は衆議院、貴族院の審議を経て1943年3月に成立し、同年4月に施行された。

## 3. 法案審議の過程

### 〔3.1〕 衆議院特別委員会の構成

市街地信用組合法は、日本証券取引所法案、外貨債処理法案、為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法案、特殊財産資金特別会計法案を討議する特別委員会に附議され、審議された。委員会メンバーは27名で、委員長は実業家出身の山本厚三氏であった。興味深いことに、委員会メンバーには市街地信用組合の経営に携わっている者が4名、産業組合関係者1名と専門家が5名いた。他には銀行経営関係5名、実業家5名、大蔵省OB1名の構成で、永野護氏（戦後に運輸大臣）、宮澤裕氏などがいた<sup>（注10）</sup>。

このうち市街地信用組合の関係者であった何人かが質疑に登壇している。それらは、静

（注）10. 永野護は永野6兄弟の長兄。宮澤裕は宮澤喜一・弘の父。

岡市信用組合（現・しずおか焼津信用金庫）の組合長であった山田順策氏、大阪の三和信用組合（現・大阪信用金庫）の組合長を務めていた田中藤作氏、広島三條信用組合（現・広島信用金庫）の組合長の古田喜三太氏（同特別委員会の副委員長・理事）、日本鑄物工業会長などを歴任し、当時東京の信用組合大東金庫理事で、後に大東信用金庫（現・東京東信用金庫）の理事長になった瀧澤七郎氏（同特別委員会理事）である。衆議院の特別委員会は市街地信用組合法案について実質3回の会議を開催している<sup>(注11)</sup>。

### [3.2] 審議の内容（衆議院）

#### (1) 2月5日の審議（山田順策氏、田中藤作氏の質疑）

1943年2月5日の委員会で、市街地信用組合法案が審議開始された。その冒頭で静岡市信用組合組合長（1942年12月～46年5月及び1952年11月～60年に組合長。後に静岡市長）の山田順策議員は、まず、「長い間、農林大臣の所管であります市街地信用組合が、この度市街地信用組合法に依りまして、大蔵大臣の専管になり、庶民金融機関として本然の使命を達成するということに相成りますことは、洵に市街地信用組合関係の一人と致しまして、衷心大蔵省当局に敬意を表する次第でございます」<sup>(注12)</sup>

と謝意を表して、農林省所管であったことが如何に制約であったかを吐露している。ただ法案には「隔靴搔痒の感」もあるとして、引き続き、逐条質疑をしており、

- ・組合員になりうる法人の種類・範囲とは（法人組合員）（24条）
- ・銀行以外に預金・金銭信託が可能な金融機関とは（31条）
- ・市街地信用組合の独自の上部機関の必要性<sup>(注13)</sup>
- ・事業年度と役員任期の整合性（33条）
- ・事業譲渡先の金融機関とは（42条）、差し当たり合併等をすべき組合はあるのか
- ・準市街地信用組合が市街地信用組合に改組する可能性（63条）
- ・市街地（行政区域）が拡大していく状況にいかに対応するのか
- ・応召や徴用で要員が欠けた時、銀行・信託会社・無尽会社は補充が労務調整令で容易だが、市街地信用組合にはその適用がないので、適用可能にしてほしい
- ・主務大臣が地方長官に委任する業務範囲とは（53条）

について当局の意見を求めた。

この中で注目すべきは42条関連で差し当たり合併等が必要な信組の有無を問うたのに対して、大蔵省の山際政道銀行局長は直ちに42条を適用する組合はないと答弁している

(注) 11. 後藤新一『信組・信金合同の実証的研究』pp.232～233にも一部紹介がある。

12. 第18回帝国議会衆議院日本証券取引所法案外4件委員会議録第4回1943年2月5日、p.33（官報第6類第3号）。

13. 山田議員は、「私共は市街地信用組合の上部の機関として、何とか特定のものを将来考える必要があるのではないかと思います。今回の農業団体法により、産業組合中央金庫が農林中央金庫になり、農業者・農業団体の生産拡充に積極的に乗り出すことになるので、市街地信用組合が取り残されることになる。そこで市街地の商工業者を対象とするという特殊な営業方針をもつ全国286組合の上層の機関として、十分に緊密性を持ち、市街地信用組合が本然の使命を達成可能なものを考えて貰いたい。・・・折角大蔵省所管になるので、実力のある上層の機関を考えて頂きたい。」（同p.34）とした。

ことである。当時の市街地信用組合は健全であったと言えよう<sup>(注14)</sup>。

次いで質問に立ったのは、三和信用組合の組合長を務めていた弁護士の中藤作議員で、

- ・法人組合員として有限会社以外に、資本金20万円以下の株式会社を含めるのか
- ・貯蓄銀行に事業譲渡可能としても（42条）、貯蓄銀行は営利会社であるのに対し、信用組合は公益法人で、公の団体であるので、活動分野が異なる点を明確化して欲しい<sup>(注15)</sup>
- ・市街地信用組合も活動分野ははっきりしており、普通銀行に譲渡するようであれば問題であり、断じて行なわれないようお願いしたい
- ・現状では、整理統合するような案件はないようだが、42条による整理統合促進の方針が大臣の提案理由にあったが、その真意は如何に<sup>(注16)</sup>
- ・市街地信用組合は、中産市民の所謂大衆的な金融機関で、隣保団結というか、人と人との繋がり、小規模の社会的集団による金融機関なので、この隣保的性格が金融機関としての使命であるが、血の繋がりのない他の組合と統合することは人的要素が失われてしまい、特色が失われ

てしまわないか。貯蓄増強にも血の繋がりを重視する隣保団結の市街地信用組合が重要である

という質疑をした。最後に、

「私共と全く同じような考えをご答弁戴きまして、結構でございます。是非こうした信用組合の血の繋がりの、所謂隣保団結たる最小預金吸収機関だ、大衆の金融機関だという点を特にお酌み戴いて、将来そうした問題が仮にありましても、営利会社の整理統合などと同一視せられぬようお願いしたいと思いません」(下線は筆者)と結んだ。



山田順策氏 (Wikipediaから)

## (2) 2月6日の審議 (瀧澤七郎氏の質疑)

市街地信用組合法案審議時に信用組合大東金庫理事で、戦後、大東信用金庫に改組後に、その理事長になった瀧澤七郎議員(委員会理事)の質疑は以下の通り<sup>(注17)</sup>。

(注)14. (注12)の会議録2月5日分、pp.33~36。

15. この点につき山際局長は、市街地信用組合が相互協同組織による金融機関であるのに対し、貯蓄銀行は株式組織の金融機関で、組織から来る根本的な差異があること、その性質上から業務上の範囲も明確に分かれていること、市街地信用組合が何処までも協同組織の特質を失わずに発展することが期待される、と答弁した。

16. 銀行局長は、市街地信用組合同士の合併等を念頭に置いていると答弁し、銀行等との合併等は考えていないとした。法施行後、事業譲渡先は市街地信用組合のみであったが、1944年12月に大蔵省令により施行規則が改正され、貯蓄銀行と貯蓄銀行を営む銀行も対象となった。

17. 大東信用金庫については、その前身の信用組合大東金庫が、1923年の設立当日に関東大震災に見舞われ即休業となったが、翌4月に事業を再開したという逸話がある。その65年史(『信用金庫の生いたちと、大東六五年のあゆみ』)によれば、「昭和18年1月産業組合法とは別個に市街地信用組合法案を衆議院本会議に上程し、法案は直ちに特別委員会に付託された。とくに衆議院の特別委員であった滝沢七郎(当時大東信用組合理事)、山田順作(当時静岡信用組合組合長)、田中藤作(当時三和信用組合組合長)等の諸氏が法案成立に大いに尽力された」[原文ママ]とある。同法施行後、大東信用組合に改組した。

- ・所得税、法人税、営業税は非課税だが、産業組合法にある地方税の非課税は適用されるのか。市民税はどうか<sup>(注18)</sup>
- ・役員は総会の決議があれば非組合員でも選定可能との趣旨は如何。何処から持って来ても良いとなると、役人の姥捨て山にでもなりはせぬかという危惧があるので、弊害が出ないように監督・取締を要望する
- ・東京市内にある市の保障のある特別な商工組合の取扱いをどうするのか
- ・経済活動の変化に伴う営業地域の取扱いは如何

この中で、役員を選定に関して、総会決議があれば誰でも可能になる余地があり、役人の再就職先になる可能性を指摘した点が興味深い。すなわち、「(役員を) 何処から持って来てもよいということになると、・・・その他の会社、営團その他でも常に言われているように、古い役人の姥捨て山になりはせぬかという危惧の念を抱く」と指摘し、天下り懸念を呈した。これに対し、銀行局長は当該のような事例を否定し、むしろ有為な人材を得て、経営能力を向上させることの意義を強調した<sup>(注19)</sup>。

### (3) 2月18日の審議 (古田喜三太氏の質疑)

衆議院の特別委員会の審議は、12日後の2月18日に行なわれ、三條信用組合で組合長を務め(1940年3月～45年4月)、広島市の9組合が合併した広島市信用組合(現・広島信用金庫)の初代理事長(1945年5月～8月)で当該委員会理事(副委員長)の古田喜三太(きさんだ)議員が委員会の締め括りに(この日の委員会では古田議員のみ発言)、自らの信用組合経営体験を踏まえ、次のように所見表明している<sup>(注20)</sup>。

「只今議題となりました市街地信用組合法案外3件につき、所見を申し上げたいと存じます。市街地信用組合法案は多年要望せる問題でありまして、戦時下一般庶民金融機関の重要性に鑑み国民貯蓄増強に一段の拍車を加えられることは洵に機宜に適した処置であると存じます。

市街地信用組合は都市に於ける中小商工業者及び勤労者の唯一の金融機関として中小商工業の向上発展に協力し、殊に軍需工業関係の資金融通に対しては、戦力増強の意味に於いて極力援助致して居るのでございます。

他面、貯蓄奨励の為には隣組及び町内会と緊密なる連絡を執り、全機能を發揮して零細なる貯金を集め、真に涙ぐまじき活動を續け

(注) 18. 銀行局長答弁は、従来通り、地方税は非課税の方針で、市民税は課税。

19. 衆議院日本証券取引所法案外四件委員会議録(速記)第5回、p.43。

20. 1945年初当時、広島市一円を区域とする信用組合は9つあり、同一人が複数組合の組合員になるなど経営上合理化すべき点などが多いことや戦時で多くの職員が兵役に就き人材難になること、戦災に備えることなどから大蔵省・広島県当局の懇諭・斡旋を受けて統合が1945年1月の合併覚書で合意され、同年5月に発足したのが広島市信用組合であり、その初代理事長が古田議員であった。『広島信用金庫50年史』には「明治40年兄を頼ってアメリカに渡り、大正10年に帰国して、県議員になり、さらに昭和11年からは、衆議院議員を務めていた。県議会議員時代は、地元の面倒をよくみることで有名で、陳情に対して、その即断即決、迅速な対応・処理ぶりが地元民から頼りにされていた。代議士時代には、太田川改修工事の促進、芸備鉄道(現JR芸備線)の政府買収に尽力した」(p81)とある。古田氏は広島で被爆死されたが、「当日朝、同町内の方と連れ立って、水主町の県庁へ陳情に行くために、南三條町の自宅を出て、自転車のタイヤに空気を注いでいたとき、原爆にあって家の下敷きとなって即死した」(同p.87)と記載されている。

ております。その結果、昨年末に於いて全国組合数286、組合員数に於いて51万8000余人、貯金に於いて実に12億円に達して居るのでありまして、その大部分は國策に順応して、公債消化に極力協力致して居るのでございます。

従来は農林、大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けておったのであります。即ちその一例を申せば、銀行信託等には支店新築開業は許可されておるにも拘らず、これに反し市街地信用組合は事務所の狹隘を告ぐるも是が改築さえ許されず、又地域的の制限、子会社への金融制限等、消極的指導の下に遺憾の点があったのでありますが、今回幸いに大蔵省の専管になり、是等障碍の大部分は除去せられました。尚一層庶民金融機関たるの特質の機能を助長発展すべく、積極的御指導あらんことを熱望致する次第でございます。」(原文を一部修正。下線は筆者)<sup>(注21)</sup>



古田喜三太氏 (Wikipediaから)

古田議員の農林・大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けていたという指摘は、実際に信用組合の経営に携わっていた者の見解であり、興味深い<sup>(注22)</sup>。以上の衆議院の審議では、特段の修正等はなかった。

### [3.3] 貴族院の審議

市街地信用組合法案は、2月18日に衆議院から貴族院に送付された。19日に日本証券取引所法案特別委員会が設置され、市街地信用組合法案も同特別委員会に附議され、19人の委員の下で審議が始まった。22日、25日に審議が行なわれ、採決の上、本会議に上程され、3月1日に承認された。

貴族院での質疑内容は以下の通りであるが、貴族院の特別委員会の委員には市街地信用組合の関係者は見られず、比較的オーソドックスな質問が多い印象である。22日の質問者は2名であった<sup>(注23)</sup>。

- ・市街地信用組合の定義・範囲・構成は如何に。人口基準の有無。農業者も含むのか
- ・産業組合法と市街地信用組合法の違いは何か。員外預金等の取扱いは如何に
- ・組合員以外の預金等を受け入れると貯蓄銀行等と同じになり、双方の分野が不明確になるのではないか
- ・貸出は組合員のみで、預金等は組合員以

(注) 21. 衆議院日本証券取引所法案外四件委員会議録(速記)第10回、pp.84~85。

22. 古田氏の被爆死に関し、広島平和記念資料館データベースに、原爆の絵(GE06-10)のタイトル「黒い雨降る中、家の下敷きになって助けを求めている女性」西田輝美作(爆心地から約2,600m、三滝町、1945(昭和20)年8月6日午前9時50分頃)がある。作者の説明には「昭20.8.6. 9時50分、三滝町にて黒い雨は激しく降っている古田喜三太県会議員登庁自宅玄関前で自転車で空気を入れんとし空気つぎを取りに這入った際爆風によって玄関が倒れ下敷となっている 奥様は一生懸命主人の助を求めているが唯が救出すが生命は切れているのではないかとある。展示の説明文には「黒い雨降る中、家の下敷きになって助けを求めている女性 爆心地から約2,600m 三滝町1945(昭和20)年8月6日午前9時50分頃 西田輝美に شدてるみ」とある。文末の参考参照。 <http://a-bombdb.pcf.city.hiroshima.jp/pdbj/detail/24153>

23. 以下は、貴族院日本証券取引所法案特別委員会議事速記録第2号、昭和18年2月22日(第4部第16号)。

外も可能とすると、損害が生じた時には組合員以外にも迷惑が掛かり、その救済法がない点は問題で、できるだけ組合員の預金に限定すべきではないか<sup>(注24)</sup>

次いで、2月25日に審議され、質問者は2名であった（1名は22日にも登壇した）。その質問内容は、

- ・準市街地信用組合の取扱いは如何
- ・従来は組合資格が個人資格であったが、統制経済関係で小法人も有資格になるのか
- ・農業団体法施行で農林中央金庫ができると市街地信用組合の親機関から離れることになるが、新たな親機関はどうなるのか<sup>(注25)</sup>
- ・新たな中央機関として、独自の機関が必要との論もあるが、商工組合中央金庫に所属させ、同金庫に中央機関の役割を持たせることもあるのではないか。市街地信用組合の預金を商工中金経由で中小工商业者に貸し付けられることが望ましい
- ・有限会社に対する貸付に関し、商工組合中央金庫改正法でも認められるが、かなりの限定があり、短期貸付に留まる一方、市街地信用組合の有限会社貸付は長期貸付も可能になるので、両者に対する取扱いに不均衡があるのではないか

といったものである。商工組合中央金庫関連の質問は、商工省出身で同次官、法制局長官を務め、戦後は商工中金の理事長職にもあった村瀬直養<sup>なつかい</sup>議員のものである。同日に市街地

信用組合法案は修正もなく全会一致で可決された。

## 4. 法案審議から明らかな点

### [4.1] 審議を概観して

衆議院での特別委員会審議は3日間で約90分、貴族院での審議は2日間約70分程度のものであり、質疑者も衆議院4名、貴族院は延べ4名（実質3名）であった。

質疑の内容は、

- ・市街地信用組合法案による市街地信用組合の範囲(地区)・規模などの外形的要件
- ・組合員外預金の取扱いと預金保護
- ・役員を選任・解任の認可制の取扱い（非組合員からの登用等）
- ・中央機関の在り方（中央機関自体の改組に伴う）
- ・統合・事業譲渡に関わる諸問題

等であった。

興味深いことは、税金の取扱い（法人税等の非課税）、市街地信用組合のあり方の確認（協同組織、非営利、相互扶助、隣保団結等の確認）、組合員外取引、余裕金の運用の安全性等の市街地信用組合制度が信用金庫制度に承継する基本的な理念・思想が貫徹されることが共有の上、承認されたことであろう。

特に、両院の特別委員会での信用組合経営に関わった議員の質問に、当局（大蔵省）の答弁は質問者側にかなりシンパシーを持った

(注) 24. 当局の答弁は、組合員以外の預金の保護について、監督の規定の強化、役員を選任・解任を認可制にしたこと、事業報告書の作成義務とその認可により、預金・貸付等に一定の方式を義務付け、余裕金の運用も法定する等により対応するというものであった（(注23)の速記録、pp.11～12）。

25. 前身の産業組合中央金庫との取引関係が強いので、農林中央金庫を親機関にする旨、答弁された。



もので（注15、16参照）、協同組織に対する深い理解があることを示していた。

#### [4.2] 所管官庁の問題

市街地信用組合制度が確立されたことの意義として、単独法・単行法による大蔵省専管になったことの意義が従来表明されてきた。例えば、『信用金庫読本』は、

「市街地信用組合が、その特殊な立場を自覚するにつれ、都市における近代的金融機関へと脱皮・発展しようとする考えを強め、それに適応した指導・監督、さらには制度の改善を要求する声が、次第に業界内に高まってきた。このため上部機関である産業組合中央会でも、その特殊な立場を考慮して、大正10年より毎年「全国市街地信用組合協議会」を開催して、独自の発展策を協議してきた。しかし、業界が満足するような対策は実現されなかった。このことは、産業組合の管轄が大蔵省と農商務省との共管によるためであるという考えを強めさせ（大正10年当時は農商務省で、大正14年4月に農林省と商工省になった：筆者注）、さらに上部機関である産業組合中央会の指導や産業組合中央金庫の業務運営に対する不満もあって、昭和9年の全国市街地信用組合協議会で「大蔵省専管」が協議されるに至った<sup>(注26)</sup>。

このような情勢から、大蔵省においても、市街地信用組合を単独で律する法律の立案が進められていた。それが昭和18年1月に「市

街地信用組合法案」の議会提出となって具体化した。・・・この法律の成立により市街地信用組合は、多年の宿願であった大蔵省専管のもと、都市における中小企業者、勤労者その他国民大衆の金融機関として、その活動の幅を広げることとなった。」と記載している<sup>(注27)</sup>。

所管庁の問題はかなり深刻であった。これは衆議院特別委員会での山田議員の、長い間、農林大臣の所管であったが、市街地信用組合法により、大蔵大臣の専管になり、庶民金融機関として本然の使命が達成可能になることは、市街地信用組合関係の一人とし、衷心大蔵省当局に敬意を表する、という発言で明らかである。さらに、古田議員の、従来は農林・大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けていた。たとえば、銀行信託等には支店新築開業は許可されているのに対し、市街地信用組合は事務所の狭隘の解決のための改築さえ許されず、地域の制限、子会社への金融制限等、農林省系の消極的指導の下で遺憾に感じていた旨の表明にも示された。

このように市街地信用組合法は、協同組織金融機関の単独法・単行法として成立したことが、その独立性を担保するものとして評価されたともいえるが、より重要なことは日本の金融法制度の中で、非営利・相互扶助の協同組織金融機関が営利金融機関に対峙するものとして位置付けられたことは重要である。戦時下の法律であるので貯蓄増強と中小企業・庶民への資金融通を謳い、国威発揚的な

(注) 26. 先の信州上田のローソク会議。

27. 全国信用金庫協会編『信用金庫読本 第6版』金融財政事情研究会、1997年9月p.87。

意義もあるが、金融法としては相互扶助の下  
の非課税組織で、員外預金も認める一方、預  
金者保護などにも主務大臣が積極的に関わる  
ことで制度の頑健性を担保しようとしている。  
審議の過程では、役員のリモート制が、経営  
に関わる有能な人材の活用に利することなど  
明示して、主務大臣との関係性の重要なこと  
とも示されている。

このように市街地信用組合法は、金融法制  
の中で、重要な位置を占めるという評価が  
もっと明確にされてよい。大正年間には、庶  
民銀行構想があり、海外の貯蓄銀行の役割を  
模索する動きもあったが、市街地信用組合が  
その役割を担ってきたと言えよう。

#### [4.3] 審議の意義

衆議院の審議を通じて質問者が強調してい  
たことは、銀行・貯蓄銀行等の営利会社と市  
街地信用組合の理念的ないし存在意義の相違  
であった。法42条は合併や事業譲渡に関す  
る規定であるが、合併の相手先ないし事業譲  
渡の相手先が普通銀行や貯蓄銀行である場合  
の考え方に顕著で、非営利、相互協同組織の  
市街地信用組合と営利会社の銀行等との合併  
は、理念の異なる機関同士なので、存在意義  
の異なる組織の故、理念的に馴染まないとい  
う点が明確化され、市街地信用組合の考え方  
が明確になった点は組織上も、目的上も、法  
制上も重要である。この点は、法42条関連  
以外の税制上の取扱い等でも信用組合の経営

者である議員から再三再四、枕詞のように、  
意見表明された。

この非営利性、相互扶助性、協同組織性とい  
う理念は、8年後の信用金庫制度に受け継  
がれ、今日に到っていることを鑑みると、衆  
議院の特別委員会での質疑応答は極めて重要  
な論議であったことが分かる。株式会社組織  
の普通銀行等と協同組織形態の市街地信用組  
合との目的関数というか、その理念・組織・  
行動において明確な相違を認めることが、金  
融制度・金融法制を論ずる上で決定的に重要  
になるからである。

この他に、市街地信用組合の各種税制上の  
優遇（非課税措置）、組合員以外からの資金  
吸収措置という点は、現在の信用金庫制度に  
引き継がれており、繰り返し再考されるべき  
である。いわゆる同質化論が往々にして展開  
されるが、原点に戻り整理して考えるべきで  
あろう。

この他に、中央機関の必要性が貴族院でも  
指摘されていた。当時の中央機関は産業組合  
中央金庫で、1943年の農業団体の改組等か  
ら新設の農林中央金庫に移管されることにな  
ったが、農林系であることから種々の困難  
があったため、独自の中央機関が模索される  
一方、商工組合中央金庫を中央機関にする案  
なども検討された。実際には、従来の経緯等  
から農林中央金庫が中央機関になった<sup>(注28)</sup>。

このような整理から分かることは、信用金  
庫の周年史などで指摘されるように、市街地

(注) 28. 中央機関は1945年7月に庶民金融対策として庶民金庫に移管され、庶民金庫が49年6月に国民金融公庫に統合されたため、中央機関不在になった。独自の中央機関創設は、1950年6月の全国信用協同組合連合会設置を俟つことになる。詳細は、信金中央金庫『信金中央金庫七十年史』（2021年3月pp.8~10）にある。

信用組合法によって、産業組合法から分離独立されて、農林省・大蔵省共管から、単独法制により大蔵省専管になった点だけが強調されるのではなく、協同組織金融機関の法制としてその特色・意義が明確化された点をもっと重視すべきと考える。この点は広く共有され、認識されて然るべきであろう。

## 5. 小括

本稿は、現在の信用金庫制度の基になっている市街地信用組合制度への認識がやや偏っている点に、新たな視点を加えようとするも

のである。それは、法案審議の過程で吐露された先人達の強烈なメッセージである。現場の信用組合の経営に携わった経験のある議員が、法案を読み込み、そこにある協同組織の理念を確認し、そこから逸脱しないように鋭く問題点を指摘し、明確な当局の答弁を引き出したことは、現代の信用金庫制度に繋がるいわば快挙である。

山田順策、田中藤作、瀧澤七郎、そして古田喜三太の4氏の功績は、永く信用金庫制度と共に語り継がれるべきであろう<sup>(注29)</sup>。

〔参考〕 注22の絵画（広島平和記念資料館蔵（GE06-10）、2021年10月6日資料掲載許可済）



(注) 29. 全国信用金庫協会の周年史の初巻である『信用金庫史』（5年史の位置付け。1959年6月）には、「議会における法案の審議は積極的に行なわれ、とくに衆議院の特別委員であった山田順作（当時静岡信用組合理事）、田中藤作（当時三和信用組合理事）、滝澤七郎（当時大東信用組合理事）等の諸氏により積極的な質疑が行なわれて、政府の意向をただすとともに、法案の成立に尽くされるところが大であった」〔原文ママ〕（pp.179～180）と記載されている。古田喜三太氏への言及はない。

## 〈参考文献〉

- ・大東信用金庫『信用金庫の生いたちと大東六五年のあゆみ』1988年8月
- ・後藤新一『信組・信金合同の実証研究』ニッキン、1996年5月
- ・広島信用金庫編『広島信用金庫五十年史』1996年3月
- ・加瀬和俊「第11章第4節 市街地信用組合」加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会、1983年2月
- ・小林丑三郎『庶民金融談』明治大学出版部、1914年4月  
(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952354/118?tocOpened=1>)
- ・日本銀行調査局編『日本金融史資料 昭和編 第19巻』(帝国議会議事速記録中金融資料第7)、大蔵省印刷局、1967年1月
- ・日本法令索引 (<https://hourei.ndl.go.jp/#/>)
- ・大蔵省銀行局編『庶民銀行概観』東京国文社、1917年6月  
(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/944595?contentNo=20>)
- ・信金中央金庫『信金中央金庫七十年史』2021年3月
- ・帝国議会議事録検索システム (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>)
- ・全国信用金庫協会編『信用金庫史』1959年6月  
——『信用金庫読本 第6版』金融財政事情研究会1997年9月  
——『信用金庫60年史』2012年8月  
——『信用金庫の沿革と合併等変遷史 ～『信用金庫60年史』別冊』、2012年8月

## 国内観光業はコロナ禍の苦境から抜け出せるか

— 渡航制限下でも国内観光支出は9割回復可能。訪日外国人の支出は円安でかさ上げも —

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

鹿庭 雄介

(キーワード) 観光、コロナ、渡航制限、訪日外国人、対円レート、一人あたり旅行支出、都道府県別

(視 点)

コロナ禍における国内観光業の苦境が続いている。感染拡大が落ち着いた20年夏には、政府によるGoToトラベルの効果もあって一旦は持ち直したものの、その後の感染再拡大によって旅行客数は再び急減している。本稿では、国内観光支出を旅行者別、費目別などに分けることによって、厳しい状況下に置かれている国内観光業が先行きどのような形で回復していく可能性があるか考察してみた。

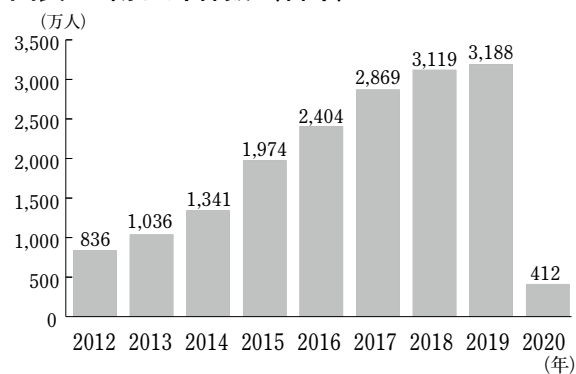
(要 旨)

- コロナ禍が長期化する中で、国内観光業の苦境が鮮明になっている。なかでも、訪日外国人による国内旅行は、渡航制限の影響で急減したままである。東京オリンピックの開催で夏場にやや持ち直す局面もあったが、コロナ前の水準と比べればごくわずかな動きでしかない。
- もっとも、国内観光支出全体に占める訪日外国人による国内旅行の割合はそれほど高くない。全体の7割超を占めるのは日本人による国内旅行であり、渡航制限によって先行き訪日外国人客の回復が進まなかったとしても、これだけでかなりの部分が補えることになる。
- また、渡航制限は同時に日本人旅行客の出国者数急減ももたらす。海外旅行を予定していた日本人がその旅費全額を国内旅行に振り向ければ、19年実績で国内観光支出の9割超を賄うことができる。訪日外国人客の本格回復が当面見込めない現状においては、日本人の国内旅行をしっかり取り込んでいくことがまずは重要となろう。
- 訪日外国人客も感染が収束さえすれば、いつかは戻ってくる。訪日外国人は客数が自然災害や対日関係に左右されやすいのに対し、一人あたり旅行支出は自国通貨の対円レートに影響を受けやすいという特徴を持つ。旅費を現地通貨から円貨に両替する場合、円高が進めば得られる円貨は減少し、円安が進めば得られる円貨は増加する関係にあり、これが一人あたり旅行支出に影響を与えている可能性が高い。
- コロナ前の19年から直近21年10月にかけて、主要国の多くで円安・自国通貨高が進んできた。仮に為替相場が足元10月の水準であった場合、19年の訪日外国人による国内観光支出は8.6%もかさ上げされる計算になる。
- 訪日外国人客がどの国から多く来ているのかは地域差もある。都道府県ごとに為替変動による国内観光支出への影響をみると、台湾からの訪日外客数の比率が高い岩手県でかさ上げ効果が最も大きくなった。国内観光業は訪日外国人客の国籍と対円レートの動きに目を配りつつ、本格回復時にしっかりニーズを取り込めるよう準備しておくことが求められよう。

## 1. 訪日外国人客の動向からみる国内観光業の現状

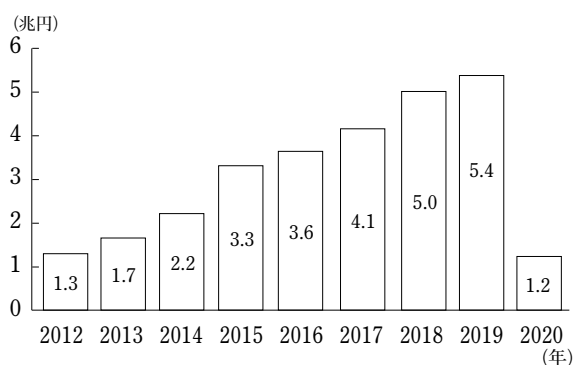
長期化するコロナ禍において、その悪影響を最も受けている業種の一つが観光業であろう。なかでも象徴的なのが訪日外国人客の急減である。日本政府観光局（JNTO）が公表している訪日外客数は、19年の3,188万人から20年には412万人にまで急減している（図表1）。そしてこの厳しい状況は21年に入っても変わっていない。東京オリンピックの選手や関係者の来日などによって、7月（5万人）はやや増加したものの、コロナ前の水準（19年の月平均：266万人）と比べればわずかな動きでしかない（図表2）。そしてこの

図表1 訪日外客数（暦年）



（備考）日本政府観光局（JNTO）資料より作成

図表3 訪日外国人による国内観光支出（暦年）



（備考）観光庁、日本銀行資料より作成

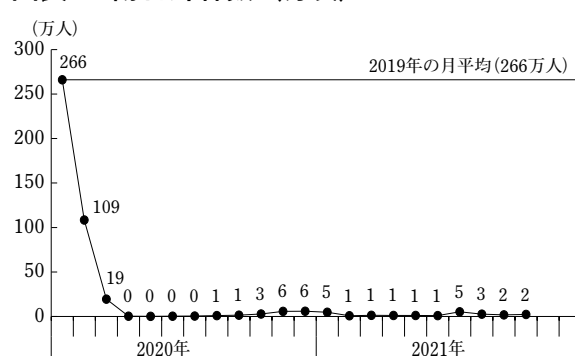
訪日外客数の動きに合わせる形で、訪日外国人による国内観光支出もコロナ以降、急減した状態が続いている（図表3、4）

## 2. 国内観光業の内訳

### (1) 国内観光業を支える日本人の国内旅行

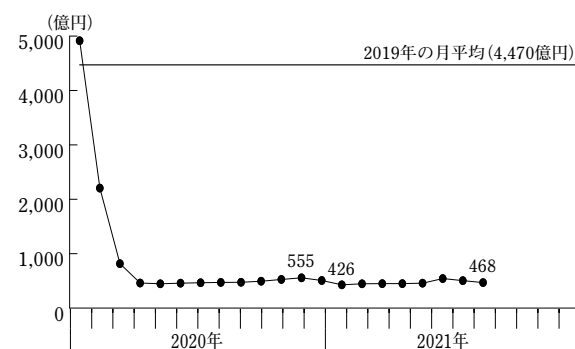
もともと、国内観光支出全体に占める訪日外国人の国内旅行の割合はそれほど高くない。図表5は、国内観光支出を①日本人の国内旅行、②日本人の海外旅行(国内支出分)、③訪日外国人の国内旅行の3つに分けたものである。これをみると、③訪日外国人の国内旅行は、10年代から急ピッチで増加してきたとはいえ、国内観光支出全体に占める割合は直近19年でも2割弱にとどまっている。こ

図表2 訪日外客数（月次）



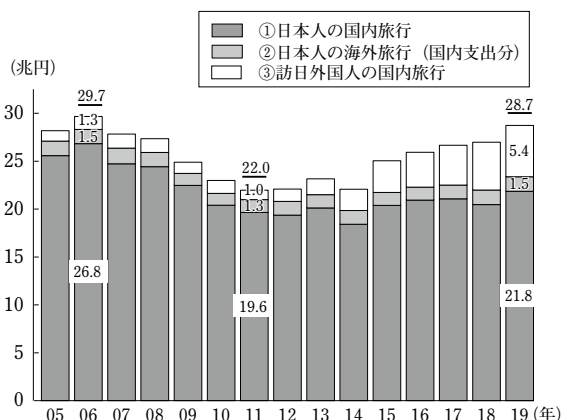
（備考）日本政府観光局（JNTO）資料より作成

図表4 訪日外国人による国内観光支出（月次）



（備考）観光庁、日本銀行資料より作成

図表5 国内観光支出（旅行者別）



(備考) 1. 下線太字の数値は合計を示す  
2. 観光庁「旅行・観光サテライト勘定」より作成

れに対して、全体の7割超を占めているのが①日本人の国内旅行である。リーマンショック前のピーク時(06年:26.8兆円)と比べれば金額は減少しているものの、ここ数年は緩やかながら増加傾向にある。渡航制限の継続によって先行き訪日外国人客の回復が進まなかったとしても、国内での新規感染者数を低水準に抑えることができ、日本人の国内旅行が再開されたならば、国内観光支出のかなりの部分を補えることになるかもしれない。

さらに直近19年のデータを費目別に分けて、①日本人の国内旅行で国内観光支出全体のどれくらいをカバーできるか（日本人の国内旅行によるカバー率)をみたのが図表6である。このうち日本人の国内旅行だけで最も補えているのが、入場料・娯楽費・その他(同87.8%)であり、全体平均(同76.0%)を大きく上回っている。なかでも、スポーツ施設利用料(同98.6%)や温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション(同95.7%)、舞台・音楽鑑賞(同95.7%)、展示会・コンベン

ション参加費(同94.3%)などは、ほとんどが日本人の国内旅行で占められており、たとえば訪日外国人の国内旅行が戻ってこなかったとしても十分な回復が見込めると言えよう。

交通費(同80.0%)も日本人の国内旅行だけで相当程度の回復が期待できる。内訳をみると、ガソリン(同99.3%)や船舶(同95.5%)、バス(同91.1%)のカバー率が9割を超えているほか、新幹線・鉄道・モノレール(同86.4%)もかなりの部分を賄えるようになることが分かる。飛行機(同56.1%)は渡航制限の影響により国際線で厳しい状況が続くと予想される。しかし、日本人の国内旅行が復活し、国内線の利用が増加してくれば、国内観光支出の半分以上を取り戻すことができるかもしれない。

また、宿泊費(同72.5%)や飲食費(同72.3%)、土産代・買物代(同73.0%)も国内観光支出の4分の3近くを日本人の国内旅行だけで賄うことができる。ただ、土産代・買物代については、水産物(同100.0%)や農産物(同93.0%)、菓子類(同83.0%)などのカバー率が高い一方、電気製品(同40.7%)、靴・かばんなど皮革製品(同54.2%)、化粧品・医薬品・写真フィルムなど(同12.9%)といった費目は、訪日外国人による購入が多いことから、カバー率も低くなっている。

## (2) 渡航制限下における潜在国内観光支出

このように、コロナ禍が今後も続き訪日外国人客の受入れ再開が進まなかったとしても、国内での感染拡大を抑えることができ日本人の国内旅行が戻ってくれば、国内観光支

図表6 国内観光支出（費目別、2019年）

(単位：億円)	国内観光支出 合計	日本人の国内旅行		日本人の 海外旅行 (国内支出分)	訪日外国人の 国内旅行	日本人の 国内旅行 による カバー率 (%)
		宿泊旅行	日帰り旅行			
旅行会社収入	3,766	1,680	249	1,593	244	51.2
交通費	90,682	54,113	18,432	9,421	8,716	80.0
飛行機	27,735	13,882	1,687	8,559	3,607	56.1
新幹線・鉄道・モノレール	28,129	18,100	6,192	294	3,543	86.4
バス	5,018	2,664	1,910	166	279	91.1
タクシー・ハイヤー	2,068	1,071	359	99	539	69.1
船舶	1,090	967	74	25	24	95.5
レンタカー・カーシェアリング	4,201	3,124	400	11	667	83.9
ガソリン	11,096	6,960	4,057	79	X	99.3
その他交通費	11,345	7,346	3,753	189	57	97.8
宿泊費	55,023	39,907	0	127	14,990	72.5
飲食費	41,023	23,544	6,135	342	11,001	72.3
土産代・買物代	71,649	36,800	15,478	2,482	16,889	73.0
菓子類	12,240	7,198	2,959	275	1,809	83.0
農産物	1,864	959	774	0	130	93.0
水産物	1,657	1,133	524	0	X	100.0
その他食料品・飲料・酒・たばこ	10,460	5,977	2,710	246	1,527	83.0
衣類・帽子・ハンカチなど繊維製品	10,983	5,876	2,223	613	2,271	73.7
靴・かばんなど皮革製品	4,882	1,898	749	362	1,874	54.2
化粧品・医薬品・写真フィルムなど	7,329	742	204	206	6,176	12.9
陶磁器・ガラス製品	308	197	111	0	X	100.0
本・雑誌・ガイドブック	527	280	74	86	87	67.2
電気製品	1,733	644	62	286	742	40.7
宝石・貴金属	202	0	0	0	202	0.0
その他買物代	19,464	11,897	5,088	407	2,071	87.3
入場料・娯楽費・その他	25,189	14,686	7,438	1,263	1,801	87.8
温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション	2,155	1,532	530	0	93	95.7
テーマパーク・遊園地	5,319	2,907	1,813	0	599	88.7
美術館・博物館・資料館・動植物園・水族館など	1,888	1,095	463	0	329	82.6
スキー場リフト	425	218	97	0	111	73.9
スポーツ施設利用料	1,496	676	798	0	22	98.6
スポーツ観戦	687	227	228	0	232	66.3
舞台・音楽鑑賞	2,014	1,006	921	0	86	95.7
展示会・コンベンション参加費	343	205	118	0	20	94.3
レンタル料	981	657	184	117	24	85.6
マッサージ・医療費	52	0	0	0	52	0.0
その他娯楽等サービス費	1,632	1,027	395	0	210	87.1
旅行保険・クレジットカード入会金	734	314	21	400	X	45.5
パスポート申請費用	419	0	0	419	X	0.0
美容室・理容室	2,040	1,347	553	139	X	93.2
写真のプリント・現像	347	240	81	27	X	92.3
衣類のクリーニング	345	233	89	24	X	93.2
その他	4,311	3,001	1,149	138	23	96.3
合計	287,331	170,730	47,733	15,229	53,640	76.0

(備考) 1. 日本人の国内旅行によるカバー率＝日本人の国内旅行／国内観光支出合計  
 2. Xは適用外または捕捉対象外を示す  
 3. 観光庁「旅行・観光サテライト勘定」より作成



出全体の4分の3程度を補える可能性があることが分かった。

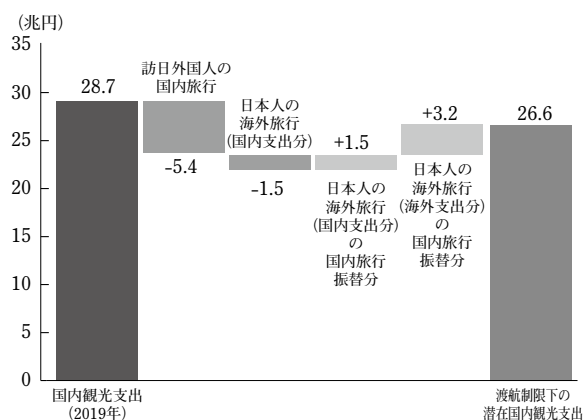
そしてこれに加えて、国内観光支出へのさらなる上乗せも期待できる。各国の渡航制限は訪日外国人客の日本への入国数急減をもたらしたが、同時に日本人旅行客による海外への出国数急減ももたらしている。19年の日本人による海外旅行の支出額は4.7兆円（海外渡航前後における国内支出分が1.5兆円、海外支出分が3.2兆円）にものぼり、同年の訪日外国人による国内旅行の支出額が5.4兆円だったことを踏まえれば、かなりの規模の金額であると言えよう。

仮に、これら海外旅行を予定していた日本人がすべて、渡航制限下で国内旅行に振り替えたとしたら、国内観光支出の回復に大きく貢献することになる。19年を例にとると、渡航制限下では国内観光支出（28.7兆円）が、訪日外国人の国内旅行（△5.4兆円）と日本人の海外旅行（国内支出分、△1.5兆円）の分だけ減少する（図表7）。しかし、海外旅行を予定していた日本人がその旅行費用を

すべて国内旅行に振り替えたとしたら、日本人による海外旅行の国内支出分（+1.5兆円）と海外支出分（+3.2兆円）が新たに上乗せされることになる。こうした点を考慮し算出した渡航制限下の潜在国内観光支出は26.6兆円となり、国内観光支出全体の9割超を賄うことができる。日本人の国内旅行だけだった場合と比較すると、金額で+4.7兆円、カバー率で+16.4%、国内観光支出に上乗せされることになる。訪日外国人客の本格回復が当面見込めない現状において、日本人による国内旅行をしっかりと取り込むことが重要になってくると言えよう。

この潜在国内観光支出を費目別に試算したのが図表8である。これをみると、日本人の国内旅行によるカバー率が相対的に低かった旅行会社収入（51.2%→62.3%）や宿泊費（72.5%→88.2%）、飲食費（72.3%→87.9%）、土産代・買物代（73.0%→88.7%）なども、潜在国内観光支出によるカバー率は大きく上昇している。また、交通費（80.0%→97.2%）も、渡航制限下で海外旅行を断念した日本人の旅行需要をうまく国内旅行で取り込むことができれば、コロナ前とほぼ同水準の売上を確保することが可能になるかもしれない。さらに、入場料・娯楽費・その他（87.8%→106.8%）ではコロナ前を上回る売上も期待でき、また厳しい状況が続いてきたテーマパーク・遊園地（88.7%→107.9%）などでもかなりの追い風が吹くことになるかもしれない。

図表7 渡航制限下の潜在国内観光支出



(備考) 観光庁「旅行・観光サテライト勘定」より作成

図表8 渡航制限下の潜在国内観光支出(費目別、2019年)

(単位：億円)	国内観光支出 合計	渡航制限下の 潜在国内 観光支出			① 日本人の 国内旅行 による カバー率(%)	② 潜在国内 観光支出 による カバー率(%)	増減 (②-①) (%ポイント)
		日本人の 国内旅行	日本人の 海外旅行の 国内振替分				
旅行会社収入	3,766	2,345	1,929	416	51.2	62.3	+ 11.0
交通費	90,682	88,178	72,545	15,633	80.0	97.2	+ 17.2
飛行機	27,735	18,924	15,569	3,355	56.1	68.2	+ 12.1
新幹線・鉄道・モノレール	28,129	29,527	24,292	5,235	86.4	105.0	+ 18.6
バス	5,018	5,560	4,574	986	91.1	110.8	+ 19.6
タクシー・ハイヤー	2,068	1,738	1,430	308	69.1	84.0	+ 14.9
船舶	1,090	1,265	1,041	224	95.5	116.1	+ 20.6
レンタカー・カーシェアリング	4,201	4,283	3,524	759	83.9	101.9	+ 18.1
ガソリン	11,096	13,391	11,017	2,374	99.3	120.7	+ 21.4
その他交通費	11,345	13,491	11,099	2,392	97.8	118.9	+ 21.1
宿泊費	55,023	48,507	39,907	8,600	72.5	88.2	+ 15.6
飲食費	41,023	36,075	29,679	6,396	72.3	87.9	+ 15.6
土産代・買物代	71,649	63,544	52,278	11,266	73.0	88.7	+ 15.7
菓子類	12,240	12,345	10,156	2,189	83.0	100.9	+ 17.9
農産物	1,864	2,108	1,734	374	93.0	113.0	+ 20.0
水産物	1,657	2,014	1,657	357	100.0	121.5	+ 21.5
その他食料品・飲料・酒・たばこ	10,460	10,559	8,687	1,872	83.0	100.9	+ 17.9
衣類・帽子・ハンカチなど繊維製品	10,983	9,844	8,099	1,745	73.7	89.6	+ 15.9
靴・かばんなど皮革製品	4,882	3,216	2,646	570	54.2	65.9	+ 11.7
化粧品・医薬品・写真フィルムなど	7,329	1,151	947	204	12.9	15.7	+ 2.8
陶磁器・ガラス製品	308	374	308	66	100.0	121.5	+ 21.5
本・雑誌・ガイドブック	527	430	354	76	67.2	81.7	+ 14.5
電気製品	1,733	857	705	152	40.7	49.4	+ 8.8
宝石・貴金属	202	0	0	0	0.0	0.0	+ 0.0
その他買物代	19,464	20,646	16,985	3,660	87.3	106.1	+ 18.8
入場料・娯楽費・その他	25,189	26,893	22,125	4,768	87.8	106.8	+ 18.9
温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション	2,155	2,506	2,062	444	95.7	116.3	+ 20.6
テーマパーク・遊園地	5,319	5,737	4,720	1,017	88.7	107.9	+ 19.1
美術館・博物館・資料館・動植物園・水族館など	1,888	1,894	1,558	336	82.6	100.3	+ 17.8
スキー場リフト	425	382	314	68	73.9	89.9	+ 15.9
スポーツ施設利用料	1,496	1,792	1,474	318	98.6	119.8	+ 21.2
スポーツ観戦	687	554	455	98	66.3	80.6	+ 14.3
舞台・音楽鑑賞	2,014	2,343	1,927	415	95.7	116.3	+ 20.6
展示会・コンベンション参加費	343	394	324	70	94.3	114.6	+ 20.3
レンタル料	981	1,022	840	181	85.6	104.1	+ 18.5
マッサージ・医療費	52	0	0	0	0.0	0.0	+ 0.0
その他娯楽等サービス費	1,632	1,729	1,422	306	87.1	105.9	+ 18.8
旅行保険・クレジットカード入会金	734	406	334	72	45.5	55.3	+ 9.8
パスポート申請費用	419	0	0	0	0.0	0.0	+ 0.0
美容室・理容室	2,040	2,310	1,900	409	93.2	113.2	+ 20.1
写真のプリント・現像	347	390	321	69	92.3	112.2	+ 19.9
衣類のクリーニング	345	391	322	69	93.2	113.2	+ 20.1
その他	4,311	5,044	4,150	894	96.3	117.0	+ 20.7
合計	287,331	265,542	218,463	47,079	76.0	92.4	+ 16.4

- (備考) 1. 日本人の国内旅行によるカバー率＝日本人の国内旅行／国内観光支出合計  
2. 潜在国内観光支出によるカバー率＝渡航制限下の潜在国内観光支出／国内観光支出合計  
3. 日本人の海外旅行の国内振替分は、日本人の海外旅行（国内支出分＋海外支出分）を日本人の国内旅行の比率で按分した  
4. 観光庁「旅行・観光サテライト勘定」より作成

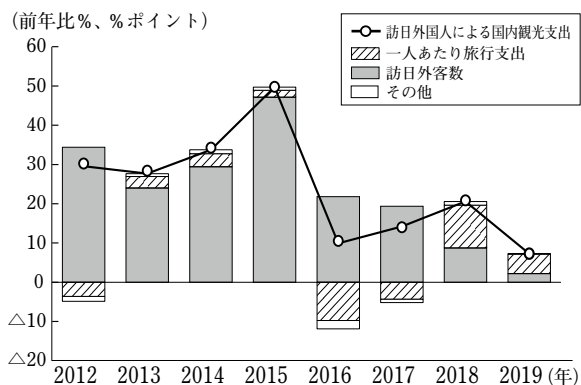
### 3. コロナ後の訪日外国人による国内観光支出

#### (1) 訪日外国人の国内観光支出を左右する要因

以上みてきたように、日本人の国内旅行に加え、海外旅行をあきらめた日本人の旅行需要を国内旅行としてうまく取り込むことができたなら、渡航制限下であっても国内観光支出のかなりの部分を取り戻すことが可能だと分かった。

他方、訪日外国人客はコロナ禍の現状を踏まえると、本格回復にはまだ時間がかかろう。ただ、先進国を中心にワクチン接種が着々と進んでいるほか、ワクチンパスポートの利用開始や待機期間短縮などの入国制限緩和も広がってきている。こうした点を踏まえると、まずはビジネス客の往来が先行して回復し、その後、外国人観光客が徐々に戻って来るような展開が想定される。ここでは、先行き訪日外国人客が戻ってきた際、国内観光支出にどういった影響があるのか、19年実績を基に試算した結果を見ていきたい。

図表9 訪日外国人の国内観光支出（寄与度分解）



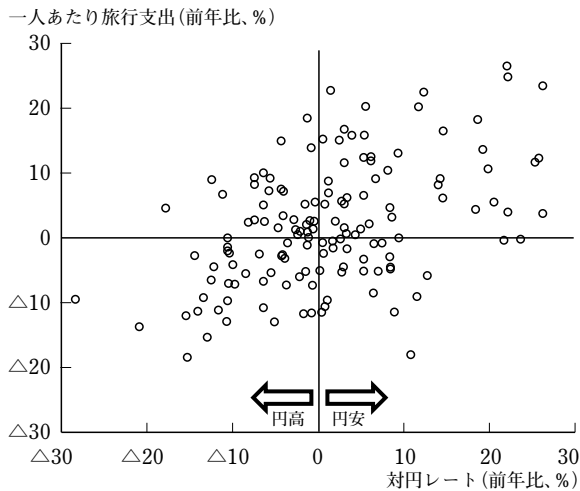
(備考) 日本政府観光局 (JNTO)、観光庁資料より作成

まず、訪日外国人による国内観光支出の伸び率を訪日外客数と一人あたり旅行支出に寄与度分解したのが図表9である。これをみると、訪日外国人による国内観光支出の増加は主に訪日外客数の増加によってもたらされてきたことが分かる。もっとも、直近18年と19年は訪日外客数の伸び率が顕著に低下している。このうち18年は、大阪府北部地震や西日本豪雨といった自然災害の発生を受けて、東アジアの訪日外国人客を中心に来日を控える動きが広がったことが全体を大きく押し下げた。また、19年は輸出管理の厳格化によって日韓関係が悪化し、韓国からの訪日外客数が急減したことが全体を大きく押し下げた。訪日外客数は自然災害や対日関係に左右されやすいと言えよう。

その一方で、一人あたり旅行支出は訪日外客数とは異なり、12年以降、増減を繰り返してきた。このように一人あたり旅行支出が上下に振れる要因の一つとして、為替による影響が考えられる。訪日外国人客が旅行費用を現地通貨から円貨に両替する場合、円高が進めば進むほど得られる円貨は減少し、逆に円安が進めば進むほど得られる円貨は増加する。事実、16年は急激な円高が進んだ年であり、こうした為替の影響を受けて訪日外国人客の一人あたり旅行支出が目減りした可能性が考えられる。

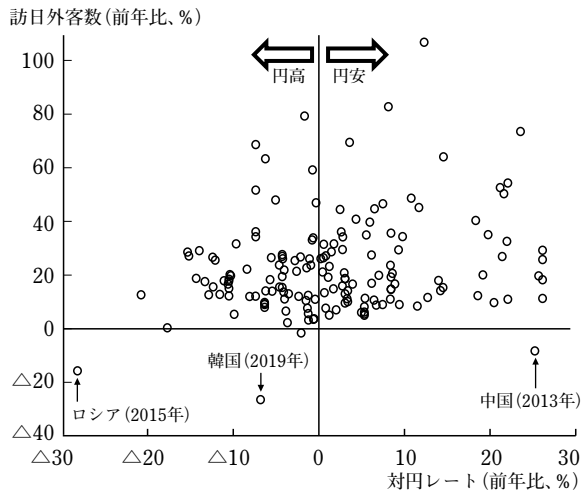
図表10は、12年から19年の8年間における、各国通貨の対円レートと訪日外国人客の一人あたり旅行支出の動きを国別に見たものである。ここでも自国通貨に対して円安にな

図表10 対円レートと一人あたり旅行支出  
(2012年から2019年、国別)



(備考) 1. ここでは訪日外客数の多い主要20か国 (図表12参照)を取り上げた  
2. 観光庁資料、Bloombergより作成

図表11 対円レートと訪日外客数  
(2012年から2019年、国別)



(備考) 1. ここでは訪日外客数の多い主要20か国 (図表12参照)を取り上げた  
2. 日本政府観光局(JNTO)資料、Bloombergより作成

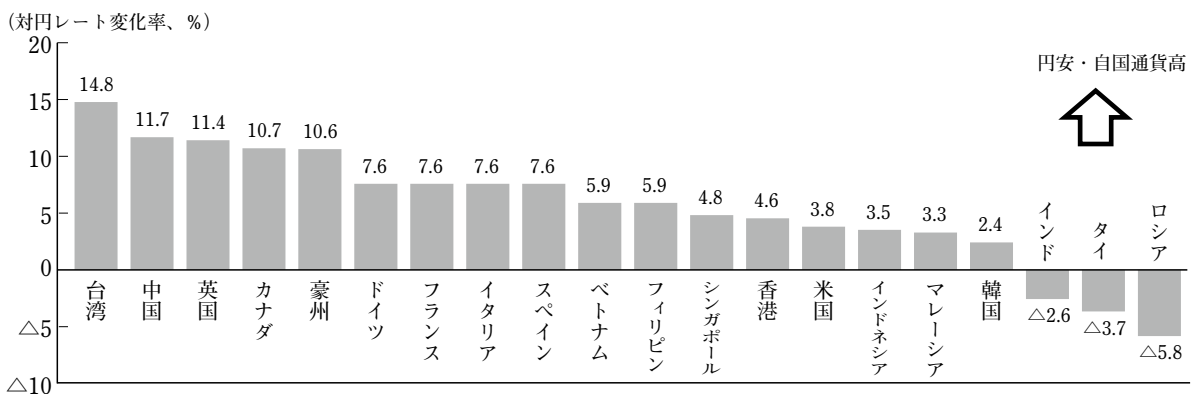
ると一人あたり旅行支出が増加し、円高になると一人あたり旅行支出が減少する右肩上がりの関係性が確認できる。次に、各国通貨の対円レートと訪日外国人客数の動きを国別に比較したのが図表11である。これをみると、本国通貨に対して円高に振れようとも円安に振れようとも、どの国からの訪日外客数は増加を続けてきており、為替に左右されにくい構造を持っていることが分かる。

(2) 円安・本国通貨高でかさ上げされる

訪日外国人による国内観光支出

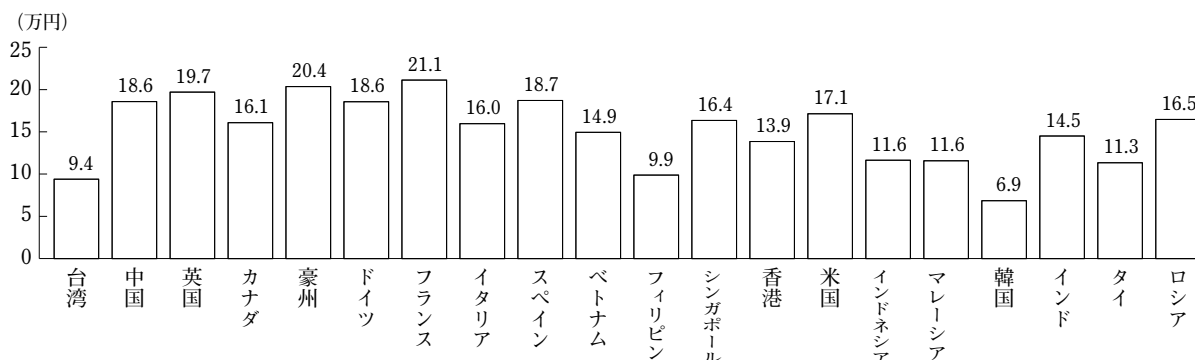
では、コロナ禍において各国通貨の対円レートはどのように動いているのだろうか。感染拡大前の19年平均と直近21年10月平均の主要国通貨における対円レートの動きをみると、多くの国で円安・本国通貨高が進んでいることが分かる (図表12)。コロナショック直後こそ円買い・本国通貨売りが急速に進

図表12 コロナ前後における各国通貨の対円レート (2019年平均→2021年10月平均)



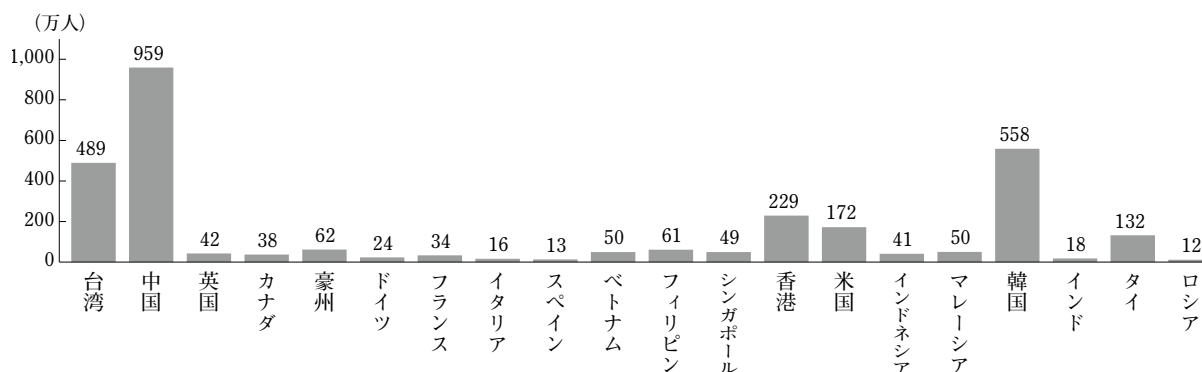
(備考) Bloombergより作成

図表13 一人あたり旅行支出（2019年）



(備考) 観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

図表14 訪日外客数（2019年）



(備考) 日本政府観光局 (JNTO) 資料より作成

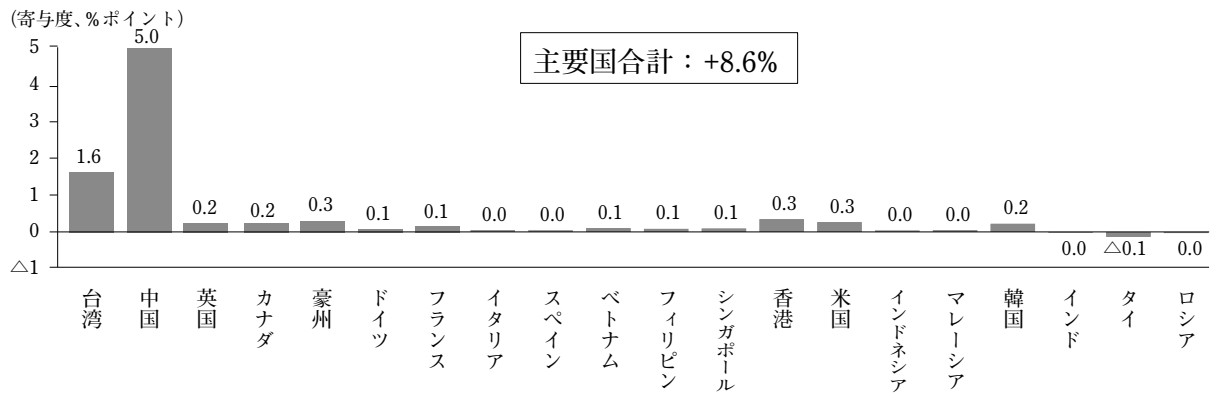
む通貨もあったものの、多くはその後徐々に落ち着きを取り戻してきた。また、米ドルやユーロといった主要通貨と比べて、金融引締めへの転換が日本で遅れていることも円安に振れる要因になったと考えられる。

もっとも、訪日外国人の国内観光支出の総額を見る上では、為替の変動に加えて、国ごとの一人あたり旅行支出や訪日外客数の違いを加味する必要がある。図表13は19年における訪日外国人の一人あたり旅行支出を主要国別にみたものである。最も金額が大きいのがフランス(21.1万円)で、それに豪州(20.4万円)、英国(19.7万円)などの欧米勢が続く。一方、最も金額の少ない国は韓国(6.9万円)

であり、最も多いフランスと比べると、その差は14.3万円にもなる。また、図表14は同年の訪日外客数を主要国別にみたものである。隣国である中国(959万人)や韓国(558万人)、台湾(489万人)からの訪日外客数が突出して多く、これに香港(229万人)、米国(172万人)、タイ(132万人)といった国々が続いている。

こうした訪日外国人の一人あたり旅行支出や訪日外客数の違いを考慮した上で、仮に各国通貨の対円レートが21年10月の水準であった場合、19年の訪日外国人による国内観光支出がどの程度押し上げ、押し下げられるかを試算したのが図表15である。一人あ

図表15 為替変動による訪日外国人の国内観光支出への影響（日本全体、寄与度分解）



(備考) 日本政府観光局 (JNTO) 資料、Bloombergより作成

たり旅行支出と訪日外客数が19年から変化しなくても、為替変動だけで訪日外国人による国内観光支出は全体で8.6%もかさ上げされることが分かった。特に、中国（寄与度：5.0%ポイント）は一人あたり旅行支出と訪日外客数がともに多く、そうした中で円安・元高が急速に進んだため、全体の押上げに大きく寄与することとなっている。他方、韓国（同：0.2%ポイント）は訪日外客数が中国に次いで多いものの、一人あたり旅行支出が主要国の中で最も少ないことや、他国と比べてコロナ禍でそれほど円安・ウォン高が進まなかったことが影響して、押上げ効果は限定的となっている。

### (3) 都道府県別にみた訪日外国人による国内観光支出への影響

ただ、こうした円安・自国通貨高による訪日外国人の国内観光支出のかさ上げ効果は、地域によって訪れる外国人の国籍が異なることから、自ずと差が生じてくる。図表16は、都道府県ごとに19年の訪日外客数が多い上

位5か国を並べてみたものである。中国、台湾、香港、韓国、米国、タイといった国が上位5か国に頻繁に顔を出す点は、どの都道府県もほとんど同じである。その一方で、都道府県を訪れる外国人客の国籍の比率には違いがある。例えば、東北地方では台湾から、3大都市圏では中国から、九州では韓国や香港から、それぞれ最も多くの訪日外国人客が訪れていることが分かる。特に、岩手県は台湾からの訪日外国人客の比率が67.1%と極めて高くなっている。その一方で、和歌山県や埼玉県は最も多く訪れている外国人客が台湾からであることは岩手県と同じであるが、その比率は2割前後と低くなっており、他の国々からも幅広く外国人客を迎え入れていることが分かる。

そして都道府県ごとに異なる訪日外国人客の構成比は、為替変動や一人あたり旅行支出による影響度の違いを通じて、かさ上げ効果に差をもたらす。そこで、この構成比を用いて図表15と同様に、都道府県別に訪日外国人による国内観光支出のかさ上げ効果を試算

図表16 都道府県別にみた訪日外国人客の構成比（国籍別、2019年、上位5か国）

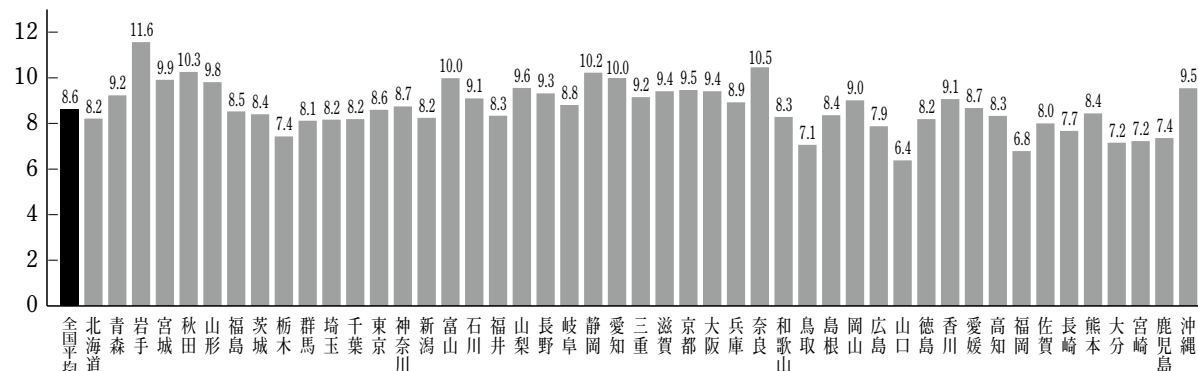
（単位：％）	1位	2位	3位	4位	5位	それ以外
北海道	韓国 (23.7)	中国 (23.4)	台湾 (20.9)	香港 (7.8)	タイ (7.8)	16.4
青森	台湾 (45.9)	米国 (11.5)	香港 (9.9)	中国 (9.6)	韓国 (6.1)	17.1
岩手	台湾 (67.1)	香港 (9.8)	中国 (6.9)	豪州 (2.8)	フランス (1.7)	11.6
宮城	台湾 (52.7)	中国 (9.4)	米国 (6.6)	韓国 (6.4)	香港 (6.3)	18.7
秋田	台湾 (54.5)	香港 (9.2)	中国 (7.7)	タイ (5.1)	米国 (5.0)	18.6
山形	台湾 (49.2)	香港 (10.7)	中国 (6.5)	韓国 (5.7)	タイ (5.0)	22.9
福島	台湾 (29.2)	タイ (13.6)	中国 (12.2)	豪州 (7.5)	米国 (7.4)	30.2
茨城	中国 (30.3)	台湾 (15.0)	韓国 (10.8)	タイ (9.9)	香港 (5.9)	28.0
栃木	台湾 (23.3)	タイ (13.3)	中国 (10.0)	米国 (7.8)	香港 (6.7)	38.9
群馬	台湾 (19.7)	中国 (16.3)	米国 (9.6)	香港 (9.5)	タイ (8.2)	36.8
埼玉	中国 (19.3)	台湾 (16.8)	韓国 (14.8)	タイ (8.6)	香港 (7.0)	33.4
千葉	中国 (26.5)	台湾 (12.7)	米国 (11.2)	韓国 (9.6)	香港 (6.7)	33.3
東京	中国 (31.8)	台湾 (10.4)	米国 (10.0)	韓国 (9.2)	香港 (5.6)	33.0
神奈川	中国 (32.9)	米国 (13.4)	台湾 (9.9)	韓国 (7.3)	香港 (4.2)	32.4
新潟	台湾 (22.0)	中国 (13.0)	豪州 (9.0)	タイ (8.8)	香港 (8.1)	39.0
富山	台湾 (52.6)	香港 (13.7)	韓国 (9.9)	中国 (9.4)	インドネシア (2.7)	11.7
石川	台湾 (34.7)	香港 (12.4)	中国 (8.9)	米国 (7.0)	豪州 (6.0)	31.0
福井	香港 (26.5)	台湾 (26.2)	中国 (11.0)	韓国 (6.3)	米国 (6.2)	23.7
山梨	中国 (50.6)	台湾 (12.3)	タイ (8.7)	香港 (4.8)	米国 (3.3)	20.3
長野	台湾 (36.0)	豪州 (11.2)	中国 (10.1)	香港 (9.8)	タイ (6.9)	26.0
岐阜	台湾 (28.2)	中国 (17.2)	香港 (12.1)	タイ (7.8)	豪州 (4.5)	30.2
静岡	中国 (62.5)	台湾 (6.2)	韓国 (4.1)	米国 (3.8)	タイ (3.5)	19.9
愛知	中国 (53.0)	台湾 (12.6)	香港 (7.0)	韓国 (6.8)	タイ (4.7)	15.9
三重	中国 (32.0)	台湾 (19.4)	香港 (10.9)	韓国 (9.5)	タイ (6.2)	21.8
滋賀	台湾 (34.7)	中国 (23.0)	香港 (12.4)	韓国 (6.5)	米国 (5.7)	17.7
京都	中国 (43.0)	台湾 (10.8)	韓国 (9.9)	米国 (6.6)	香港 (5.5)	24.1
大阪	中国 (42.6)	韓国 (14.5)	台湾 (10.9)	香港 (6.4)	米国 (4.4)	21.2
兵庫	中国 (27.3)	台湾 (20.2)	韓国 (15.7)	香港 (8.4)	米国 (4.5)	23.9
奈良	中国 (59.9)	台湾 (12.1)	香港 (5.2)	韓国 (5.0)	米国 (2.9)	15.1
和歌山	中国 (21.2)	香港 (18.6)	台湾 (12.8)	米国 (7.9)	英国 (5.9)	33.5
鳥取	香港 (27.0)	韓国 (26.2)	台湾 (15.4)	中国 (8.5)	米国 (5.6)	17.3
島根	台湾 (25.4)	韓国 (23.9)	香港 (15.7)	中国 (9.7)	英国 (6.8)	18.5
岡山	台湾 (33.3)	香港 (16.3)	中国 (12.2)	韓国 (10.8)	米国 (4.5)	22.9
広島	米国 (16.9)	豪州 (14.2)	英国 (8.0)	台湾 (7.1)	韓国 (6.6)	47.2
山口	韓国 (50.9)	台湾 (16.7)	米国 (9.2)	香港 (9.0)	中国 (6.4)	7.9
徳島	台湾 (28.3)	香港 (27.3)	中国 (8.6)	米国 (7.8)	韓国 (4.2)	23.8
香川	台湾 (26.6)	中国 (22.1)	香港 (16.6)	韓国 (15.0)	米国 (4.5)	15.2
愛媛	台湾 (30.3)	香港 (18.2)	中国 (12.4)	米国 (6.9)	韓国 (5.2)	27.1
高知	台湾 (22.1)	香港 (19.6)	米国 (13.1)	中国 (8.9)	英国 (6.8)	29.5
福岡	韓国 (52.0)	台湾 (14.2)	中国 (10.7)	香港 (10.2)	タイ (2.5)	10.4
佐賀	韓国 (39.6)	台湾 (22.6)	中国 (17.3)	香港 (14.2)	タイ (2.2)	4.1
長崎	韓国 (36.8)	台湾 (23.3)	香港 (12.4)	中国 (8.1)	米国 (5.9)	13.5
熊本	台湾 (31.4)	韓国 (21.3)	香港 (21.0)	中国 (13.8)	タイ (2.8)	9.7
大分	韓国 (48.0)	台湾 (20.4)	香港 (13.9)	中国 (8.9)	タイ (2.2)	6.5
宮崎	香港 (32.4)	台湾 (26.2)	韓国 (24.1)	中国 (5.7)	米国 (2.5)	9.2
鹿児島	香港 (30.8)	韓国 (24.6)	台湾 (16.6)	中国 (11.5)	米国 (4.1)	12.2
沖縄	台湾 (40.0)	韓国 (24.3)	中国 (16.3)	香港 (10.7)	米国 (3.7)	5.1

(備考) 1. 単一回答  
2. 観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成



図表17 為替変動による訪日外国人の国内観光支出への影響（都道府県別）

（コロナ前比、%）



（備考）日本政府観光局（JNTO）資料、観光庁「訪日外国人消費動向調査」、Bloombergより作成

したのが図表17である。このうち、最もかさ上げ効果が大きくなったのは岩手県（11.6%）である。先述の通り、同県では台湾から訪れる外国人客の比率が極めて高く、そうした中で円安・台湾ドル高が大きく進んだことが、かさ上げ効果を大きくしたとみられる。一方、かさ上げ効果が最も小さかったのが山口県（6.4%）である。同県は韓国から最も多くの訪日外国人客を受け入れている。ただ、韓国ではコロナ禍でも円安・ウォン高がそれほど進んでおらず、また一人あたり旅行支出は主要国の中で最も少ない。こうしたことが同県におけるかさ上げ効果を小さくしていると考えられる。

#### 4. まずは日本人旅行者の取込み強化、次に訪日外国人客のニーズ取込み準備

以上みてきたように、コロナ禍で苦境が続く国内観光業も日本人による国内旅行をしっかりと取り込み、かつ海外旅行を予定していた日本人旅行者の需要を国内旅行でうまく吸収することができれば、たとえ渡航制限下に

あったとしてもコロナ前の国内観光支出の9割近くを回復することが可能となる。そして足元で、新規感染者数が低水準に抑えられる中、GoToトラベルの再開に向けた動きが進んでおり、日本人の国内旅行に対して追い風が吹きつつあると言えよう。

他方、訪日外国人による国内旅行の回復は当面先になることが見込まれる。ただ、コロナ感染が収束さえすれば、訪日外国人客もいつかは戻って来る。コロナ禍では多くの国で円安・自国通貨高が進んでおり、こうしたトレンドが続く中で訪日外国人客が戻ってきた場合には、国内観光支出のかさ上げ効果も期待できる。また、東京オリンピックの開催によって、メディアを通じて世界中の人々が日本を知ることになったことがコロナ後における訪日外国人客の戻りを想定外に加速させる可能性もある。国内観光業は訪日外国人客の国籍と対円レートの動きに目を配りつつ、本格回復時にしっかりとニーズを取り込めるよう準備しておくことが求められよう。



## やさしく読み解くSDGs (2)

### － 自社戦略への組み込みと対外発信のヒント－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主席研究員

平岡 芳博

(キーワード) SDGs、情報発信、統合報告書、IIRC、国際統合報告フレームワーク、  
価値創造プロセス、価値創造ストーリー

(視 点)

2021年6月に再改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、SDGsにも言及した上で、「サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要」、「経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべき」とした記載も新たに盛り込まれるなど、SDGsを巡る情報発信が改めて問われている。

そのような気運も高まる中、企業一般にとってSDGsの取組みの適切な開示方法については十分な手掛かりがあるとは言い難いのが現状である。

本稿では、SDGs情報の開示の1つの“場”ともなっている「統合報告書」を題材に、統合報告書に見られる標準的な構成に触れつつ、その中でSDGs情報がどのように扱われ、どう発信されているかを概観する。

(要 旨)

- 「統合報告書」の制作に際して多くの「統合報告書」が準拠する国際統合報告評議会(IIRC)の「国際統合報告フレームワーク」は、「統合報告書」の基礎となる枠組みとして、「説明の基本理念」と「主題となる項目」を示した上で、企業が有する様々な資本を活用して中・長期的な価値創造につなげる「価値創造プロセス」を呈示している。
- 「統合報告書」は東証一部上場企業など600社近くの企業が発行しているが、SDGs情報を包摂しているものも多く、非発行企業のSDGsの情報発信においても「統合報告書」の建付けや情報内容を1つのプロトタイプとして参考にする価値があると考えられる。

## はじめに

本稿は、2021年6月に公表した「やさしく読み解くSDGs (1) —SDGsとは何者なのか—」(信金中金月報2021年12月号)<sup>(注1)</sup>に続く、連作レポートの第2弾である。

初回のレポートでは、2015年9月の国連サミットで採択された行動計画「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ」を読み解くことを通じて、SDGs (Sustainable Development Goals) という取組みに内蔵された理念や、SDGsが目指す発展のあり方につき整理した。

また、SDGsと民間セクターとの関係性を確認した上で、「(国連サミットで決議された)『2030アジェンダ』に服する義務はないとはいえ、民間セクターにとってSDGsを考慮に入れることが、事業の安定と発展に欠かせない」ことに触れ、SDGsへの向き合い方のヒントとして次のような点を挙げた。

- SDGsは民間セクターの立場からは自由度の高い存在ゆえ、SDGsの理念を十分に理解した上で、「ゴール」や「ターゲット」を取捨選択しつつ、場合によっては、独自の「ゴール」を先取り設定するなどしながら、自社の戦略を定期的に見つめ直し、必要であれば制度設計に修正を加えるといった取組みに活かすことができること
- SDGsという共通言語を通じて発信される“価値創造ストーリー”は、事業の持続的

な発展性を高めるだけでなく、ステークホルダーからの評価を高めることにもつながり得ること

2021年6月に再改訂されたコーポレートガバナンス・コード(東京証券取引所)では、SDGsにも言及した上で、「サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要」、「経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべき」とした記載も新たに盛り込まれるなど、SDGsを巡る情報発信が改めて問われている。

そのような気運も高まる一方、企業一般にとってSDG取組みの“適切な”開示方法をどう捉えるかについて十分な手掛かりがあるとは言い難いのが現状である。

本稿では、東証一部上場企業など600社近くの企業が発行し、SDGs情報の開示の1つの“場”ともなっている「統合報告書」を題材に、統合報告書に見られる標準的な構成にも触れつつ、その中でSDGs情報がどのように扱われ、どう発信されているかを概観するとともに、企業のグッド・プラクティスを紹介する。

## 1. SDGsに係る対外開示の概観

### (1) 企業Webサイトでの情報発信

「統合報告書」に触れる前に、企業WebサイトでのSDGs情報の開示状況に触れておきたい。いうまでもなく、企業Webサイトは企

(注)1. <https://www.sebri.jp/PDF/geppou/2021/2021-12.pdf>

業情報の発信に関し中心的役割を担う場であり、会計基準に則って市場に開示された財務情報はもとより、いわゆる非財務情報を含む様々な情報やデータが、ここに置かれている。

SDGsに係る情報は、トップページ直下の階層（「サステナビリティ経営」「CSR」など）に『SDGsの取組み』といった形で置かれていることが多い<sup>(注2)</sup>。

企業Webサイト上のSDGs情報については、もとより定まった形式があるわけではないが、各社のWebサイトを横断的に眺めた限りでは、内容は千差万別と言える。

SDGsの消化・実装の状況を「統合報告書」に比肩するレベルで開示しているものがある一方、企業の経営ビジョンごとにSDGsのピクトグラム（アイコン）を貼り付けたものや、事業の社会的意義を示すにとどまるものも散見され、総じて、規模や上場・非上場等によっても違いが大きいように感じられる。

## (2) 「統合報告書」を通じた情報発信

### ① 「統合報告書」の位置づけと現状

「統合報告書」とは、企業価値向上に係る情報に対する株主・投資家からの開示要請の高まりを背景として発行されるようになった報告書である。「統合報告書」の中で発行企業は、財務情報だけでなく様々な

非財務情報も開示した上で、どのような将来を望み、どのような価値を生み出そうとしているのかという将来像を描き、投資家などステークホルダーに伝えることになる。

「統合報告書」の発行は、わが国では任意開示であるが、発行企業数は2013年の90社水準から年々増加し、2020年12月末現在579社に上っている<sup>(注3)</sup>。

### ② 「国際統合報告フレームワーク」の主なポイント

では、「統合報告書」は一般的にどのような構成になっているのだろうか。

「統合報告書」の制作に際して多くの「統合報告書」が準拠<sup>(注4)</sup>する国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council: IIRC）の「国際統合報告フレームワーク」(the International (IR) Framework)<sup>(注5)</sup>は、「統合報告書」の基礎となる枠組みとして、「説明の基本理念」(Guiding Principles)（**図表1**）と「主題となる項目」(Content Elements)（**図表2**）を示している。

その上で「国際統合報告フレームワーク」は、企業が有する様々な資本を活用して中・長期的な価値創造につなげる“価値創造プロセス”を呈示する（**図表3**）。

「統合報告書」には、以上のような枠組

(注)2. 「統合報告書」を発行している企業にあっては、「統合報告書」がPDFやデジタルブックの形で企業Webサイト（「株主・投資家向け情報」や「IR資料室」などのページ）にも置かれるのが通常である。なお、別途「サステナビリティ・レポート」を掲載している企業も多く見られる。

3. 企業価値レポート・ラボ（2021年2月）『日本の持続的成長を支える統合報告の動向2020』

なお、同報告書では、レポート数の集計に当たって、表題（「統合報告書2020」、「アニュアルレポート2020」、「(企業名)レポート2020」など様々）に関わらず、内容から判断しカウントしている。

4. 統合報告書のプロトタイプとなる開示基準は複数存在する（いずれもソフト・ロー的なもの）が、主だった統合報告書を見る限り、IIRCの「国際統合報告フレームワーク」を含む複数の基準に準拠した旨を述べているものが多い。

5. 2013年12月策定、2021年1月改訂版公表（補足説明の追加や定義の見直し改訂の中心）。内容としては、全体として定性情報中心で、開示の自由度も高いことが指摘できる。

図表1 説明の基本理念

説明の基本理念	Guiding Principles	7つの基本理念は、「統合報告書」の主題と情報の示し方の説明として、報告書の制作と情報発信を下支えするものである。
① 戦略へのフォーカスと将来像の呈示	Strategic focus and future orientation	「統合報告書」は、組織の戦略に対する見通しと、当該戦略が短期・中期・長期に亘って組織の価値創出力、ならびに資本面の活用と効果にどうつながるか、につき知見を示すものでなければならない。
② 整合性ある情報開示	Connectivity of information	「統合報告書」は、時間が経過する中で、組織の価値創出力に影響を及ぼす諸要素の組合せ・相関・非相関の絵姿につき俯瞰的に示すものでなければならない。
③ ステークホルダーの理解に資する情報発信	Stakeholder relationships	「統合報告書」は、主要ステークホルダーとの固有の関係性（ステークホルダーの正当な要求/関心事につき、組織としてどのように（どの程度）考慮し応えるか、など）につき知見を示すものでなければならない。
④ マテリアリティ	Materiality	「統合報告書」は、短期・中期・長期に亘る組織の価値創出力に大きな影響を及ぼす事柄につき開示するものでなければならない。
⑤ 簡潔性	Conciseness	「統合報告書」は簡潔でなければならない。
⑥ 信頼性ならびに遺漏なき情報開示	Reliability and completeness	「統合報告書」は、（プラス情報であれマイナス情報であれ）すべての重要事項を、衡平かつ重大な誤謬なく包含するものでなければならない。
⑦ 首尾一貫性と比較可能性	Consistency and comparability	「統合報告書」記載の情報は、(a)過去の発信情報と整合的なベース、かつ、(b)将来の価値創出力を測るために重要な限りにおいて他の組織との比較が可能な形で呈示されなければならない。

(備考) IIRC『国際統合報告フレームワーク』(2021年改訂版(サマリー))より 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成

図表2 主題となる項目

主題となる項目	Content Elements	主題となる8項目は、その根本において相互に関連し、ベクトルを同じくする要素である。
① 組織の概要と外部環境	Organizational overview and external environment	当該組織の事業が何で、経営を取り巻く環境はどうか？
② ガバナンス	Governance	当該組織のガバナンス体制は、短期的・中期的・長期的な価値創出力に対し、どのような形で下支えとなっているか？
③ ビジネスモデル	Business model	当該組織のビジネスモデルはいかなるものか？
④ リスクと機会	Risks and opportunities	短期・中期・長期に亘る組織の価値創出力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会は何か？ また、当該組織はどのように対処しているか？
⑤ 戦略ならびに資源配分	Strategy and resource allocation	当該組織が何を目指し、どのようにしてそこに到達しようとしているか？
⑥ パフォーマンス	Performance	当該組織は、該当期間につき戦略上の目標をどの程度達成したか？ また、資本にもたらした結果はどうか？
⑦ 見通し	Outlook	当該組織は、戦略を遂行する中でどのような試練と不確実性に遭遇する可能性があるか？ また、ビジネスモデルと将来業績の行き足として、どのような可能性があるか？
⑧ 説明の前提となる事項	Basis of presentation	「統合報告書」に盛り込む事項を当該組織はどのように決定し、定量化と評価をどのように行っているか？

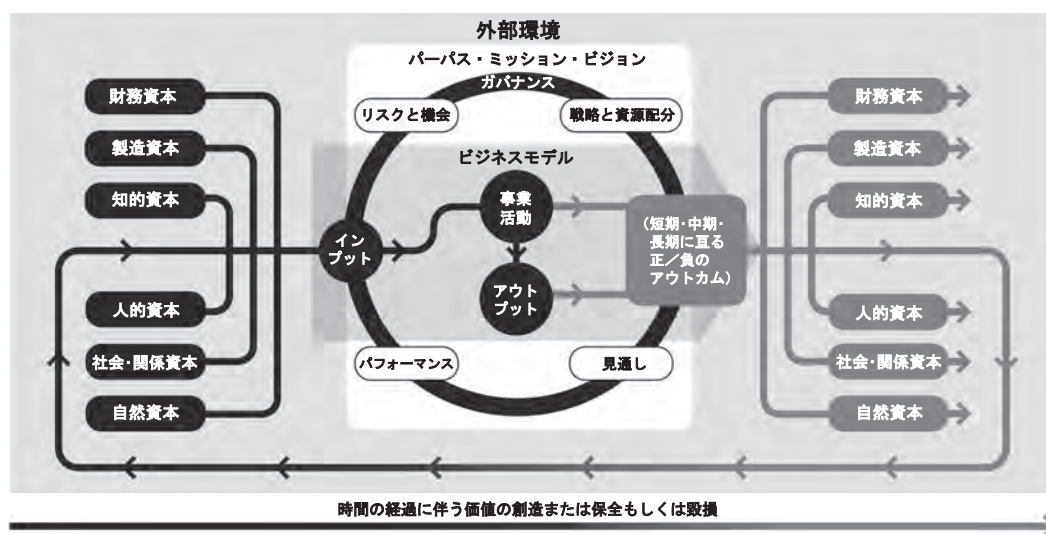
(備考) IIRC『国際統合報告フレームワーク』(2021年改訂版(サマリー))より 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成

みに沿って各社の価値創造プロセスが描かれているものが多いが、中には自社の存在意義（パーパス）から説き起こすなど、“型”を超えて骨太に自社の価値創造ストーリーを打ち出すものなども見られる。

いずれにしても、以上のような成り立ちを持つ「統合報告書」には、SDGs情報を包摂しているものが多い。



図表3 価値創造プロセス



(備考) IIRC『国際統合報告フレームワーク』(2021年改訂版)より抜粋(和訳は 信金中央金庫 地域・中小企業研究所)

## 2. 「統合報告書」に見るSDGs

本章では、過去数年の「日経アニュアルリポートアワード」<sup>(注6)</sup>受賞企業の統合報告書の中から、フレームワークに準拠した情報内容と建付けに沿った報告書の記載例として2例を紹介する。紙幅の都合上2社のみ、「マテリアリティ」関連ページのみの紹介となるが、ご関心の向きはぜひ各社Webサイトから統合報告書にアクセスされたい。

なお、取り上げた2例は、本稿の脱稿時点における最新バージョンからの抜粋である。統合報告書の発行時期は必ずしも一律ではなく、同一企業でも年度によって説明項目に強弱があることには留意いただきたい。

以下、2つの記載例につき補足する。

### (1) カルビー株式会社

(「日経アニュアルリポートアワード2020」優秀賞)

SDGsなどを参考に社会課題をリストアップするステップから始まる「マテリアリティ」の特定プロセスと、主な施策への落とし込み過程がクリアに整理・表現されている(図表4)。

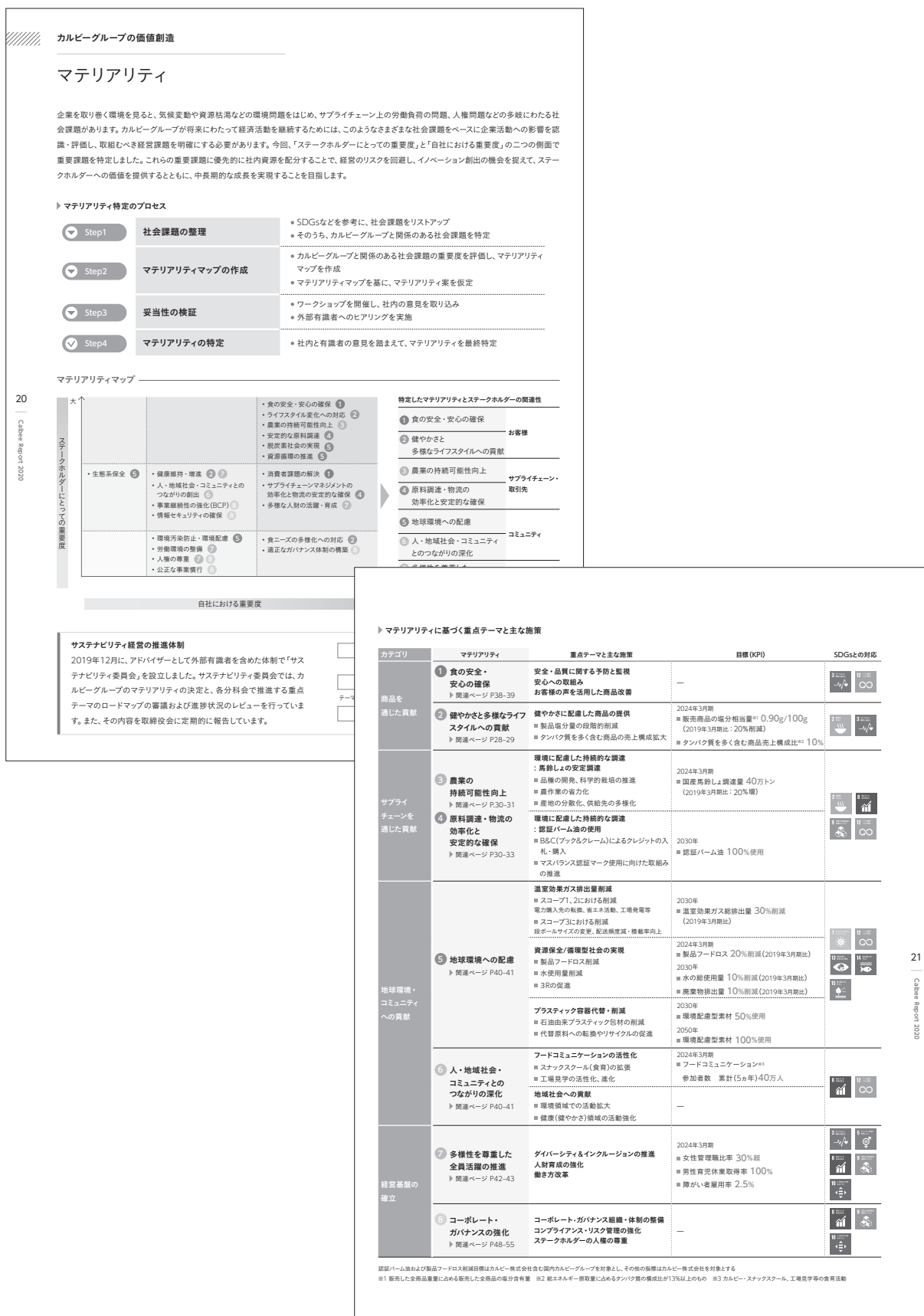
### (2) MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

(「日経アニュアルリポートアワード2016」特別賞、同2017優秀賞、同2018グランプリ、同2019準グランプリ、同2020優秀賞)

2021年版の「マテリアリティ特定」ページには個別のSDGは記載されていないが、同社が取り組む、SDGsを“道しるべ”としたCSV(社会との共通価値の創出)の取り組みにおける重点課題の特定過程が簡潔に示されている(図表5)。

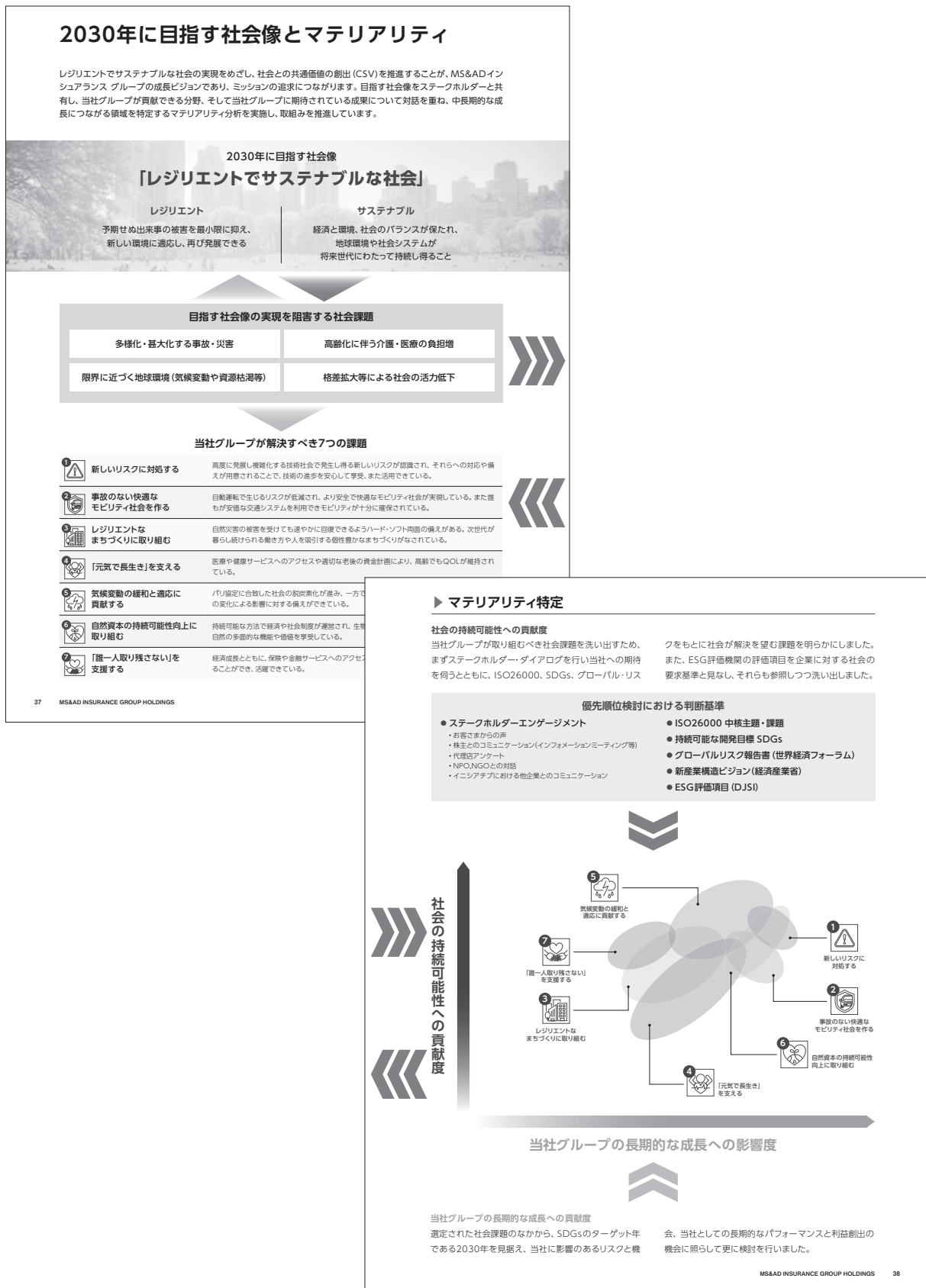
(注)6. 現「日経統合報告書アワード」(2021年より改称)。

図表4 記載例1 (カルビー株式会社)



(備考) カルビー株式会社『Calbee Report 2020 (カルビーグループ統合報告書)』より抜粋 (※上記2ページが左右見開き)

図表5 記載例2 (MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社)



(備考) MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社『MS&AD統合レポート 2021』より抜粋  
(※上記2ページが左右見開き)

### 3. 「統合報告書」はSDGs情報の開示 にとって参考になるか

ここまで見てきたとおり、「統合報告書」は現在、SDGsに係る情報発信についても1つの“場”を形成している。「統合報告書」の発行企業にあつては、引き続きここを主な情報発信場所とすることができ、非発行企業にあつても、SDGsの情報発信において「統合報告書」の建付けや情報内容を1つのプロトタイプとして参考にする価値があると考えられる。

なお、その際、当該企業の状況（上場・非上場など）を踏まえ、記載項目の取捨選択を行う等の工夫は必要になってこよう。

#### 〈参考資料〉

- ・企業価値レポートニング・ラボ（2021年2月）『日本の持続的成長を支える統合報告の動向2020』  
[http://cvrl-net.com/archive/pdf/list2020\\_202102.pdf](http://cvrl-net.com/archive/pdf/list2020_202102.pdf)
- ・国際統合報告評議会「国際統合報告フレームワーク」  
<https://integratedreporting.org/international-framework-downloads/>
- ・カルビー株式会社『Calbee Report 2020（カルビーグループ統合報告書）』  
[https://www.calbee.co.jp/ir/pdf/2020/calbee2020\\_all.pdf](https://www.calbee.co.jp/ir/pdf/2020/calbee2020_all.pdf)
- ・MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社『MS&AD統合レポート2021』  
[https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/library/disclosure/main/01/teaserItems2/0/link/MSAD\\_0922.pdf](https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/library/disclosure/main/01/teaserItems2/0/link/MSAD_0922.pdf)

### おわりに

IIRCの「国際統合報告フレームワーク」は「統合思考」（integrated thinking）にも言及している。

「統合思考」とは「企業内の様々な事業単位・機能単位と、企業が活用・作用する資本との関係について、企業が能動的に考えること」であり、そのような思考の集積が一体となって「価値の創造（もしくは保全または毀損）に向けた統合的な決断と行動につながる」とする。

その点、SDGsも企業の統合的な決断に向け重要なコンポーネントの1つであり、「統合思考」への組込みが欠かせない。



## 大和証券グループのSDGsへの取組み

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席主任研究員

とね かずゆき  
刀襦 和之

(キーワード) SDGs、大和証券グループ、KPI、非財務KPI、進捗管理、モニタリング、報酬等への反映

(視 点)

SDGs宣言を行った信用金庫は、2021年3月時点で7割に達し、2021年度中の宣言予定を加えると8割を超える見込みである（2021年3月当研究所調べ）。SDGsに対する社会的な要請が強まるなか、多くの信用金庫の問題意識は具体的な施策の進捗管理や成果判定に移りつつある。今後は、SDGs達成に向けたKPIを事業計画などに盛り込み、進捗管理（モニタリング）していくことが求められよう。

そこで本稿では、経営戦略としてSDGsに取り組む大和証券グループを紹介する。同社グループは、2021年5月に策定した経営ビジョンを踏まえ中期経営計画（2021～2023年度）にSDGsに関する非財務のKPIを設定するなど、グループ横断的にSDGsに取り組んでいる。

(要 旨)

- 2021年3月時点の信用金庫のSDGs宣言状況は7割に達し、各信用金庫の具体的な取組みも加速がみられる。
- 信用金庫がSDGsに取り組むうえでの問題意識は、宣言を実施することからKPIの設定やその後の進捗管理、さらには成果判定などに移りつつある。
- 大和証券グループは、経営戦略としてSDGsに取り組むなか、2021年5月には2030年の目指す姿「2030Vision」を公表済みである。
- 同社グループは、中期経営計画においてSDGsに関する非財務KPIを設定している。その達成状況は取締役会に報告され、経営陣の役員報酬に反映される。

## はじめに

SDGs宣言を行った信用金庫は、2021年3月時点で7割に達し、2021年度中の宣言予定を加えると8割を超える見込みである（2021年3月当研究所調べ）。SDGsに対する社会的な要請が強まるなか、多くの信用金庫の問題意識は具体的な施策の進捗管理や成果判定に移りつつある。今後は、SDGs達成に向けたKPIを事業計画などに盛り込み、進捗管理（モニタリング）していくことが求められよう。

そこで本稿では、経営戦略としてSDGsに取り組む大和証券グループを紹介する。同社グループは、2021年5月に策定した経営ビジョンを踏まえ中期経営計画（2021～2023年度）にSDGsに関する非財務のKPIを設定するなど、グループ横断的にSDGsに取り組んでいる。

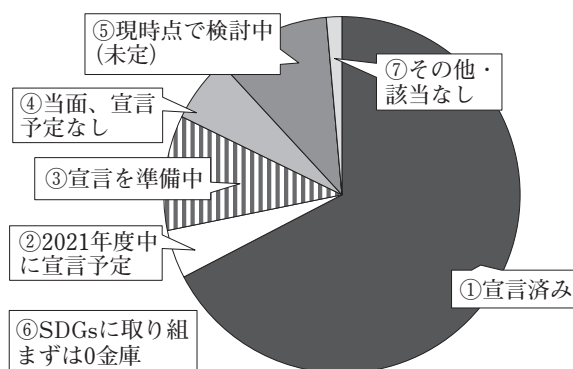
## 1. 信用金庫のSDGs宣言の状況

### (1) 宣言金庫数

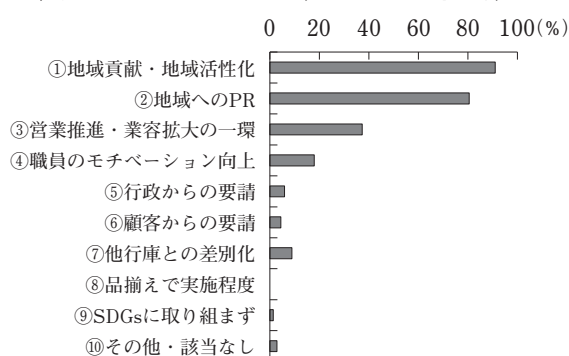
2021年3月時点における信用金庫のSDGs宣言の実施状況は、「宣言済み」が67.1%となった<sup>(注1)</sup>（2021年3月当研究所調べ、**図表1**）。「2021年度中に宣言予定」などを加えると、8割を超える信用金庫がSDGs宣言に前向きである。

信用金庫がSDGsに取り組む目的は、「地域貢献・地域活性化」が91.0%に、「地域へ

**図表1 SDGs宣言状況（2021年3月）**



**図表2 取組みの目的（3つまで回答可）**



（備考）**図表1**から3まで調査対象は67金庫（2021年3月調べ）

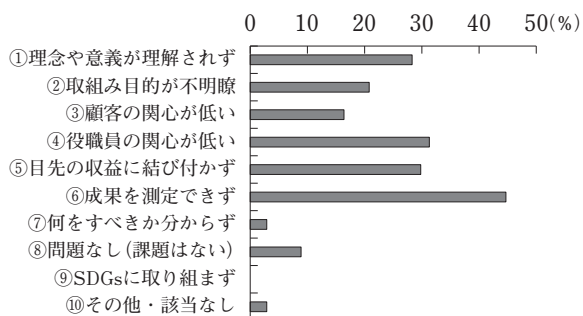
のPR」は80.5%に達した（**図表2**）。また「営業推進・業容拡大の一環」が37.3%、「職員のモチベーション向上」も17.9%となるなど、信用金庫として積極的にSDGsに取り組む姿勢が窺われる。

### (2) 検討課題

その一方でSDGs取組み時の検討課題を尋ねると、「成果を測定できず」が44.7%と最も高く、「役職員の関心が低い」「目先の収益に結び付かず」「理念や意義が理解されず」は3割前後の回答割合であった（**図表3**）。SDGs

(注)1. 詳しくは、金融調査情報（2021-9）「コロナ禍における信用金庫経営②一事前課題の集計結果」を参照  
 なお、SDGsの概要等については、信金中金月報（2020年9月号）「ゼロから考える「信用金庫のSDGs」—Q&AでみるSDGsの有用性—」、信金中金月報（2021年12月号）「やさしく読み解くSDGs（1）—SDGsとは何者なのか—」、信金中金月報（2022年1月号）「やさしく読み解くSDGs（2）—自社戦略への組み込みと対外発信のヒント—」を参照

図表3 取組み時の検討課題 (3つまで回答可)



宣言を実施済みの信用金庫が増えるなか、多くの信用金庫の問題意識は、宣言の実施から、KPIの設定やその後の進捗管理に移りつつあるようだ。役職員がSDGsへの関心を高め、積極的に取り組み続ける仕組みづくりが必要である。そのためにも事業計画（目標設定）とSDGsをリンクさせ、PDCAでモニタリングしていく体制の構築が求められる。

本稿では、経営戦略としてSDGsに取り組む大和証券グループを取り上げる。同社グループは2018年度より「SDGs推進委員会」を設置し、グループ横断的にSDGsを推進する。2021年5月に策定した「中期経営計画」において非財務KPIを設定するなど、モニタリングにも力を入れる。また非財務KPIの進捗状況は、SDGs推進委員会や取締役会に報告され、経営陣の役員報酬に反映される。

## 2. 大和証券グループのSDGs推進体制

東京都千代田区に本社を置く大和証券グループは、2018年5月「Passion for SDGs～大和証券グループSDGs宣言～」を公表し、経営戦略としてSDGsに取り組む姿勢を全面に打ち出した（図表4）。

同社グループは、SDGs推進に関するグ

図表4 同社の概要

会社名	株式会社大和証券グループ本社
発足	1999（平成11）年4月26日
本社所在地	東京都千代田区丸の内
資本金	2,473億円
株主数	150,789名
主なグループ会社	大和証券(株)、大和アセットマネジメント(株)、(株)大和総研 等

(備考) 2021年3月末

ループ方針などを議論する場として、2018年度より「SDGs推進委員会」を設置している（図表5）。

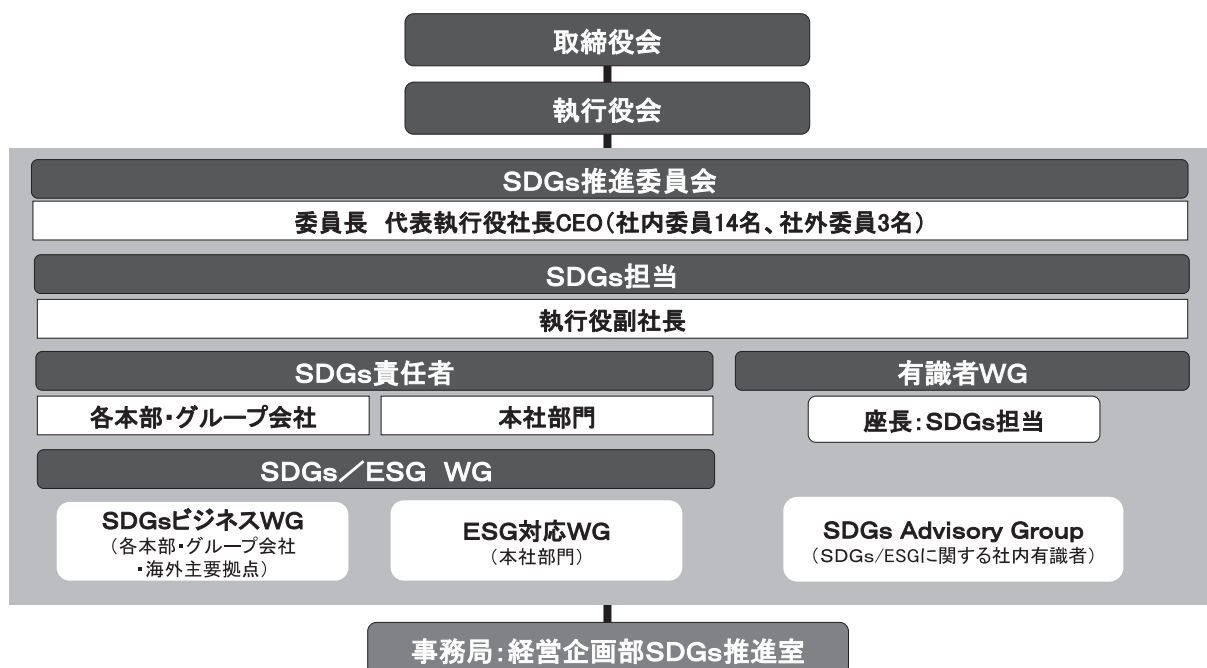
同委員会は、SDGsやESGの取組みについて議論し、その内容を取締役会・執行役会に適宜報告する役割を担う。必要に応じて取締役会・執行役会は報告内容を審議するほか、SDGsやESGに関する重要な方針決定などについては取締役会が決議する体制である。

同委員会の構成をみると、委員長に社長（代表執行役社長CEO）を、SDGs担当に執行役員副社長を据え、社内委員14人と社外委員3人からなる。

同委員会の傘下には、各本部およびグループ会社の担当役員などからなる「SDGs責任者」を配置する（図表6）。加えて2021年度には担当者を中心とする「SDGsビジネスWG（ワーキンググループ）」「ESG対応WG（ワーキンググループ）」を新設した。

なお、同社グループのSDGsに関する事務局は、大和証券グループ本社の経営企画部SDGs推進室が担う。同室は、SDGsにかかるグループ全体の展開や連携強化、社内浸透、対外広報などを担当業務とする。

図表5 大和証券グループのSDGs推進体制（2021年度）



(備考) 図表4から12まで大和証券グループ本社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表6 各担当の役割

SDGs担当	大和証券グループ全体のSDGsに資するビジネスの推進、およびサステナブル経営の基盤強化への取組みを統括
SDGs責任者	大和証券グループ内の各組織（各本部・グループ会社）において、SDGs関連ビジネスの推進およびKPIの進捗管理を実施
SDGs Advisory Group	SDGsやESGに関する大和証券グループ内の実務者で構成。それぞれの知見に基づいて議論・情報共有を実施
SDGsビジネスWG	SDGs責任者のもとで、KPIのモニタリング、SDGs関連ビジネスの進捗状況の把握、課題の洗い出しおよびそれらの課題に対する企画・実施
ESG対応WG	大和証券グループ本社のESGに関する外部評価（投資家および評価機関）等を参考にし、ESG対応を拡充・強化

### 3. 中期経営計画 “Passion for the Best” 2023 策定までの流れ

同社グループは、前述のSDGs推進委員会を中心となってSDGsに取り組んでおり、2021年5月にはSDGsの考え方を経営戦略に据えた中期経営計画を策定済みである。同社グループのSDGsに関するこれまでの取組みは次のとおりとなる（図表7）。信用金庫の関心が高いと想像されるKPI設定およびモニタリングは、2021年度より本格運用を開始した。

#### (1) 「中期経営計画 “Passion for the Best” 2020」策定および「Passion for SDGs～大和証券グループSDGs宣言～」公表

同社グループが2018年5月に策定した「中期経営計画 “Passion for the Best” 2020」は、経営戦略のベースにSDGsの考え方を取り入れた構成となる。同社グループが競合他社との競争に勝ち残っていくには、単なる収益の追求ではない時代の変化を先取りした思想を取り込んでいく必要があると考えた。また中期経営計画の策定に合わせて、同社グループSDGs

図表7 中期経営計画の策定までの流れ

2015年	9月	国連サミットでSDGs採択（参考）
2018年	2月	「SDGs推進委員会」の設置を公表
〃	5月	「中期経営計画“Passion for the Best”2020」（2018～2020年度）策定
〃	〃	「Passion for SDGs～大和証券グループSDGs宣言～」公表
2019年	5月	「SDGsマテリアリティおよびSDGs推進アクションプラン」策定
2020年	5月	「2020年度SDGs推進KPI」試行導入
2021年	5月	経営ビジョン「2030Vision」、および「中期経営計画“Passion for the Best”2023」（2021～2023年度）策定

宣言「Passion for SDGs～大和証券グループSDGs宣言～」を公表し、明文化している。

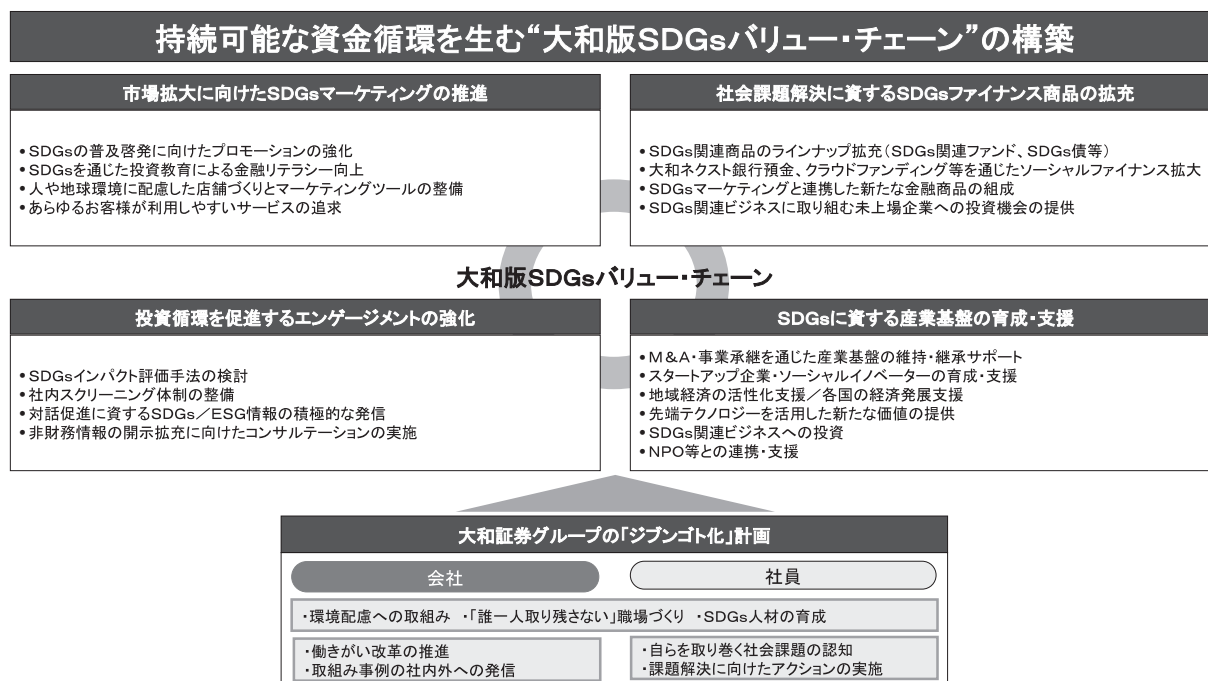
(2) 「SDGsマテリアリティおよびSDGs推進アクションプラン」策定

同社グループは、2019年5月、大和証券グループのSDGsマテリアリティ（重点分野・重点課題）を特定すると同時に、その対応策である「大和証券グループSDGs推進アクションプラン“Passion for SDGs”2019」を策

定した（図表8）。

同アクションプランでは、持続可能な資金循環を生む“大和版SDGsバリュー・チェーン”を構築するため、①市場拡大に向けたSDGsマーケティングの推進、②社会課題解決に資するSDGsファイナンス商品の拡充、③SDGsに資する産業基盤の育成・支援、④投資環境を促進するエンゲージメントの強化を掲げると同時に、⑤大和証券グループの「ジブンゴト化」計画の5つをアクション

図表8 SDGs推進アクションプラン“Passion for SDGs”2019





テーマに設定している。

同社グループは、グループ横断的にSDGsに取り組むためには、トップダウンによる施策決定では不十分で、一人ひとりの社員によるボトムアップが必要と考えた。そこで各本部・グループ会社の担当で構成される「SDGs推進連絡会」が現行ビジネスに加え翌年度に取り組めそうなアイデアを、社員有志による「SDGsワーキンググループ」が2030年の同社のありたい姿からアクションプランを、それぞれ検討しアクションプランに反映させている。

### (3) 「2020年度SDGs推進KPI」 試行導入

同社グループは、前述のアクションプランの取組みを加速させるため、アクションテーマごとに「2020年度SDGs推進KPI」を設定し、その進捗状況をモニタリングすることにした（図表9）。SDGs推進に関する具体的なKPI設定は、同社グループにとって初めての試みだったこともあり、KPIの具体的な内容は、各本部・グループ会社と意見交換を行いながら内容を固めた。

なお、グループ各社を巻き込んだKPIの設定について、グループ会社などから消極的な意見は出なかった。もともと同社グループ

図表9 2020年度SDGs推進KPI

アクションテーマ	KPI	取組み概要
市場拡大に向けたSDGsマーケティングの推進	SDGs研修修了者数	✓外部講座を通じたSDGsナレッジの習得
社会課題解決に資するSDGsファイナンス商品の拡充	SDGs債リーゲテーブル	✓グリーンボンド、ソーシャルボンドなど、SDGsに貢献する事業への資金供給を支援
	応援定期預金残高	✓預金残高に応じた寄付による社会課題解決を推進
	SDGs関連ファンドの取扱実績※1	✓お客様のSDGs/ESGへの関心の高まりに対応し、関連ファンドのラインナップを拡充
SDGsに資する産業基盤の育成・支援	SDGs関連ファンドの純増※2	✓SDGs/ESGを投資テーマとしたファンドの拡充
	SDGs関連ビジネスへの投資	✓再生可能エネルギーおよびインフラ関連投資による貢献
	再生可能エネルギー分野のM&Aリーゲテーブル	✓グローバルにおける再生可能エネルギー分野のアドバイザー業務を強化
投資循環を促進するエンゲージメントの強化	M&Aリテン件数 + 事業承継コンサルティング件数	✓国内における中小企業のM&Aや事業承継等を通じた地域活性化に貢献
	財団・NPO等を通じた助成実績	✓財団・NPO等と協働し、地域・国際社会における様々な課題解決を支援
大和証券グループの「ジブンゴト化」計画	個社レポートのESGカバー率	✓アナリストレポートにおけるESG情報の拡充
大和証券グループの「ジブンゴト化」計画	女性管理職比率	✓管理職に占める女性の割合を向上
	CO <sub>2</sub> 排出量	✓低炭素社会への移行に向けて、バリュー・チェーン全体での環境負荷低減を継続

(備考) ※1 対象は大和証券  
 ※2 対象は大和アセットマネジメント

は、大和証券グループ本社を持株会社とする  
会社組織であり、またSDGs推進委員会もグ  
ループ横断で運営されていることから、グ  
ループ各社ともに同じ問題意識を有する。

#### (4) 経営ビジョン「2030Vision」

同社グループは、2021年5月、2030年の目  
指す姿として経営ビジョン「2030Vision」を  
公表した。経営ビジョンは『貯蓄からSDGs  
へ』をコアコンセプトに、“資金循環の仕組  
みづくりを通じたSDGsの実現～”を目指す  
ものである。2030年のSDGs達成に向け、同  
社グループがどうありたいか、またどうある  
べきかを役職員全員が共有し、一丸となって  
共通価値の創造に取り組むことを目指す。

経営ビジョンの策定では、特に注力すべき  
重点分野・重点課題を2030Visionマテリアリ

ティに特定した。具体的には、①人生100年時  
代、②イノベーション、③グリーン&ソーシャ  
ル、④ダイバーシティ&インクルージョンと  
し、そのために⑤サステナブル経営の基盤を  
優先すべき重点分野と位置付ける（図表10）。

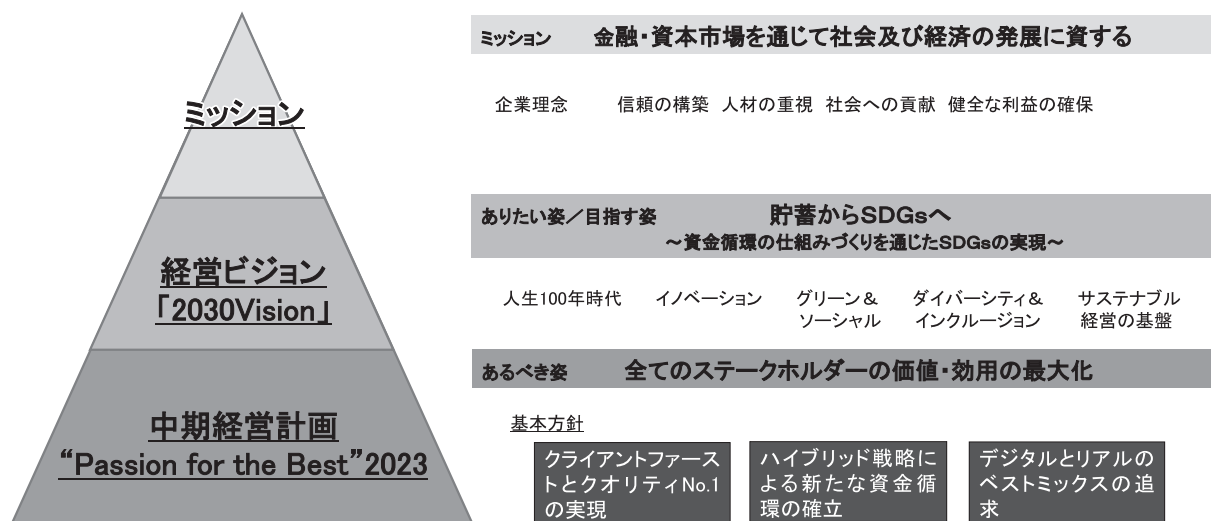
#### (5) 「中期経営計画“Passion for the Best” 2023」策定

同社グループは、『金融・資本市場を通じ  
て社会及び経済の発展に資する』をミッショ  
ンに掲げ、ミッション実現のためのありたい  
姿／目指す姿を経営ビジョン「2030Vision」  
で明らかにした。策定した「中期経営計画  
“Passion for the Best”2023」は経営ビジョ  
ンの達成に向けた当初の3か年戦略と位置付  
けられ、ミッション・経営ビジョン・中期経  
営計画が一貫している（図表11）。

図表10 「2030Vision」マテリアリティ

重点分野	重点課題
人生100年時代 人生100年時代を誰もが豊かに過ごせる 社会の実現	1. 豊かな人生100年時代の実現に向けた家計の資産形成・保全のサポート 2. 民間資金による地方活性化の実現 3. アジア地域の経済成長を金融面から支援
イノベーション 社会を豊かにするイノベーションの促進 と自らの変革の実現	4. 社会を豊かにするイノベーションの実現に向けた企業の新陳代謝の加速 支援 5. 新たな付加価値創出に向けた事業ポートフォリオの変革 6. 唯一無二の金融プラットフォーマーとして社会の変革をリード
グリーン&ソーシャル 脱炭素社会への移行の促進とレジリエン トな社会の実現	7. 脱炭素社会の実現を支援するグリーンファイナンス／トランジション・ ファイナンスの促進 8. 持続可能な社会の実現に資する新たな金融商品・サービスの開発・提供
サステナブル経営の基盤	
ダイバーシティ&インクルージョン 多様な個性を認め合い、誰もが活躍 できる社会の実現	9. 付加価値を提供できる人材の育成 10. 多様な個性を認め合い、誰もが活躍できる組織の構築
サステナブルな企業経営を支える基盤の 強化	11. 健全で透明性の高い経営基盤の強化 12. 金融・資本市場の維持発展をリード 13. 次世代につなぐ美しい地球環境の創造 14. より良い未来のコミュニティ・社会の実現

図表11 中期経営計画の位置付け



#### 4. 財務・非財務KPIの設定

中期経営計画の特徴のひとつに、SDGsに関する非財務KPIを検討段階から盛り込んだ点がある。前年度のSDGs推進KPIの試行運用で得た知見などをもとに、2021年度から本格運用を開始した。

中期経営計画におけるKPIは、大きく財務

KPIと非財務KPIからなる（図表12）。財務KPIには業績、資産管理型ビジネス、ハイブリッド戦略、財務基盤の4項目を、非財務KPIは人材、資産管理型ビジネス、サステナビリティの3項目をカテゴリーに取り上げた。

ミッション、経営ビジョンを中期経営計画に落とし込むため、重点分野ごとにKPIを設定しており、またそれぞれの施策がマテリア

図表12 KPIおよび各KPIに関連する重点分野（2023年度達成目標）

	業績	資産管理型ビジネス	ハイブリッド戦略	財務基盤
財務KPI	【ROE】 10%以上 【経常利益】 2,000億円以上 ⑤	【リテール部門残高ベース 収益比率】 50%以上※1 ①⑤	【ハイブリッド関連経常利益】 500億円以上 【ハイブリッド関連経常利益比率】 25%程度 ②③⑤	【連結総自己資本規制比率】 18%以上維持 ⑤
非財務KPI	人材 【デジタルIT人材】 200名以上 【CFP/証券アナリスト資格 取得者数】 3,000名以上 ①②④⑤	資産管理型ビジネス 【大和証券預り資産】 90兆円以上 ①⑤	サステナビリティ 【女性取締役比率】 30%以上※2 【女性管理職比率】 25%以上※3 【従業員満足度】 80%以上維持 【SDGs関連ビジネス投資残高】 1,500億円以上 【SDGs債リーゲテーブル】 3位以内 【応援定期預金残高】 2,000億円以上 ③④⑤	

①人生100年時代 ②イノベーション ③グリーン&ソーシャル ④ダイバーシティ&インクルージョン  
⑤サステナブル経営の基盤

(備考) ※1 2023年度第4四半期  
※2 2030年までに  
※3 2025年度



リティのいずれに該当するかを明確にした。

同社グループは、KPIを達成するべくPDCAサイクルによる進捗管理を実施し、仮に課題や改善点が発見された場合は、適宜修正していく考えである。

## 5. モニタリングの仕組み

### (1) モニタリングの実施

同社グループでは、SDGsに関するKPIのモニタリングを通じ役職員の意識改革を図り、ひいては2030年に向けた経営ビジョンを達成する狙いである。

モニタリング結果は、SDGs推進委員会や取締役会・執行役会に報告する体制である。ただし個々の施策に関する具体的なモニタリングは、統括するSDGs責任者の指示のもとSDGsビジネスWGなどの実務部門が行う。PDCAサイクルによる業務改善なども各本部・グループ会社がそれぞれ行う。

### (2) 役員報酬への反映

非財務KPIの達成状況は、担当部門の業績評価や担当者の個人業績評価に直接紐付けら

れていない。

その一方で、同社グループは2021年度から役員報酬の評価に上述の非財務KPIを反映させる形としている。今後のKPI達成に向けたモニタリングの実効性とさらなる進捗が期待される。

## おわりに

英国グラスゴーで2021年11月に開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」(COP26)には世界から100か国超が参加するなど、ここにきて脱炭素による温暖化防止といった気候変動への取組みが世界的にクローズアップされている。環境問題の解決やサステナビリティ社会の実現、人権や貧困問題の解決などを目指すSDGsの達成は、国家や大企業レベルの話だけではなく、中堅・中小企業にも広がりがみられる。

そのため今後の信用金庫経営を考えるうえで、SDGs推進は重要性がさらに強まってくると予想される。

## 〈参考資料〉

・大和証券グループ本社 SDGs専用サイト (HP)、公表資料



# 信用金庫の個人ローン残高の動向

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席主任研究員

とね かずゆき  
刀襦 和之

(キーワード) 個人ローン残高、住宅ローン残高、カードローン等残高、若年層取引の強化、WEB完結、職域セールス

(視 点)

2020年度の信用金庫の貸出動向を振り返ると、コロナ対応の資金繰り支援などから企業向け貸出金残高が前期比12.6%と大きく伸長した一方で、個人ローン残高は同0.4%の減少となった。これは、個人ローンの8割超を占める住宅ローンこそ過去最高を更新したものの、カードローン等の減少分を吸収できなかったことが挙げられる。

信用金庫が個人ローンを推進するうえで、若年層取引の強化が課題と言われて久しい。若年層顧客は、既存の営業手法で接点を持ちにくく、またニーズを吸い上げ切れていないと想像される。そのため今後、信用金庫が若年層顧客に対する個人ローンを強化するには、これまでと発想を変えた商品内容やセールスチャネルなどへの検討が必要ではないか。そこで本稿では、信用金庫の個人ローン残高の状況を概観するとともに、参考情報として株式会社クレディセゾンと株式会社オリエントコーポレーションの提供する信用金庫（金融機関）向け保証商品を紹介する。

(要 旨)

- 2020年度末の信用金庫の個人ローン残高は、前期比0.4%減の20兆3,540億円となり、9年振りに前期を下回った。
- 若年層顧客に対する個人ローンを推進するため、信用金庫は推進手法や商品・サービス、推進チャネルを再検討する必要があると考えられる。
- 株式会社クレディセゾンは、信用金庫向け保証商品（証貸商品）としてWEB専用小口ローン「ドリームパスポート」を取り扱っている。
- 株式会社オリエントコーポレーションは、2021年8月より「Big Advance会員企業向け職域専用ローン」を取り扱っている。

## はじめに

2020年度の信用金庫の貸出動向を振り返ると、コロナ対応の資金繰り支援などから企業向け貸出金残高が前期比12.6%と大きく伸長した一方で、個人ローン残高は同0.4%の減少となった。これは、個人ローンの8割超を占める住宅ローンこそ過去最高を更新したものの、カードローン等の減少分を吸収できなかったことが挙げられる。

信用金庫が個人ローンを推進するうえで、若年層取引の強化が課題と言われて久しい。若年層顧客は、既存の営業手法で接点を持ちにくく、またニーズを吸い上げ切れていないと想像される。そのため今後、信用金庫が若年層顧客に対する個人ローンを強化するには、これまでと発想を変えた商品内容やセールスチャネルなどへの検討が必要ではないか。そこで本稿では、信用金庫の個人ローン残高の状況を概観するとともに、参考情報として株式会社クレディセゾンと株式会社オリエンコーポレーションの提供する信用金庫（金融機関）向け保証商品を紹介する。

### 1. 信用金庫の個人ローン残高の推移

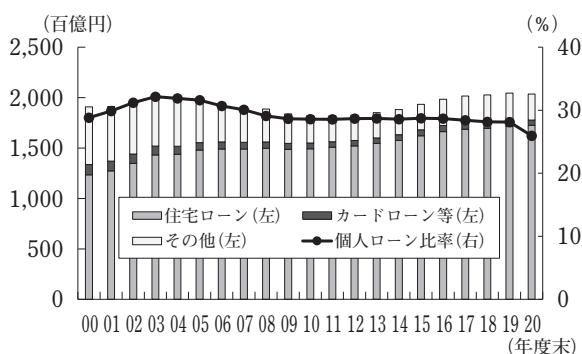
#### (1) 全国の状況

2020年度末の信用金庫の貸出金残高は、前期比5兆7,621億円、7.9%増の78兆4,373億円となり、8年連続で前期を上回ると同時に過去最高（年度末ベース）を更新した。その一方で個人ローン残高は、前期比910億円、0.4%減少の20兆3,540億円となり、9年振りに減少

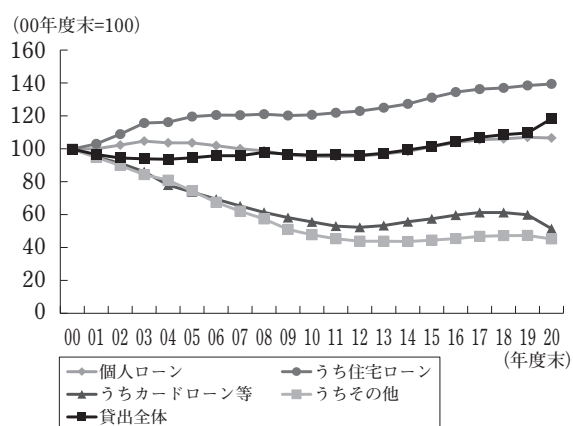
に転じている（図表1）。2020年度末の個人ローン比率は前期から2.1ポイント低下の25.9%に留まる。残高伸び悩みの要因をみると、個人ローンの8割超を占める「住宅ローン」こそ過去最高の17兆2,463億円に達したものの、「カードローン等」（前期比14.1%減）および消費者ローンなどの「その他」（同4.3%減）の減少分を吸収できなかったことがある。

また、2000年度末を基準（100）に個人ローン残高の推移をみると、2020年度末に106.7となり、貸出金残高（全体）の118.5を下回った（図表2）。ただし住宅ローンは139.6を示し貸出金残高増を牽引している。なお、

図表1 個人ローン残高の推移



図表2 個人ローン残高の内訳の変化



- (備考) 1. 切捨ての関係で内訳と合計が一致しない場合がある。  
2. 本稿では他業態の合併等を考慮しない。  
3. 図表1から8まで信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 地区別の個人ローン残高

(単位：百億円、%)

地区	00年度末		10年度末		19年度末		20年度末					
	残高	比率	残高	比率	残高	比率	残高	00年度末対比		10年度末対比		比率
								増減率	増減額	増減率	増減額	
北海道	68.2	23.2	70.1	22.9	67.3	20.9	66.0	△ 3.1	△ 2.1	△ 5.8	△ 4.1	18.9
東北	76.0	30.5	66.1	29.7	63.2	25.5	61.9	△18.4	△14.0	△ 6.3	△ 4.1	23.4
東京	391.2	29.7	327.9	27.2	308.8	21.9	298.9	△23.5	△92.2	△ 8.8	△28.9	19.2
関東	384.8	30.6	359.4	30.2	426.3	31.9	431.3	12.0	46.5	20.0	71.9	30.2
北陸	56.3	28.0	48.8	27.7	45.4	26.4	43.6	△22.5	△12.7	△10.7	△ 5.2	24.7
東海	323.3	26.6	400.2	31.1	516.4	34.9	520.9	61.1	197.6	30.1	120.7	33.0
近畿	382.8	27.9	342.2	26.0	396.4	25.2	393.2	2.7	10.4	14.9	51.0	23.0
中国	92.3	28.9	85.8	28.4	91.0	27.8	92.2	△ 0.1	△ 0.1	7.4	6.4	26.6
四国	43.0	38.8	38.8	36.4	34.5	31.0	33.3	△22.5	△ 9.6	△14.3	△ 5.5	28.3
九州北部	37.6	31.8	36.3	30.6	42.9	33.1	42.5	13.0	4.9	17.1	6.2	30.2
南九州	47.9	29.0	42.8	29.6	46.9	29.0	46.2	△ 3.4	△ 1.6	7.9	3.4	27.2
全国	1,907.4	28.8	1,821.8	28.5	2,044.5	28.1	2,035.4	6.7	127.9	11.7	213.5	25.9

(備考) 沖縄県は全国に含む。

カードローン等は51.5に、その他は45.2になり、この20年で残高が半減した。

### (2) 地区別の状況

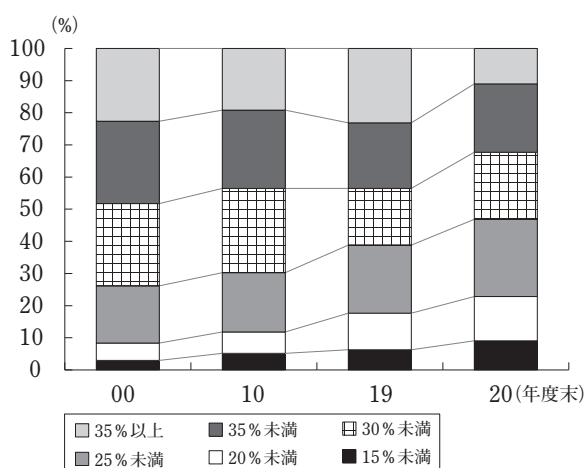
2020年度末の地区別の個人ローン残高をみると、中国、関東、東海の3地区が前期比増加し、他の8地区は前期を下回った(図表3)。地区別の個人ローン比率は、東海、関東、九州北部が3割を超える一方で、北海道と東京は20%未満と開きがある。

次に2000年度末の個人ローン残高と比較すると、住宅ローンの積上げを牽引役に東海が61.1%増と突出して伸びており、九州北部と関東、近畿が続いた。7地区では残高が減少し、なかでも東京、北陸、四国の減少幅は2割を超える。なお、2000年度末から2020年度末までの個人ローン比率の変化幅をみると、東海地区のみ上昇しており、他の10地区は比率が低下した。

### (3) 信用金庫別の状況

2020年度末における信用金庫別の個人ローン比率は、①15%未満が23金庫(構成比9.0%)、②15%以上25%未満が96金庫(37.7%)、③25%以上35%未満が107金庫(42.1%)、④35%以上は28金庫(11.0%)となった(図表4)。なお、個人ローン比率の最も高い信用金庫が70%台、最も低い信用金庫は1%未満であった。

図表4 信用金庫別の個人ローン比率



2000年度末の個人ローン比率の割合と比べると、15%未満が2.9%（11金庫）から9.0%（23金庫）に、35%以上は22.6%（84金庫）から11.0%（28金庫）に変化しており、総じて個人ローン比率の低下がみられる。

#### (4) 住宅ローン・カードローン等の状況

参考までに個人ローンの内訳のうち、①住宅ローン、②カードローン等の残高変化をみておく。

##### ①住宅ローン残高

2020年度末の信用金庫の住宅ローン残高は、前期比0.6%増の17兆2,463億円となり、過去最高を更新した（図表5）。地区別では関東、東海などが前期比増加し、東京、北陸、四国、北海道の4地区は前期を下回った。住宅ローン比率をみると、東海の29.9%から南九州の14.7%まで10ポイント

ト超の開きがある。また2000年度末の住宅ローン残高と比べると、東海が2.1倍になった一方で、東北、東京、北陸の3地区は残高が減少しており、地区によって取組み姿勢の違いが想像される。

次に2020年度末における信用金庫別の住宅ローン比率は、10%未満が20金庫（構成比7.8%）、10%以上20%未満が118金庫（46.4%）、20%以上30%未満が87金庫（34.2%）、30%以上40%未満が26金庫（10.2%）、40%以上は3金庫（1.1%）となった（図表6）。

2000年度末の住宅ローン比率の割合と比べると、30%以上の割合が3.7%（14金庫）から11.4%（29金庫）に変化するなど、個人ローン比率が低下するなかでも、住宅ローン比率は上昇傾向にある。

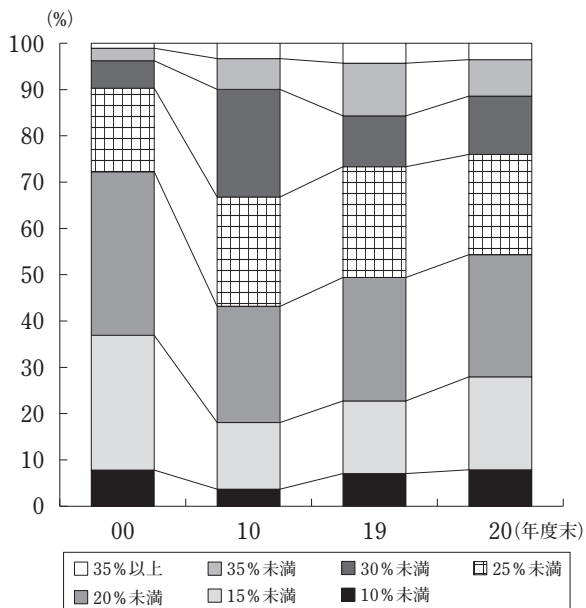
図表5 地区別の住宅ローン残高

（単位：百億円、%）

地区	00年度末	10年度末	19年度末	20年度末		
	残高	残高	残高	残高	住宅ローン比率	1金庫平均残高(億円)
北海道	46.7	58.0	53.6	53.0	15.2	265.3
東北	44.7	45.6	41.5	41.6	15.7	154.4
東京	253.2	266.1	252.3	244.7	15.7	1,064.0
関東	237.1	296.0	365.3	376.9	26.4	769.2
北陸	35.7	38.3	35.7	34.7	19.7	231.4
東海	217.9	346.5	464.2	471.7	29.9	1,387.5
近畿	278.7	294.8	347.2	347.4	20.3	1,198.2
中国	56.5	66.6	70.2	72.5	20.9	362.5
四国	21.9	27.2	22.8	22.5	19.1	225.8
九州北部	19.7	26.4	30.9	31.3	22.3	241.4
南九州	20.1	24.1	24.4	24.9	14.7	192.1
全国	1,235.0	1,492.4	1,713.2	1,724.6	21.9	678.9

（備考）沖縄県は全国に含む。

図表6 信用金庫別の住宅ローン比率



## ②カードローン等残高<sup>(注1)</sup>

2020年度末の信用金庫のカードローン等残高は、前期比14.1%減少の5,244億円となった(図表7)。地区別のカードローン等残高は、全11地区で前期から2ケタ減であった。2000年度末の残高と比較すると48.4%の減少となり、なかでも東京、四国、近畿、北海道の4地区のマイナス幅は50%を超えている。また、貸出金全体に占めるカードローン等残高の割合は0.6%に留まり、最も高い東北地区でも2.2%であった。

信用金庫別の1件あたりの平均カードローン等残高に注目すると、2020年度末で30万円未満が5金庫(構成比1.9%)、30万円以上50万円未満が68金庫(26.8%)、50万円以上70万円未満が122金庫(48.2%)、70万円以上は58金庫(22.9%)であった(残高0の信用金庫を除く。図表8)。2000

年度末の平均残高の割合と比べると、30万円未満が35.1%(130金庫)から1.9%(5金庫)に低下し、また70万円以上は4.0%(15金庫)から22.9%(58金庫)に上昇した。この要因にカードローン等の極度額の引上げ、ニーズのある先へのセールス(ヒット率の上昇など)が奏功したためと考えられる。

## 2. 若年層顧客に対する個人ローン推進手法の検討

急激な人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小が続くなか、信用金庫はウィズ/アフターコロナ時代を見据えた個人ローン推進体制の再構築が求められる。なかでも既存の営業手法では接点を持ちにくく、新規開拓・取引深耕の両面で苦戦が想像される若年層顧客へのアプローチを再検討する必要があるのではないかと考えられる。

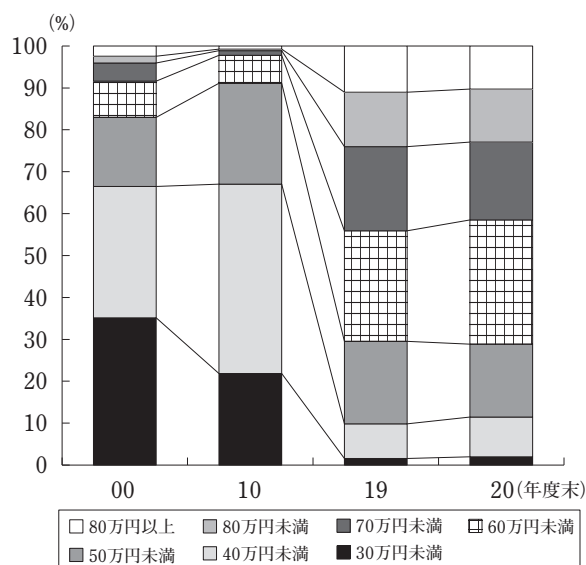
図表7 地区別のカードローン等残高

(単位: 億円、%)

地区	00年度末	10年度末	19年度末	20年度末		
	残高	残高	残高	残高	貸出金比率	1金庫平均残高
北海道	376.4	221.5	203.3	175.2	0.5	8.7
東北	740.4	631.9	698.9	605.4	2.2	22.4
東京	1,114.7	410.8	390.7	340.8	0.2	14.8
関東	1,885.3	932.7	1,104.8	952.5	0.6	19.4
北陸	342.8	237.9	203.5	172.6	0.9	11.5
東海	1,353.3	824.1	950.5	817.6	0.5	24.0
近畿	2,133.9	1,101.3	1,117.7	938.0	0.5	32.3
中国	780.3	454.5	456.2	395.5	1.1	19.7
四国	652.0	353.4	283.0	243.0	2.0	24.3
九州北部	283.8	156.7	202.1	169.0	1.2	13.0
南九州	502.0	318.7	396.1	333.7	1.9	25.6
全国	10,177.0	5,664.0	6,106.9	5,244.0	0.6	20.6

(備考) 沖縄県は全国に含む。

図表8 信用金庫別の1件あたりの平均カードローン等残高



(備考) 残高0を除く。

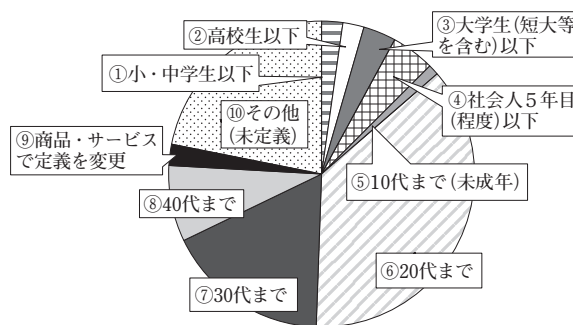
(注)1. カードローン等は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングからなる。



一般に若年層顧客は資金需要が強く、囲い込むことで長期（生涯）取引が期待されるものの、渉外営業や店頭セールスではなくネットを介した非対面取引を愛好すると言われる。特にスマートフォンやバーコード決済などを使いこなす若年層顧客は、低金利であることに加え、申込みから融資実行までの利便性・操作性を重視する傾向が強いようである。そのためフェイス・トゥ・フェイスの対面取引を強みとする信用金庫にとって若年層取引の強化はこれまでも懸案事項とされていた。実際、信金中央金庫 地域・中小企業研究所が2020年11月に行った調査では、若年層取引の課題として『若年層の顧客が増えない』が7割に達する<sup>(注2)</sup>（図表9）。参考までに信用金庫が定義する若年層の年齢層を確認したところ20代以下が半数を占めた（回答の①から⑥まで。図表10）。

若年層顧客の新規開拓・取引深耕に非対面取引が有効と考えられる一例として、インターネット専門銀行および流通系銀行（以下

図表10 若年層顧客の定義（参考）

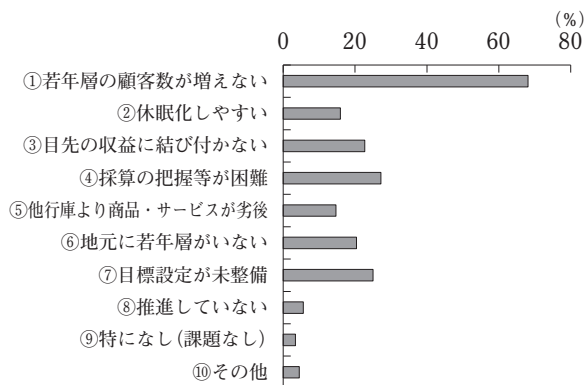


（備考）図表9・10ともに調査対象は89金庫（2020年11月調べ）

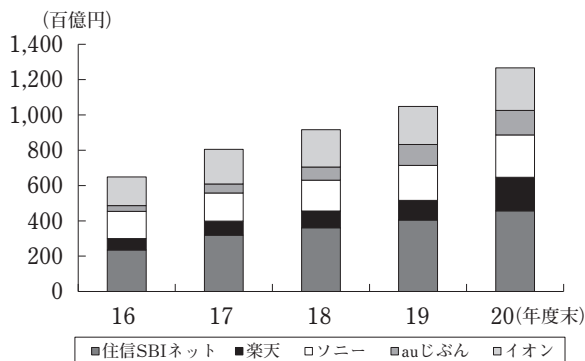
「ネット銀行等」という。）の業容拡大が挙げられる。ネット銀行等の大手5行<sup>(注3)</sup>の貸出金残高（合計）は、2016年度末の649百億円から2020年度末には1,266百億円に倍増した（図表11）。この間、信用金庫の個人ローン残高は伸び悩んでおり、ここ数年はネット銀行等との間で格差が広がりつつある（図表12）。またこれら5行の預金残高（合計）は、2016年度末の1,116百億円から2020年度末には2,081百億円となり、預金推進の面でも勢いを増している。

次にネット銀行等を利用する顧客の年齢構

図表9 若年層取引の課題（3つまで回答可）



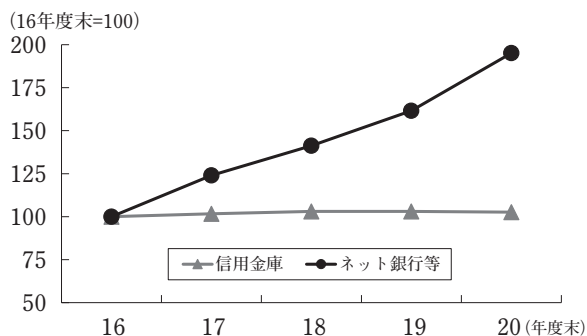
図表11 ネット銀行等の貸出金残高の推移



(注)2. 同調査における若年層取引は、口座開設（預金セールス）などを含む。詳しくは、金融調査情報（2021-1）「信用金庫の若年層取引の強化策—事前課題の集計結果—」を参照

3. ネット銀行等のうち、2020年度末の貸出金残高が1兆円以上かつ個人ローン中心の住信SBIネット銀行、楽天銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、イオン銀行の5行と比較した。

図表12 ネット銀行等（貸出金残高）と信用金庫（個人ローン残高）の比較



(備考) 図表11・12とも各行公表資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

成に注目すると、例えば住信SBIネット銀行は30代以下の個人顧客が全体の38.3%、楽天銀行は同40%となり、総じて若年層顧客との取引が多いようである。

このようにネット銀行等の業容拡大を勘案すると、今後、信用金庫が若年層顧客の新規開拓・取引深耕を強化するためには、これまでと異なる推進手法や商品・サービス、推進チャネルを検討し、実施していく必要があるのではないか。

強化すべきチャネルの第一が非対面取引であろう。既に信用金庫業界でもWEB完結型ローンなどの取扱いが加速している。しんきん保証基金は、2020年度よりWEB完結型ローンの対象を追加したほか、2021年度には職域フリーローンのWEB完結対応などインターネットチャネルによる顧客接点を強化中である。また信金ギャランティの保証するWEB完結型カードローンを取り扱う信用金庫も増えている。

信用金庫が若年層顧客との取引を推進するうえで職域セールスの再強化に注目が集まっ

ている。コロナ禍もあり渉外担当者による従業員向けの職域セールスと非対面（WEB完結ローンなど）を用いた職域セールスを連携させることで、個人顧客・なかでも若年層顧客との取引が広がる余地は大きいだろう。

以下では信用金庫が若年層顧客に対する個人ローン強化を検討する際の参考情報として、株式会社クレディセゾンおよび株式会社オリエントコーポレーションの信用金庫（金融機関）向け保証商品を紹介する。信用金庫単独では取組みの難しい若年層顧客へのアプローチ手法のヒントになると考えられる。

### 3. クレディセゾン「ドリームパスポート」

東京都豊島区に本社を置く株式会社クレディセゾン（図表13）は、2021年6月より信用金庫（金融機関）向け保証商品としてWEB専用小口ローン「ドリームパスポート」の取扱いを開始した。

#### (1) 商品開発

社会全般のデジタル化が進むなか、昨年来のコロナ禍もあり信用金庫顧客の間でも非接触・非対面取引のニーズが強まっている。ま

図表13 同社の概要

商号	株式会社クレディセゾン
会社設立	1951年5月
本社所在地	東京都豊島区東池袋
主な事業内容	ペイメント、リース、ファイナンス、不動産関連、エンタテインメント
従業員数	4,319人 ※嘱託、パート・アルバイトおよび派遣社員を除く

(備考) 2021年3月末



た信用金庫が個人ローンを推進するうえで、若年層取引の強化も課題となっていた。

こうした課題に応えるべく同社は、2021年6月、WEB専用小口ローンの「ドリームパスポート」を発売した。商品開発にあたっては、信用金庫が相対的に苦手とされる①非対面取引および②若年層取引に資する商品設計を心掛けた。顧客利便性を高めるため、信用金庫に口座のある顧客は、融資の申込みから審査、融資実行までをWEB上で完結できるようにしたほか、信用金庫が職域セールスなどを推進する際の「きっかけ商品」として活用しやすい商品内容とする。また、顧客がWEB画面上でスムーズにローンを申し込めるよう、信用金庫HPのランディングページ（申込画面など）の構築支援も行うことにした。

## (2) 商品概要

同商品の概要は以下のとおりである<sup>(注4)</sup>（図表14）。同商品の融資金額は10万円以上50万円以下までの小口で、資金用途は生活資金や事業性資金、おまとめ資金と自由である。なお、融資利率は保証料込みで9.8%だが、信用金庫がキャンペーンなどで（自金庫利益部分の）利率を引き下げられる。

同商品の受付チャネルは、信用金庫HPを通じたWEB完結と、対面手続きの必要なWEB受付のいずれかで、同社は両方式に対応する。なお未取引の顧客に対しては、口座開設アプリと連携させることで、WEBのみで全てを完

図表14 商品概要（2021年10月現在）

商品名称	ドリームパスポート
融資対象	満20歳以上/完済時年齢81歳未満の個人
融資利率	単独レート9.8%（保証料含む）
融資限度額	10万円以上/50万円以下
返済期間	6か月以上/5年以内（6-60回）
資金用途	自由（事業性資金可）
返済方法	元利均等定額返済 ※半年間元金据え置き可（対面必須）
受付チャネル	WEB完結/WEB受付 ※元金据え置きは対面必須
必要書類	本人確認書類のみ

（備考）1. 実際の商品性は金融機関によって異なる。  
2. 図表13・14ともに株式会社クレディセゾン資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

結させられる。また、同社はWEB申込みだけではなく、書面（対面）による申込み・契約にも応じているので、対面セールスと非対面セールスを組み合わせた使い方も可能である<sup>(注5)</sup>。

## (3) デジタル施策のサポート

一般に若年層顧客はスマートフォンを使いこなし、ローン申込みなどもWEB画面上で難なく行う。

しかしながら多くの信用金庫は、融資申込みの受付に適したWEBサイトの構築ノウハウに乏しく、操作性の悪さに起因した申込み途上の離脱が発生するなどしていた。そこで同社は、同商品を導入する信用金庫に対しWEBサイトやアプリ広告との親和性の高いランディングページ（申込画面など）を無償で提供することにした。

(注)4. 実際の商品性は金融機関によって異なる。

5. 例えば渉外担当者が商品案内のセールスを行い、申込みはWEBに誘導するなど。

#### (4) 発売半年後の評価

2021年10月現在、2信用金庫が同商品を取り扱っている。スムーズなWEB申込みに対応したランディングページなどに関心を寄せる信用金庫・地域銀行などから同商品に関する照会が寄せられている。

同社は、信用金庫が①職域セールスなどの際のきっかけ、②日常の営業活動で接点を持ちにくい未取引層の新規開拓や取引深耕、に同商品を活用することを見込む。同商品単体の残高積上げも大事だが、複合取引のきっかけになることを期待する。また同社では、同商品に限らず今後も信用金庫との連携を図り、若年層顧客などのニーズに沿った商品・サービスを提供していく考えである。

#### 4. オリентコーポレーション 「Big Advance会員企業向け職域専用ローン」

東京都千代田区に本社を置く株式会社オリエンコーポレーション（図表15）は、2021年8月、中小企業向け経営支援プラットフォームの「Big Advance」を介して会員企業の従

図表15 同社の概要

商号	株式会社オリエンコーポレーション
創業	1954年
本社	東京都千代田区麴町
主な事業	カード・融資事業、決済・保証事業、 個品割賦事業、銀行保証事業
従業員数	3,333人

（備考）2021年3月末

（注）6. Big Advanceは株式会社ココベリが運営する中小企業向け経営支援プラットフォームの名称である。2021年6月末の提携金融機関数は71行庫で、会員企業数は56,787社となる。

なお同社は2021年1月、Big Advanceのパートナー企業に登録された。

7. 実際の商品性は金融機関によって異なる。

業員に「Big Advance会員企業向け職域専用ローン」の取扱いを開始した。

#### (1) 商品開発

深刻なコロナ禍により信用金庫は自らの強みであるフェイス・トゥ・フェイスの渉外営業に制約が生じている。なかでも職域セールスを通じた個人ローンの推進が難しい状況が続く。こうしたなか、同社は信用金庫などで導入が相次ぐ「Big Advance」<sup>（注6）</sup>に注目し、Big Advance会員企業の従業員向けに職域専用ローン（保証商品）を提供することにした。

同商品は、Big Advance会員企業に勤務する従業員向けメニューに位置付けられ、従業員の福利厚生役割が期待される。信用金庫にとっては、職域セールスを通じた従業員顧客の開拓や深耕に加え、会員企業を開拓する際の付加価値（PRツール）になり得る。

#### (2) 商品概要<sup>（注7）</sup>

同商品は、フリーローン（証書貸付）の一形態である（図表16）。フリーローンを基本とするが、信用金庫の要望によりマイカーローンや教育ローンといった目的ローンとしても提供が可能である。対象顧客の属性が一般的な融資商品に比べ均質なので、融資利率は保証料を含む2.8%に設定した。

融資対象は、申込時満20歳以上完済時満81歳未満の安定した収入のある個人で、Big

図表16 商品概要 (2021年10月現在)

対 象 者	申込時満20歳以上完済時満81歳未満の安定した収入のある個人 Big Advance会員企業に勤務する個人
資 金 使 途	特に限定しない（事業資金を除く）
融 資 形 式	証書貸付方式
融 資 金 額	債務者1人について10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※WEB完結は300万円まで
返 済 方 法	元利均等毎月返済または元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用のいずれかとする。 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内とする（1万円単位）
顧客金利／保証料率	2.8%／1.4%
融 資 期 間	10年以内
連 絡 保 証 人	原則不要とする
必 要 書 類	本人確認資料 金融機関所定ものを徴求 所得証明資料 融資金額300万円以下：原則不要 融資金額300万円超または当社が必要と認めた場合：金融機関所定の所得確認資料を徴求する 資金使途証明資料 原則不要とする

(備考) 1. 実際の商品性は金融機関によって異なる。  
2. 図表15・16ともに株式会社オリエントコーポレーション資料より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

Advanceの会員企業に勤務していることが条件である。顧客が退職した場合、新規（追加）の融資申込みなどを受けられない（残債も返済が必要となる）。

信用金庫は自金庫Big Advanceサイトに同商品のバナー広告を掲載し、当該ページ経由で融資の申込みを受け付ける。従業員が信用金庫の口座を保有する場合、WEB完結での融資実行までが可能である。

### (3) 告知ツールの提供

同商品はBig Advanceのサイトを經由した申込みとなるため、従来型の渉外営業とは異なる推進が求められる。同社は信用金庫が同商品を推進しやすくするため、①申込用バナーおよびランディングページと、②従業員向け告知ツールのポケットティッシュ（5,000個）およびポケットティッシュBOX250箱

（1箱20個入り仕様）を導入金庫に提供することにした<sup>(注8)</sup>。②については、導入金庫を通じて会員企業の事務所などに同BOXを備え置いてもらい、従業員へのPRに繋げる狙いである。

### (4) 今後の展開

2021年10月現在、2信用金庫、2地域銀行が同商品を取り扱う。信用金庫などの同商品への反応は良く、既に複数の信用金庫・地域銀行が導入を決めている。同社は2021年度中に15行庫への導入拡大を目指す。

取扱開始から間もないこともあり、現時点での同商品の利用実績は限られるが、同社では、今後、導入金融機関が増え、また同商品の認知度が向上するなか、保証残高も増加していくと期待する。

(注)8. ポケットティッシュなどを追加発注の場合は有償の予定である。

## おわりに

インターネット専門銀行および流通系銀行が台頭するなか、住宅ローンを含めた個人ローンのWEB取引（非対面取引）化が進んでいる。信用金庫はフェイ・トゥ・フェイスによる対面営業を柱に据えつつも、低金利と申込みの利便性に強みを持つネット銀行等に

対抗するためにはWEB取引のもう一段の拡充が求められよう。その際、同一の融資商品を対面チャネルと非対面チャネルの両方で推進するのではなく、例えばWEB専用ローンのように顧客属性によって商品やセールスチャネルを使い分けていくことも必要だと考えられる。

## 〈参考資料〉

- ・銀行各行HP、ディスクロージャー誌等
- ・株式会社クレディセゾンHP、ニュースリリース等
- ・株式会社オリエントコーポレーションHP、ニュースリリース等

## 地域・中小企業関連経済金融日誌(2021年11月)

- 1日 ○ 金融庁、金融サービスの提供に関する法律第40条の規定に基づき、「一般社団法人日本金融サービス仲介業協会」を認定金融サービス仲介業協会に認定
- 2日 ○ 金融庁、2020年3月に、先進的な取組みの実施を検討する金融機関を、ITガバナンスやITリスク管理等の観点から支援するため設置した、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」の機能を拡充して「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク」へと刷新
  - 中小企業庁、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者への対策を実施(特別相談窓口の設置、下請事業者に対する配慮要請等)
- 8日 ○ 経済産業省、中小企業者によるエクイティ・ファイナンスの活用を後押しするために、他の資金調達手段と比べたエクイティ・ファイナンスの利点や、株式評価方法・出資者のEXITの基礎知識、種類株式の内容や増資の手続きおよび、条文解説を含めた投資契約書のひな形をまとめて公表
- 10日 ● 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」等に基づく取組方針を公表した金融事業者リスト(令和3年9月末時点)および「投資信託の共通KPIに関する分析について(令和3年3月末基準)」を公表(9月末までに報告した金融事業者の分を取りまとめた11月10日時点のリストは、前回掲載の旭川、大川、おかもやま、三条の4信用金庫に加えて、今回、岐阜、多摩、中日、東春、新潟、碧海の6信用金庫を掲載) 資料1
  - 東北財務局、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認を踏まえた金融上の対応(秋田県)について各金融機関へ要請
- 12日 ○ 中小企業庁、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、2021年8月に創設されたM&A支援機関に係る登録制度により登録された、ファイナンシャルアドバイザーおよび仲介業者によるM&Aに関する支援を巡る問題等を抱える中小企業者等からの情報提供を受け付ける専用の窓口を設置
- 15日 ○ 九州財務局、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認を踏まえた金融上の対応(熊本県下、鹿児島県下)について各金融機関へ要請
- 16日 ● 日本銀行、「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」を一部改正し、資料2「(参考)地域金融強化のための特別当座預金制度の見直しについて」を公表
  - 経済産業省および公正取引委員会、下請取引の適正化を推進するため、各関係事業者団体に対し、下請代金支払等の適正化、最低賃金の引上げや働き方改革に伴う下請事業者への不当なしわ寄せの防止、「パートナーシップ構築宣言」の推進等を要請
- 17日 ● 金融庁、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会 中間論点整理」を公表 資料3
  - 近畿財務局、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認を踏まえた金融上の対応(兵庫県下)について各金融機関へ要請
- 19日 ○ 中小企業庁、令和3年度当初予算「事業承継・引継ぎ補助金」の審査結果を公表(経営革新(経営者交代型)は、西尾、伊万里、帯広、福島、但陽、愛媛、飯能、興能、長野の各信用金庫が認定経営革新機関を務める案件を含む50件、経営革新(M&A型)は、岡崎、伊達、京都中央の各信用金庫が認定経営革新機関を務める案件を含む25件を採択)

- 24日 ○ 内閣総理大臣および財務兼金融担当、厚生労働、農林水産、経済産業の各大臣、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について金融機関関係団体等に対し要請
- 金融庁、政府当局者と各金融機関の代表による「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催
- 26日 ○ 日本銀行、地域金融強化のための特別当座預金制度に基づく特別付利の実施について公表（2021年度上半期に日本銀行の特別付利を受けた信用金庫は144金庫）
- 30日 ● 金融庁、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会 論点整理」（改訂版）を公表 資料4

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。  
 「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

#### （資料1）

金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」等に基づく取組方針を公表した金融事業者リスト（令和3年9月末時点）および「投資信託の共通KPIに関する分析について（令和3年3月末基準）」を公表（11月10日）

「投資信託の共通KPIに関する分析について（令和3年3月末基準）」の目次は以下のとおり。

投資信託の共通KPIの概要

共通KPI① 投資信託の運用損益別顧客比率

共通KPI②・③ 投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

【参考1】 主要行等の投資信託の運用損益別顧客比率

【参考2】 地域銀行の投資信託の運用損益別顧客比率

【参考3】 協同組織金融機関等の投資信託の運用損益別顧客比率

【参考4】 証券会社の投資信託の運用損益別顧客比率

【参考5】 その他事業者の投資信託の運用損益別顧客比率

【参考6】 投資信託の運用損益別顧客比率（全業態）

([https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202111/fd\\_2021.html](https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202111/fd_2021.html)参照)

#### （資料2）

日本銀行、「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」を一部改正し、「（参考）地域金融強化のための特別当座預金制度の見直しについて」を公表（11月16日）

「（参考）地域金融強化のための特別当座預金制度の見直しについて」の中で、今回、日本銀行は「特別付利対象金額の上限を次のとおり見直す。」としている。

●次の①または②のうち、いずれか小さい金額を上限とする。

① 対象先の2019年度の当座預金残高（所要準備額を除く）に足もとの全当座預金取引先

の当座預金残高の伸び率を乗じて得た金額（見直しなし）

- ② 対象先の2019年度の当座預金残高(所要準備額を除く)に2017年度から2019年度までの全当座預金取引先の当座預金残高の平均的な年間伸び率（104.9%）を乗じて得た金額

([https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2021/rel211116b.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel211116b.pdf)参照)

### (資料3)

金融庁、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会 中間論点整理」を公表  
(11月17日)

本資料の章立ては以下のとおり。

はじめに

1. デジタル・分散型金融の動向と研究会における検討の概要
2. パーミッションレス型の分散台帳等を利用した金融サービスに関する基本的な課題
3. ステブルコインに関する規律のあり方
4. 中央銀行デジタル通貨（CBDC）

おわりに

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211117.html>参照)

### (資料4)

金融庁、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会 論点整理」（改訂版）を公表  
(11月30日)

論点整理（2020年12月25日公表）の改訂版の目次は以下のとおり。

1. 議論の背景
2. 事業者を支える融資・再生実務
  - (1) 事業の価値創造を支える融資・再生実務
  - (2) これまでの実務の発展と現在の課題
  - (3) 新たな担保権の導入による実務改善の可能性
  - (4) 新たな担保権の活用による融資・再生実務の改善のイメージ
    - イ) 様々なライフサイクルで想定される活用と改善のイメージ
    - ロ) 資金使途の観点から見た活用と改善のイメージ
3. 令和2年の「論点整理」公表後、寄せられた意見
4. 今後の議論に向けて

(参考) 事業者や金融機関等との意見交換の中で寄せられた想定事例

(別紙) 議論を深めるための一つの制度イメージ：事業成長担保権（仮称）

(<https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri2.pdf>参照)

## 地域・中小企業研究所が「地方創生セミナー」を開催

地域・中小企業研究所は、2021年11月25日(木)、「しんきん実務研修プログラム」(ノウハウ共有コース)の一環として、「地方創生セミナー」をオンラインにて開催しました。

人口減少や高齢化の進展は、地域にとって深刻な問題となっており、持続可能な地域社会の実現に向けて、信用金庫の果たす役割は益々大きくなっていることを踏まえ、信用金庫の地方創生に向けた取組み等を支援することを目的として、本セミナーを開催しました。

当日は、枚方信用金庫の理事長 吉野 敬昌 氏を講師に迎え、同信用金庫の取組みである「近居・住替え促進事業『巡リズム®』について」をテーマに、同信用金庫が行政や他業態と連携した持続可能な地方創生スキームを構築するまでの経緯や活動内容等についてご講演いただきました。

なお、「近居・住替え促進事業『巡リズム®』」は、内閣府「まち・ひと・しごと創生本部」から「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に認定されるとともに、一般社団法人 全国信用金庫協会 第24回信用金庫社会貢献賞会長賞を受賞された、2015年から同信用金庫が実施している取組みです。

当日は、全国から57金庫、156人の信用金庫役職員が参加しました。質疑応答のセッションでは、事前に寄せられた質問や当日チャットにより受け付けた質問に対し、吉野理事長に懇切丁寧にご回答いただき、盛況のまま終了しました。

また、セミナー終了後に実施したアンケートでは、ほぼすべての回答者から「とても参考になった」、「参考になった」との回答を頂戴しました。

引き続き、当研究所では、ノウハウ共有コースのWebセミナーを順次開催していく予定です。



セミナー資料



枚方信用金庫吉野理事長の講演



# 信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(11月)

## 1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
21.11.4	内外金利・為替見通し	2021-8	日銀は超緩和的な金融政策を継続すると見込まれる	奥津智彦 鹿庭雄介
21.11.9	ニュース&トピックス	2021-46	2021年10月末の信用金庫の預金・貸出金動向（速報） －預金は2.6%増、貸出金は1.2%増に－	井上有弘
21.11.17	経済見通し	2021-3	実質成長率は21年度2.6%、22年度2.8%と予測 －個人消費は回復に向かうも先行きの不確実性は高い－	角田 匠
21.11.25	ニュース&トピックス	2021-47	グローリー株式会社の英国OneBanks社への出資	刀禰和之
21.11.25	ニュース&トピックス	2021-48	城南信用金庫瀬谷支店の移転出店	刀禰和之

## 2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
21.11.8	講演	消費を中心とした今後の国内経済見通し	役職員向け勉強会	生活協同組合コープぎふ	奥津智彦
21.11.10	講演	中小企業の継続力を考える －長寿企業の経営が示唆するものとは－	博多法人会例会	福岡信用金庫	鉢嶺 実
21.11.22	講演	環境激変に挑む中小企業の「危機対応」	地区別総代等研究会（札幌地区）	留萌信用金庫	鉢嶺 実
21.11.29	講演	昨今の経済状況について	東京浅草ロータリークラブ例会	東京シティ信用金庫ほか	角田 匠
21.11.29	講演	信用金庫の店舗体制について	信用金庫の店舗体制に関する勉強会（オンライン研修）	中国地区信用金庫協会	刀禰和之

## 3. 原稿掲載

発行日	タイトル	掲載紙	発行	執筆者
21.11.11	供給制約に続いて海外経済の減速が日本経済のリスク要因に	J-MONEY Online	(株)エディト	角田 匠

# 2021年信金中金月報（第20巻）総索引

## 巻頭言

---

### 1月号（通巻580号）

■ 銀行業と歯科医：その源流と分岐 小樽商科大学 大学院商学研究科教授 齋藤一朗

### 2月号（通巻581号）

■ 中央銀行デジタル通貨（CBDC）の行方 明治大学 政治経済学部教授 勝 悦子

### 3・4月合併号（通巻582号）

■ 経営者は危機感だけではなく進むべき道を組織に浸透させよ 神戸大学 経済経営研究所教授 家森信善

### 5月号（通巻583号）

■ 信用金庫法制定70年 信金中央金庫 人事部付上席審議役 松崎英一

### 6月号（通巻584号）

■ 『信金中金月報』と歩んだ20年  
— 今、求められる地域・組織の枠を越えた地域活性化への貢献 — 横浜市立大学名誉教授 藤野次雄

### 7月号（通巻585号）

■ 国債累積に潜む通貨暴落 東京経済大学 経済学部教授 小川英治

### 8月号（通巻586号）

■ 人との交わりこそ、人を育てる 小樽商科大学 大学院商学研究科教授 齋藤一朗

### 9月号（通巻587号）

■ コロナ禍での地域経済の状況をいかに把握するか 神戸大学 経済経営研究所教授 家森信善

### 10月号（通巻588号）

■ 教員の学会活動 — 専門性と学際性・総合性の両立も必要 — 横浜市立大学名誉教授 藤野次雄

### 11月号（通巻589号）

■ ワクチン接種を受けたらいいのでしょうか？ 関西大学 総合情報学部教授 地主敏樹

### 12月号（通巻590号）

■ 地域に密着する信用金庫の活動をどのように考えればよいのか？ 愛知大学 経済学部教授 打田委千弘

## 特別寄稿論文

---

### 6月号（通巻584号）

■ 米中経済関係と日本企業 — 不変的側面を捉えた事業戦略を考える — 日中投資促進機構 事務局長 岡 豊樹

## 調査

---

### 1月号（通巻580号）

■ 日本経済の中期展望 — 20～24年度の年平均成長率は名目1.0%、実質0.4%と予測 — 奥津智彦

■ 海外経済に揺さぶられる新興国  
— 付加価値ベースでみた輸出から分かる新興国経済への影響 — 鹿庭雄介

■ 最近の不動産価格と信用金庫の不動産業向け貸出金の動向 間下 聡

■ 大和信用金庫の地域活性化への取組み 刀禰和之

## 2月号 (通巻581号)

■ コロナ禍の雇用情勢と労働市場の課題  
ー 過剰雇用は解消へ向かうも、雇用のミスマッチ解消が必要ー 峯岸直輝

■ 第182回全国中小企業景気動向調査 10～12月期業況は厳しい水準ながらも2四半期続けて改善  
ー 2020年10～12月期実績・2021年1～3月期見通しー  
【特別調査ー2021年(令和3年)の経営見通し】 地域・中小企業研究所

■ 中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか③  
ー 事業の「磨き上げ」が大きなカギを握るM&Aなどの「社外への引継ぎ」ー 茂住沙代  
鉢嶺 実

## 3・4月合併号 (通巻582号)

■ 中小企業景気動向調査からみた新型コロナウイルス感染拡大の影響④  
ー 業況はわずかに回復、デジタル化やIT化を進める企業もー 品田雄志

■ 中小企業経営の注目キーワード10 ー ウィズコロナでの事業継続・再構築に向けてー 井上有弘

■ 信用金庫業界による地域創生への取組みについて 松崎英一

■ コロナ禍における信用金庫経営 ー 事前課題の集計結果ー 刀禰和之

## 5月号 (通巻583号)

■ 為替相場の現状と展望 ー ここ数年のトレンドに反し、振れの大きい動きを示す可能性もー 奥津智彦

■ 第183回全国中小企業景気動向調査 1～3月期業況は依然として厳しい水準のままほぼ横ばい  
ー 2021年1～3月期実績・2021年4～6月期見通しー  
【特別調査ー新型コロナウイルス感染拡大長期化の影響と新常态(ニューノーマル)への対応について】 地域・中小企業研究所

■ 中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか④  
ー 事業承継を模索するなかでの「廃業という選択肢」の可能性ー 竹内 良  
鉢嶺 実

■ 信用金庫の中期経営計画の策定 ー 事前課題の集計結果ー 刀禰和之

■ 金融検査マニュアル廃止後の自己査定・償却・引当の取扱い③  
ー 金融機関の動きと外部データベース等活用の方向性ー 守矢 隆

## 6月号 (通巻584号)

■ コロナ回復期にある日本の設備投資の持続性  
ー リーマンショック時との比較や資産別、業種別にみて分かることー 鹿庭雄介

■ 新型コロナウイルス感染拡大の裏に潜む中小企業の人手不足問題  
ー ダイバーシティ推進と生産性向上が求められるー 品田雄志

■ 全国中小企業景気動向調査からみたコロナ禍における中小企業の動向  
ー 業況は低水準ながら前向きな事業戦略を進める企業もー 品田雄志

■ 信用金庫の融資推進・営業推進策 ー 事前課題の集計結果ー 刀禰和之

■ 信用金庫の人材育成・人事制度改革 ー 事前課題の集計結果ー 刀禰和之

## 7月号 (通巻585号)

- 日本の経済主体別にみた資金需給と金融資産・負債の動向  
ーコロナ禍における部門間の資金流入出 (資金循環)・各部門の資金過不足の状況を考察ー 峯岸直輝
- 中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか (総括編)  
ー「早めの対応が不可欠」であることの再認識をー 鉢嶺 実
- 信用金庫と国内銀行の医療・福祉向け貸出動向とコロナ禍の環境下での医療機関の収益動向等 間下 聡
- 信用金庫の店舗体制改革 ー事前課題の集計結果ー 刀禰和之

## 8月号 (通巻586号)

- 第184回全国中小企業景気動向調査 4~6月期業況は厳しい水準のなかで改善進む  
ー2021年4~6月期実績・2021年7~9月期見通しー  
【特別調査ー中小企業の事業継続について】 地域・中小企業研究所
- 環境激変に挑む中小企業の「危機対応」(導入編)  
ー数々の危機を乗り越えてきた「長寿企業」の経営が示唆するものとはー 鉢嶺 実
- 環境激変に挑む中小企業の「危機対応」① (製造業編)  
ー変革に挑み続ける製造業の長寿企業の危機対応事例ー 阿部貫人  
鉢嶺 実
- 大和証券株式会社のベテラン層社員の活躍拡大策 刀禰和之

## 9月号 (通巻587号)

- 全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向  
ー依然続くコロナ禍の被害、前向きな事業戦略を進める企業もー 品田雄志
- SMBC日興証券株式会社の「プロボノワーク制度」 刀禰和之
- 住友生命保険相互会社の「生産性評価制度」 刀禰和之
- 5~10年後を見据えた長期経営戦略の策定について  
ー経営環境の激変に耐えうる持続可能なビジネスモデルを創るー 金沢 宏

## 10月号 (通巻588号)

- 国際商品市況の見通し ー今後の相場動向いかなでは、国内景気の押下げ要因にー 奥津智彦
- コロナ禍での副業活用による収入増加の可能性  
ーテレワークと組み合わせれば、多くの業種がコロナ前の所得水準を上回るー 鹿庭雄介
- 信用金庫の視点でひも解く2021年版中小企業白書・小規模企業白書  
ー新型コロナウイルス感染症拡大を受けた中小企業と小規模事業者ー 品田雄志
- 平時と災害時における地域の支え合いの仕組みづくりをサポート  
ー宮城県石巻発 一般社団法人日本カーシェアリング協会の取組みー 藤村武志  
千葉康平
- 住友生命保険相互会社の女性活躍への取組み 刀禰和之

## 11月号 (通巻589号)

- コロナ禍の人流の動向と地域間の人口移動の状況  
ー地方移住の本格化には“転職なき移住”の実現が重要ー 峯岸直輝
- 第185回全国中小企業景気動向調査 7~9月期業況は厳しい水準のなかで2四半期続けて改善  
ー2021年7~9月期実績・2021年10~12月期見通しー  
【特別調査ー中小企業の雇用環境について】 地域・中小企業研究所

- 環境激変に挑む中小企業の「危機対応」②（建設業編）  
 ー同業者等との“連携”に見出す建設業の長寿企業の危機対応事例ー 中林祐吾  
鉢嶺 実
  - 城南信用金庫におけるオンラインを用いた理事長と全職員との座談会について 刀禰和之
- 12月号（通巻590号）**
- やさしく読み解くSDGs（1） ーSDGsとは何者なのかー 平岡芳博
  - 全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向  
 ー人手不足、仕入困難に悩まされる中小企業ー 品田雄志
  - SMBC日興証券株式会社の「週3日・週4日勤務制度」 刀禰和之
  - SMBC日興証券株式会社の女性管理職向け「メンター制度」 刀禰和之

## 信金中金だより

---

### 1月号（通巻580号）

- 地域・中小企業研究所が「店舗戦略セミナー」を開催

### 2月号（通巻581号）

- 日本中小企業学会第40回全国大会国際交流セッション講演抄録  
一橋大学 大学院経済学研究科教授 日本中小企業学会常任理事 岡室博之
- 信用金庫向けeラーニングシステムSelsのご案内

### 7月号（通巻585号）

- 地域・中小企業研究所が「インキュベーション施設にかかるセミナー」を開催

### 9月号（通巻587号）

- 「信金中金月報掲載論文」編集委員会 新編集委員の就任について

### 11月号（通巻589号）

- 地域・中小企業研究所が「信用金庫におけるデジタル接点構築にかかるセミナー」を開催

# 統 計

## 1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

## 2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：  
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所  
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
  2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
  3. 記号・符号表示は次のとおり。
 

[ 0 ] ゼロまたは単位未満の計数	[ - ] 該当計数なし	[ △ ] 減少または負
[ … ] 不詳または算出不能	[ * ] 1,000%以上の増加率	[ p ] 速報数字
[ r ] 訂正数字	[ b ] b印までの数字と次期以降の数字は不連続	
  4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島島の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ (<https://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

### 1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年月末	店 舗 数				会 員 数	常 勤 役 員 数				
	本 店 (信用金庫数)	支 店	出張所	合 計		常勤役員	職 員			合 計
							男 子	女 子	計	
2017. 3	264	6,854	243	7,361	9,264,892	2,204	67,808	39,575	107,383	109,587
18. 3	261	6,832	254	7,347	9,242,088	2,173	66,199	40,103	106,302	108,475
19. 3	259	6,800	235	7,294	9,197,080	2,130	64,108	40,303	104,411	106,541
20. 3	255	6,754	228	7,237	9,137,735	2,110	61,654	40,278	101,932	104,042
6	255	6,754	229	7,238	9,120,257	2,086	63,087	43,033	106,120	108,206
9	254	6,743	227	7,224	9,118,050	2,082	62,438	42,520	104,958	107,040
20.10	254	6,730	226	7,210	9,117,966	2,080	62,235	42,418	104,653	106,733
11	254	6,720	225	7,199	9,115,169	2,081	62,105	42,336	104,441	106,522
12	254	6,721	225	7,200	9,114,916	2,077	61,839	42,089	103,928	106,005
21. 1	254	6,718	224	7,196	9,113,512	2,076	61,609	41,911	103,520	105,596
2	254	6,709	225	7,188	9,111,710	2,074	61,406	41,753	103,159	105,233
3	254	6,702	225	7,181	9,094,466	2,069	60,012	40,990	101,002	103,071
4	254	6,700	225	7,179	9,097,562	2,068	62,169	44,044	106,213	108,281
5	254	6,696	226	7,176	9,098,625	2,067	61,994	43,922	105,916	107,983
6	254	6,697	225	7,176	9,060,454	2,045	61,565	43,684	105,249	107,294
7	254	6,696	225	7,175	9,046,826	2,046	61,349	43,468	104,817	106,863
8	254	6,693	223	7,170	9,037,518	2,045	61,105	43,281	104,386	106,431
9	254	6,685	223	7,162	9,034,716	2,045	60,739	43,020	103,759	105,804
10	254	6,681	223	7,158	9,029,740	2,042	60,549	42,906	103,455	105,497

### 信用金庫の合併等

年 月 日	異 動		金 庫 名	新金庫名	金庫数	異動の種類
2014年2月24日	十三	撰津水都		北おおさか	267	合併
2016年1月12日	大垣	西濃		大垣西濃	266	合併
2016年2月15日	福井	武生		福井	265	合併
2017年1月23日	江差	函館		道南うみ街	264	合併
2018年1月1日	札幌	小樽	北海	北海道	262	合併
2018年1月22日	宮崎	都城		宮崎都城	261	合併
2019年1月21日	浜松	磐田		浜松磐田	260	合併
2019年2月25日	桑名	三重		桑名三重	259	合併
2019年6月24日	掛川	島田		島田掛川	258	合併
2019年7月16日	静岡	焼津		しずおか焼津	257	合併
2020年1月20日	宮崎都城	南郷		宮崎第一	256	合併
2020年2月10日	備前	日生		備前日生	255	合併
2020年9月7日	北陸	鶴来		はくさん	254	合併

# 1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

## 預金種類別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計			要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率			前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	1,379,128	2.3	537,831	6.7	838,043	△ 0.3	3,252	6.2	1,377,605	2.3	730	△ 7.7	
18. 3	1,409,771	2.2	571,193	6.2	834,737	△ 0.3	3,840	18.0	1,407,904	2.1	1,007	△ 37.9	
19. 3	1,434,771	1.7	604,369	5.8	826,510	△ 0.9	3,891	1.3	1,433,038	1.7	901	△ 10.5	
20. 3	1,452,678	1.2	637,646	5.5	810,932	△ 1.8	4,099	5.3	1,451,554	1.2	747	△ 17.0	
6	1,522,349	4.5	708,117	14.1	810,553	△ 2.5	3,677	△ 2.8	1,521,691	4.6	993	△ 24.8	
9	1,556,379	6.9	738,395	18.7	814,167	△ 1.9	3,816	0.1	1,555,582	6.9	732	△ 47.8	
20.10	1,562,777	7.5	747,064	19.8	812,033	△ 1.7	3,680	△ 1.8	1,561,819	7.4	953	△ 30.5	
11	1,564,445	7.6	749,849	20.0	810,927	△ 1.7	3,668	△ 0.1	1,563,759	7.6	1,024	△ 24.9	
12	1,579,500	7.7	764,819	20.2	811,049	△ 1.8	3,630	△ 2.4	1,578,780	7.7	897	△ 41.7	
21. 1	1,573,049	8.2	758,962	21.5	810,591	△ 1.6	3,495	△ 3.7	1,572,111	8.2	862	△ 42.6	
2	1,579,887	8.2	769,763	20.9	807,499	△ 1.4	2,624	△ 28.7	1,578,888	8.2	1,751	△ 19.8	
3	1,555,959	7.1	755,482	18.4	798,412	△ 1.5	2,064	△ 49.6	1,555,158	7.1	2,058	△ 175.3	
4	1,591,375	8.1	789,628	19.7	799,806	△ 1.0	1,940	△ 46.7	1,590,558	8.1	2,350	△ 150.4	
5	1,588,281	6.8	785,154	16.4	801,258	△ 0.7	1,868	△ 47.7	1,587,607	6.9	2,440	△ 147.8	
6	1,597,593	4.9	791,797	11.8	804,285	△ 0.7	1,509	△ 58.9	1,596,966	4.9	2,861	△ 187.8	
7	1,594,303	3.7	786,589	9.5	806,341	△ 1.0	1,372	△ 60.4	1,592,971	3.7	2,916	△ 120.7	
8	1,601,468	3.2	793,265	8.2	806,840	△ 1.0	1,361	△ 61.9	1,600,844	3.2	2,987	△ 146.9	
9	1,597,902	2.6	792,943	7.3	803,645	△ 1.2	1,313	△ 65.5	1,597,081	2.6	2,850	△ 289.0	
10	1,604,483	2.6	801,344	7.2	801,947	△ 1.2	1,190	△ 67.6	1,603,524	2.6	2,640	△ 177.0	

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。  
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

## 地区別預金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	71,135	2.0	53,051	2.0	243,448	1.9	255,538	1.7	37,334	0.4	293,563	2.6
18. 3	72,339	1.6	53,875	1.5	248,608	2.1	260,388	1.8	37,599	0.7	300,562	2.3
19. 3	73,306	1.3	54,718	1.5	252,033	1.3	264,586	1.6	37,553	△ 0.1	306,224	1.8
20. 3	74,367	1.4	55,097	0.6	255,090	1.2	268,942	1.6	37,485	△ 0.1	310,542	1.4
6	79,634	5.9	57,555	4.4	267,394	4.8	283,311	5.2	38,973	2.3	322,525	4.3
9	80,152	7.3	58,758	6.0	276,745	8.5	288,554	7.1	39,481	4.0	326,622	5.3
20.10	80,198	7.8	58,782	6.2	278,648	9.2	289,563	7.4	39,538	4.1	327,179	6.0
11	80,810	7.9	58,634	5.9	278,927	9.3	289,713	7.5	39,497	4.3	326,654	5.9
12	83,580	10.1	59,391	6.4	280,884	9.4	291,810	7.2	39,771	4.4	329,490	5.7
21. 1	82,657	10.9	59,049	7.1	279,964	9.6	290,745	7.8	39,627	5.0	328,462	6.4
2	82,654	10.7	59,387	7.3	281,129	9.4	292,320	7.8	39,876	5.4	330,176	6.4
3	80,842	8.7	58,384	5.9	279,418	9.5	287,645	6.9	39,277	4.7	329,627	6.1
4	84,030	10.4	59,422	6.9	283,359	9.2	294,653	7.8	39,970	5.1	332,779	6.3
5	83,902	7.6	59,241	5.6	282,578	8.2	293,762	6.5	40,001	4.7	333,168	5.1
6	85,271	7.0	59,667	3.6	283,782	6.1	295,737	4.3	40,286	3.3	334,992	3.8
7	84,494	6.1	59,636	3.3	283,574	3.9	294,201	3.2	40,074	2.8	334,317	3.2
8	84,574	5.5	59,938	2.6	284,446	3.2	295,776	2.6	40,233	1.8	336,038	2.7
9	84,437	5.3	60,013	2.1	284,377	2.7	295,149	2.2	40,086	1.5	334,630	2.4
10	84,533	5.4	60,001	2.0	285,840	2.5	296,497	2.3	40,208	1.6	335,874	2.6

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	286,213	3.8	59,200	1.1	27,279	0.9	22,356	0.8	28,058	2.4	1,379,128	2.3
18. 3	295,280	3.1	60,096	1.5	27,801	1.9	22,910	2.4	28,505	1.5	1,409,771	2.2
19. 3	302,875	2.5	60,941	1.4	28,317	1.8	23,276	1.5	28,938	1.5	1,434,771	1.7
20. 3	305,232	0.7	61,955	1.6	28,788	1.6	23,804	2.2	29,159	0.7	1,452,678	1.2
6	319,332	3.9	64,735	3.9	29,732	3.9	26,025	7.4	30,809	4.1	1,522,349	4.5
9	330,165	7.6	65,670	5.8	30,166	5.5	26,633	10.2	31,028	4.8	1,556,379	6.9
20.10	331,808	8.2	66,305	6.9	30,339	6.1	26,846	10.7	31,289	5.9	1,562,777	7.5
11	333,201	8.7	66,336	6.8	30,254	6.0	26,822	10.6	31,276	6.2	1,564,445	7.6
12	336,316	9.1	66,828	6.9	30,490	5.9	27,049	10.2	31,607	6.0	1,579,500	7.7
21. 1	335,057	9.6	66,484	7.6	30,427	6.1	26,914	11.0	31,393	6.8	1,573,049	8.2
2	335,814	9.4	66,913	7.4	30,571	6.0	27,199	11.2	31,600	7.2	1,579,887	8.2
3	324,479	6.3	66,315	7.0	30,428	5.6	26,012	9.2	31,203	7.0	1,555,959	7.1
4	337,035	9.4	67,544	7.5	30,848	6.4	27,603	11.1	31,772	6.9	1,591,375	8.1
5	336,288	8.3	67,233	6.7	30,749	5.6	27,404	9.0	31,605	5.2	1,588,281	6.8
6	337,285	5.6	67,817	4.7	31,012	4.3	27,600	6.0	31,790	3.1	1,597,593	4.9
7	337,792	4.2	67,491	3.9	31,032	3.7	27,557	4.9	31,732	2.9	1,594,303	3.7
8	339,687	3.8	67,734	3.0	31,148	3.3	27,635	4.2	31,857	2.4	1,601,468	3.2
9	338,952	2.6	67,580	2.9	31,068	2.9	27,581	3.5	31,636	1.9	1,597,902	2.6
10	340,409	2.5	68,034	2.6	31,208	2.8	27,766	3.4	31,765	1.5	1,604,483	2.6

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

# 1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

年 月 末	預金計		個人預金				外貨預金等			
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	要求払		定期性		前年同月比 増 減 率		
				前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率				
2017. 3	1,379,126	2.3	1,084,755	1.3	385,547	6.7	698,654	△ 1.4	545	10.4
18. 3	1,409,770	2.2	1,101,996	1.5	409,436	6.1	691,794	△ 0.9	756	38.8
19. 3	1,434,770	1.7	1,115,489	1.2	435,107	6.2	679,608	△ 1.7	765	1.1
20. 3	1,452,677	1.2	1,126,939	1.0	461,939	6.1	664,146	△ 2.2	845	10.4
6	1,522,347	4.5	1,153,450	2.6	492,954	10.0	659,634	△ 2.2	852	2.9
9	1,556,378	6.9	1,157,743	3.4	498,897	11.9	657,902	△ 2.1	935	4.9
20.10	1,562,776	7.5	1,165,261	3.6	508,545	12.0	655,761	△ 2.0	946	5.4
11	1,564,443	7.6	1,160,429	3.5	504,863	11.8	654,600	△ 2.1	956	6.4
12	1,579,498	7.7	1,172,497	3.5	516,664	11.9	654,852	△ 2.3	972	9.1
21. 1	1,573,048	8.2	1,168,959	3.7	513,829	12.6	654,142	△ 2.2	978	11.1
2	1,579,886	8.2	1,179,414	4.0	525,987	12.8	652,446	△ 2.2	972	16.5
3	1,555,958	7.1	1,173,057	4.0	521,921	12.9	650,221	△ 2.0	905	7.1
4	1,591,374	8.1	1,181,979	4.1	532,689	12.6	648,425	△ 1.9	855	0.9
5	1,588,279	6.8	1,174,295	3.6	526,511	11.6	646,948	△ 1.9	826	△ 2.2
6	1,597,592	4.9	1,184,693	2.7	537,950	9.1	645,953	△ 2.0	779	△ 8.4
7	1,594,302	3.7	1,182,929	2.5	536,710	8.8	645,446	△ 2.1	764	△ 15.5
8	1,601,466	3.2	1,188,977	2.2	543,821	8.3	644,397	△ 2.2	748	△ 16.6
9	1,597,901	2.6	1,184,270	2.2	541,032	8.4	642,499	△ 2.3	730	△ 21.8
10	1,604,481	2.6	1,192,480	2.3	551,565	8.4	640,277	△ 2.3	629	△ 33.4

年 月 末	一般法人預金						外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	要求払		定期性		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率
				前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率				
2017. 3	240,260	5.5	135,201	6.6	104,713	4.2	338	△ 10.0	43,708	12.1
18. 3	253,876	5.6	147,026	8.7	106,424	1.6	418	23.6	43,190	△ 1.1
19. 3	261,951	3.1	154,268	4.9	107,284	0.8	391	△ 6.5	47,217	9.3
20. 3	266,974	1.9	159,010	3.0	107,600	0.2	357	△ 8.7	48,787	3.3
6	299,497	14.3	192,563	24.5	106,573	△ 0.3	352	△ 7.8	59,176	△ 0.8
9	320,721	21.4	211,660	36.3	108,680	0.3	373	0.9	65,320	4.6
20.10	324,639	25.2	215,078	42.3	109,167	1.2	385	5.2	61,467	3.2
11	324,080	22.8	214,701	37.3	108,978	1.7	392	8.2	66,745	12.9
12	329,087	23.6	219,753	38.3	108,922	1.7	403	16.1	65,655	15.2
21. 1	326,142	27.4	216,127	45.7	109,606	2.1	401	19.3	65,839	9.8
2	324,438	23.8	214,207	38.9	109,832	2.2	391	15.7	64,129	19.8
3	324,746	21.6	214,315	34.7	110,043	2.2	380	6.5	48,861	0.1
4	337,424	23.2	225,973	35.5	111,064	4.1	380	7.4	61,765	18.6
5	334,613	16.6	222,967	23.7	111,288	4.7	350	0.1	68,808	21.1
6	333,018	11.1	221,371	14.9	111,292	4.4	348	△ 1.2	70,373	18.9
7	334,033	9.0	222,045	11.3	111,638	4.7	341	△ 9.0	68,743	6.9
8	329,483	5.4	216,242	5.6	112,884	5.1	349	△ 5.5	73,395	13.5
9	333,313	3.9	219,772	3.8	113,195	4.1	338	△ 9.6	70,759	8.3
10	336,421	3.6	222,318	3.3	113,774	4.2	321	△ 16.6	66,993	8.9

年 月 末	要求払				定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性 預金
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率					
									前年同月比 増 減 率			
2017. 3	14,902	12.9	28,803	11.8	0	△ 100.0	10,398	△ 0.4	0	730		
18. 3	12,590	△ 15.5	30,597	6.2	0	...	10,703	2.9	0	1,007		
19. 3	13,066	3.7	34,148	11.6	0	...	10,108	△ 5.5	0	901		
20. 3	14,420	10.3	34,364	0.6	0	...	9,971	△ 1.3	0	747		
6	20,784	27.3	38,389	△ 11.4	0	...	10,220	△ 1.8	0	993		
9	25,852	39.2	39,465	△ 9.9	0	...	12,588	18.1	0	732		
20.10	22,425	33.2	39,039	△ 8.5	0	...	11,404	11.0	0	952		
11	28,224	79.1	38,517	△ 11.1	0	...	13,185	35.6	0	1,024		
12	27,208	87.7	38,444	△ 9.4	0	...	12,254	21.6	0	897		
21. 1	27,947	49.9	37,889	△ 8.2	0	...	12,104	16.5	0	862		
2	28,309	88.9	35,816	△ 7.0	0	...	11,900	17.4	0	1,751		
3	17,000	17.8	31,858	△ 7.2	0	...	9,289	△ 6.8	0	2,058		
4	29,237	58.9	32,525	△ 3.3	0	...	10,200	△ 3.6	0	2,350		
5	33,369	55.4	35,435	0.3	0	...	10,559	11.2	0	2,440		
6	30,815	48.2	39,555	3.0	0	...	9,502	△ 7.0	0	2,861		
7	26,897	11.8	41,842	3.9	0	...	8,592	△ 29.5	0	2,916		
8	31,328	27.6	42,064	4.8	0	...	9,607	△ 22.3	0	2,987		
9	30,323	17.2	40,432	2.4	0	*	9,554	△ 24.1	0	2,849		
10	26,426	17.8	40,563	3.9	0	*	8,582	△ 24.7	0	2,640		

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。



# 1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

## 科目別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	691,675	2.7	7,528	△ 8.5	684,146	2.8	36,828	△ 0.6	618,003	3.1	29,314	2.7
18. 3	709,634	2.5	8,066	7.1	701,568	2.5	37,423	1.6	633,324	2.4	30,819	5.1
19. 3	719,837	1.4	7,747	△ 3.9	712,090	1.4	37,946	1.3	641,717	1.3	32,425	5.2
20. 3	726,752	0.9	6,079	△ 21.5	720,672	1.2	37,438	△ 1.3	649,560	1.2	33,673	3.8
6	751,340	5.1	4,853	△ 31.8	746,486	5.4	33,525	△ 5.1	682,771	6.3	30,190	△ 0.4
9	773,323	7.4	3,850	△ 37.2	769,472	7.7	32,224	△ 13.6	707,257	9.9	29,990	△ 9.9
20.10	775,668	8.2	4,246	△ 28.9	771,422	8.5	31,925	△ 13.5	710,785	10.6	28,710	△ 8.1
11	775,057	7.8	3,683	△ 45.2	771,373	8.3	31,955	△ 13.9	710,479	10.3	28,938	△ 7.6
12	782,032	7.9	4,471	△ 37.5	777,560	8.3	32,206	△ 16.0	715,670	10.7	29,683	△ 10.2
21. 1	780,036	8.4	4,386	△ 29.1	775,649	8.8	31,594	△ 15.9	715,335	11.1	28,720	△ 10.1
2	780,879	8.3	4,260	△ 36.6	776,619	8.7	31,151	△ 16.7	717,057	11.2	28,409	△ 11.0
3	784,373	7.9	3,859	△ 36.5	780,514	8.3	30,479	△ 18.5	721,127	11.0	28,907	△ 14.1
4	784,845	7.7	3,625	△ 35.4	781,219	8.0	28,830	△ 18.5	724,897	10.4	27,492	△ 12.3
5	784,537	6.1	3,632	△ 39.3	780,904	6.4	28,046	△ 18.0	725,527	8.5	27,330	△ 11.1
6	784,506	4.4	3,714	△ 23.4	780,792	4.5	28,221	△ 15.8	725,214	6.2	27,356	△ 9.3
7	785,340	3.0	4,204	△ 4.4	781,135	3.1	28,535	△ 13.2	725,257	4.3	27,343	△ 7.4
8	783,020	2.0	3,640	△ 7.2	779,379	2.1	28,759	△ 11.0	723,120	3.0	27,499	△ 5.1
9	786,442	1.6	3,860	0.2	782,582	1.7	29,651	△ 7.9	723,708	2.3	29,222	△ 2.5
10	785,143	1.2	4,266	0.4	780,877	1.2	29,629	△ 7.1	723,441	1.7	27,806	△ 3.1

## 地区別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	31,128	0.5	23,843	3.3	131,987	4.1	125,543	2.3	17,061	2.6	143,506	1.9
18. 3	31,429	0.9	24,631	3.3	137,489	4.1	128,602	2.4	17,227	0.9	146,120	1.8
19. 3	31,645	0.6	24,973	1.3	140,009	1.8	131,462	2.2	17,153	△ 0.4	147,070	0.6
20. 3	32,110	1.4	24,724	△ 0.9	140,481	0.3	133,416	1.4	17,165	0.0	147,686	0.4
6	32,893	6.3	25,170	2.9	145,949	5.0	137,959	5.2	17,255	1.0	152,430	4.9
9	33,861	8.5	25,910	5.1	152,247	9.2	141,504	6.9	17,609	2.9	155,881	6.3
20.10	33,967	9.0	25,825	5.6	153,279	10.1	141,670	7.5	17,600	3.0	155,884	7.3
11	33,985	8.7	25,812	5.5	153,314	9.9	141,442	7.1	17,572	2.7	155,748	7.0
12	34,519	8.7	26,054	5.5	154,880	10.4	142,418	7.1	17,677	2.7	157,205	6.7
21. 1	34,183	9.3	25,917	6.0	154,730	11.1	142,060	7.5	17,614	2.7	156,586	7.5
2	34,240	8.4	25,999	6.2	154,892	11.1	142,105	7.3	17,596	2.3	156,691	7.3
3	34,901	8.6	26,410	6.8	155,471	10.6	142,466	6.7	17,616	2.6	157,693	6.7
4	34,295	8.8	26,088	6.7	156,095	9.9	142,451	6.6	17,490	2.6	157,782	6.9
5	34,145	6.1	26,158	4.9	155,977	8.8	142,325	4.9	17,474	1.7	157,554	5.0
6	34,224	4.0	26,117	3.7	155,820	6.7	142,237	3.1	17,448	1.1	157,808	3.5
7	34,343	2.5	26,128	2.6	155,907	4.7	142,479	1.9	17,494	0.3	157,799	2.3
8	34,331	1.7	26,085	1.7	155,164	3.2	142,193	1.1	17,445	△ 0.8	157,521	1.7
9	34,355	1.4	26,289	1.4	155,637	2.2	142,737	0.8	17,489	△ 0.6	158,665	1.7
10	34,282	0.9	26,217	1.5	155,516	1.4	142,485	0.5	17,462	△ 0.7	158,089	1.4

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2017. 3	147,580	3.2	31,375	1.9	10,212	1.9	12,390	2.6	15,867	3.4	691,675	2.7
18. 3	151,780	2.8	32,010	2.0	10,540	3.2	12,586	1.5	15,974	0.6	709,634	2.5
19. 3	154,242	1.6	32,335	1.0	10,832	2.7	12,716	1.0	16,033	0.3	719,837	1.4
20. 3	156,792	1.6	32,630	0.9	11,133	2.7	12,939	1.7	16,171	0.8	726,752	0.9
6	163,130	5.8	33,437	4.2	11,413	5.1	13,594	7.0	16,567	3.7	751,340	5.1
9	168,199	8.4	34,179	5.5	11,657	6.1	13,906	8.5	16,799	4.3	773,323	7.4
20.10	168,940	9.2	34,455	7.0	11,668	6.1	13,943	9.2	16,858	4.9	775,668	8.2
11	168,656	8.5	34,511	6.6	11,657	5.7	13,935	8.5	16,846	4.4	775,057	7.8
12	170,141	8.8	34,713	6.6	11,732	5.7	14,091	8.4	17,011	4.4	782,032	7.9
21. 1	170,001	9.4	34,643	6.8	11,714	6.1	14,041	9.1	16,952	5.0	780,036	8.4
2	170,418	9.2	34,632	6.4	11,704	5.6	14,050	9.0	16,955	5.0	780,879	8.3
3	170,806	8.9	34,603	6.0	11,771	5.7	14,058	8.6	16,961	4.8	784,373	7.9
4	171,608	8.5	34,656	6.8	11,770	6.1	14,086	7.9	16,915	4.0	784,845	7.7
5	171,730	6.8	34,740	5.3	11,833	4.5	14,114	5.9	16,855	2.5	784,537	6.1
6	171,718	5.2	34,699	3.7	11,817	3.5	14,129	3.9	16,851	1.7	784,506	4.4
7	171,976	3.9	34,728	2.6	11,817	2.5	14,175	3.0	16,854	1.0	785,340	3.0
8	171,321	2.7	34,589	1.6	11,780	1.6	14,149	2.3	16,800	0.3	783,020	2.0
9	172,075	2.3	34,698	1.5	11,854	1.6	14,197	2.0	16,804	0.0	786,442	1.6
10	171,987	1.8	34,662	0.6	11,823	1.3	14,200	1.8	16,774	△ 0.4	785,143	1.2

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

# 1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計		企業向け計									
			製造業				建設業					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比		
2017. 3	691,673	2.7	100.0	439,419	2.8	63.5	61,450	△ 1.1	8.8	49,153	2.6	7.1
18. 3	709,633	2.5	100.0	452,529	2.9	63.7	61,464	0.0	8.6	50,752	3.2	7.1
19. 3	719,836	1.4	100.0	461,756	2.0	64.1	61,478	0.0	8.5	52,091	2.6	7.2
19.12	724,666	0.9	100.0	467,896	1.4	64.5	61,694	△ 0.3	8.5	52,840	1.8	7.2
20. 3	726,750	0.9	100.0	468,462	1.4	64.4	60,907	△ 0.9	8.3	53,114	1.9	7.3
6	751,338	5.1	100.0	493,626	7.9	65.6	64,762	7.3	8.6	56,992	14.5	7.5
9	773,322	7.4	100.0	517,376	11.7	66.9	68,232	11.9	8.8	64,168	23.8	8.2
12	782,030	7.9	100.0	525,702	12.3	67.2	69,391	12.4	8.8	67,342	27.4	8.6
21. 3	784,372	7.9	100.0	527,898	12.6	67.3	69,007	13.2	8.7	68,902	29.7	8.7
6	784,505	4.4	100.0	527,995	6.9	67.3	68,675	6.0	8.7	68,204	19.6	8.6
9	786,441	1.6	100.0	530,957	2.6	67.5	68,718	0.7	8.7	69,339	8.0	8.8

年 月 末	卸売業		小売業		不動産業		個人による貸家業					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比				
	2017. 3	27,882	△ 1.1	4.0	25,845	0.2	3.7	153,981	5.5	22.2	58,540	1.7
18. 3	28,118	0.8	3.9	25,877	0.1	3.6	162,146	5.3	22.8	59,089	0.9	8.3
19. 3	28,432	1.1	3.9	25,717	△ 0.6	3.5	168,021	3.6	23.3	58,599	△ 0.8	8.1
19.12	28,772	0.1	3.9	25,888	△ 0.4	3.5	170,004	1.7	23.4	57,744	△ 1.7	7.9
20. 3	28,511	0.2	3.9	25,898	0.7	3.5	170,709	1.5	23.4	57,302	△ 2.2	7.8
6	30,722	10.0	4.0	28,785	13.4	3.8	172,691	2.5	22.9	56,903	△ 2.5	7.5
9	32,855	16.1	4.2	30,916	20.0	3.9	173,284	2.2	22.4	56,496	△ 2.6	7.3
12	33,624	16.8	4.2	31,533	21.8	4.0	172,997	1.7	22.1	56,056	△ 2.9	7.1
21. 3	33,664	18.0	4.2	31,703	22.4	4.0	172,705	1.1	22.0	55,603	△ 2.9	7.0
6	33,651	9.5	4.2	31,859	10.6	4.0	172,878	0.1	22.0	55,368	△ 2.6	7.0
9	33,966	3.3	4.3	31,860	3.0	4.0	173,601	0.1	22.0	55,124	△ 2.4	7.0

年 月 末	飲食業		宿泊業		医療・福祉		物品賃貸業					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比				
	2017. 3	8,517	1.2	1.2	5,761	1.3	0.8	22,414	2.8	3.2	2,866	△ 0.4
18. 3	8,720	2.3	1.2	5,884	2.1	0.8	22,371	△ 0.1	3.1	2,905	1.3	0.4
19. 3	8,784	0.7	1.2	6,012	2.1	0.8	22,139	△ 1.0	3.0	2,865	△ 1.3	0.3
19.12	8,929	1.2	1.2	6,097	1.3	0.8	22,564	0.5	3.1	2,863	0.8	0.3
20. 3	9,053	3.0	1.2	6,114	1.6	0.8	21,934	△ 0.9	3.0	2,899	1.1	0.3
6	11,706	33.4	1.5	6,558	9.6	0.8	22,838	2.9	3.0	2,946	4.2	0.3
9	12,868	45.7	1.6	6,740	11.8	0.8	24,042	7.7	3.1	3,052	5.2	0.3
12	13,274	48.6	1.6	6,805	11.6	0.8	24,424	8.2	3.1	3,026	5.7	0.3
21. 3	13,712	51.4	1.7	6,733	10.1	0.8	24,279	10.6	3.0	3,020	4.1	0.3
6	13,971	19.3	1.7	6,705	2.2	0.8	24,309	6.4	3.0	2,988	1.4	0.3
9	13,889	7.9	1.7	6,667	△ 1.0	0.8	24,183	0.5	3.0	3,060	0.2	0.3

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸		地方公共団体		個人		住宅ローン					
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比				
	2017. 3	55	△ 2.7	0.0	53,871	2.1	7.7	198,382	2.5	28.6	166,326	2.5
18. 3	50	△ 8.6	0.0	55,511	3.0	7.8	201,592	1.6	28.4	168,597	1.3	23.7
19. 3	49	△ 2.0	0.0	55,372	△ 0.2	7.6	202,707	0.5	28.1	169,476	0.5	23.5
19.12	42	△ 24.4	0.0	53,353	△ 0.9	7.3	203,416	0.4	28.0	170,517	0.6	23.5
20. 3	38	△ 21.2	0.0	53,836	△ 2.7	7.4	204,451	0.8	28.1	171,328	1.0	23.5
6	38	△ 17.5	0.0	54,541	△ 1.1	7.2	203,171	0.3	27.0	171,239	1.0	22.7
9	34	△ 22.3	0.0	52,990	△ 0.9	6.8	202,954	△ 0.1	26.2	171,461	0.8	22.1
12	32	△ 23.9	0.0	52,781	△ 1.0	6.7	203,546	0.0	26.0	172,485	1.1	22.0
21. 3	31	△ 20.2	0.0	52,933	△ 1.6	6.7	203,540	△ 0.4	25.9	172,463	0.6	21.9
6	29	△ 22.9	0.0	53,126	△ 2.5	6.7	203,382	0.1	25.9	172,683	0.8	22.0
9	27	△ 20.4	0.0	51,536	△ 2.7	6.5	203,947	0.4	25.9	173,232	1.0	22.0

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。  
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

# 1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

年月末	現金	預け金		うち信金中金預け金	買入手形	コールローン	買現先	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭債	金銭の 信託	商品 有価証券	
			(%)									
2017. 3	14,754	350,164	(6.8)	284,264	(7.5)	0	485	0	0	1,575	1,316	47
18. 3	14,999	365,177	(4.2)	294,345	(3.5)	0	753	0	0	1,794	1,561	56
19. 3	15,131	376,847	(3.1)	300,565	(2.1)	0	483	0	0	2,351	1,736	19
20. 3	15,105	379,640	(0.7)	305,844	(1.7)	0	396	0	0	3,438	1,926	18
6	13,704	423,143	(4.7)	354,788	(2.8)	0	617	0	0	3,898	1,993	18
9	15,021	454,902	(14.5)	338,902	(5.4)	0	1,026	0	0	4,482	2,167	17
20.10	13,766	458,800	(15.0)	368,214	(7.6)	0	1,026	0	0	4,611	2,196	16
11	14,004	464,142	(17.0)	372,293	(9.2)	0	1,040	0	0	4,520	2,264	17
12	15,165	473,966	(19.1)	379,775	(11.1)	0	1,206	0	0	4,598	2,250	16
21. 1	14,318	468,108	(19.4)	374,211	(11.3)	0	867	0	0	4,693	2,249	16
2	13,230	473,796	(18.7)	374,433	(9.7)	0	974	0	0	4,847	2,266	16
3	14,868	454,070	(19.6)	326,208	(6.6)	0	650	0	0	5,040	2,234	16
4	14,562	490,431	(24.3)	376,803	(9.3)	0	962	0	0	5,288	2,365	16
5	13,916	487,989	(22.9)	371,899	(9.5)	0	868	0	0	5,359	2,388	16
6	13,882	500,393	(18.2)	381,321	(7.4)	0	912	0	0	5,619	2,446	16
7	14,834	494,285	(14.0)	375,498	(5.1)	0	714	0	0	5,681	2,465	16
8	13,900	503,530	(11.9)	380,918	(4.5)	0	713	0	0	5,679	2,506	16
9	14,673	499,838	(9.8)	333,832	(△1.4)	0	696	0	0	5,813	2,525	15
10	13,577	501,966	(9.4)	346,127	(△5.9)	0	735	0	0	5,925	2,573	15

年月末	有価証券		国債	地方債	短期社債	社債	金融債			株 式		
		(%)					公社	公債	金融債		その他	
2017. 3	426,196	(△1.4)	86,227	(△7.3)	92,158	0	162,636	(△4.9)	72,789	22,279	67,568	8,529
18. 3	425,704	(△0.1)	76,964	(△10.7)	92,215	29	155,710	(△4.2)	69,544	16,126	70,038	9,585
19. 3	432,763	(1.6)	68,256	(△11.3)	93,313	19	151,570	(△2.6)	65,690	11,102	74,777	9,484
20. 3	430,760	(△0.4)	64,535	(△5.4)	85,744	19	154,969	(2.2)	59,529	6,855	88,584	8,647
6	439,122	(4.3)	67,117	(7.5)	84,576	825	156,419	(4.5)	57,966	6,128	92,324	8,360
9	445,324	(5.7)	69,203	(13.0)	85,169	670	157,797	(4.6)	57,749	5,293	94,754	8,098
20.10	450,333	(5.9)	70,005	(12.2)	85,646	1,109	158,829	(4.3)	57,894	5,009	95,926	8,086
11	449,955	(5.2)	69,819	(11.1)	85,388	1,159	158,362	(3.6)	57,643	4,757	95,962	7,769
12	448,137	(4.1)	69,116	(8.6)	85,092	1,309	158,519	(2.7)	57,102	4,542	96,874	7,748
21. 1	452,432	(5.6)	72,624	(16.8)	85,048	1,289	158,395	(2.9)	57,023	4,178	97,193	7,659
2	458,404	(7.0)	77,034	(24.7)	85,263	1,049	158,503	(3.1)	57,092	4,071	97,338	7,665
3	465,724	(8.1)	77,454	(20.0)	85,387	599	159,262	(2.7)	57,567	3,877	97,818	9,865
4	459,196	(6.1)	75,107	(16.4)	84,540	1,244	158,729	(2.1)	56,396	3,791	98,542	7,667
5	461,925	(6.0)	75,430	(15.9)	84,840	1,344	158,675	(1.7)	56,170	3,666	98,839	7,755
6	459,670	(4.6)	73,296	(9.2)	84,672	1,374	158,591	(1.3)	55,409	3,661	99,520	7,816
7	460,955	(4.0)	72,388	(5.4)	85,030	1,219	159,122	(0.7)	55,258	3,641	100,223	8,144
8	463,917	(3.5)	72,976	(2.0)	85,402	1,224	159,614	(1.1)	55,096	3,612	100,904	8,308
9	466,244	(4.6)	74,299	(7.3)	85,278	764	159,331	(0.9)	54,508	3,598	101,224	8,328
10	473,655	(5.1)	77,718	(11.0)	85,561	1,079	160,452	(1.0)	54,164	3,548	102,738	8,271

年月末	余資運用資産計(A)				信金中金 利 用 額 (B)	預 貸 率	(A)/預金	預 証 率	(B)/預金	(B)/(A)		
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の 証 券								
2017. 3	0	35,403	39,761	1,480	794,539	(2.0)	284,264	50.1	57.5	30.8	20.6	35.7
18. 3	0	43,160	46,363	1,675	810,046	(1.9)	294,345	50.3	57.4	30.1	20.8	36.3
19. 3	0	47,908	60,316	1,893	829,333	(2.3)	300,565	50.1	57.7	30.1	20.9	36.2
20. 3	0	48,945	65,567	2,329	831,286	(0.2)	305,844	50.0	57.1	29.6	21.0	36.7
6	0	48,984	70,607	2,230	882,498	(4.5)	354,788	49.3	57.9	28.8	23.2	40.2
9	0	49,631	72,554	2,198	922,941	(10.1)	338,902	49.6	59.2	28.5	21.7	36.7
20.10	0	50,608	73,831	2,214	930,753	(10.4)	368,214	49.6	59.5	28.7	23.5	39.5
11	0	50,490	74,702	2,261	935,945	(10.9)	372,293	49.5	59.7	28.7	23.7	39.7
12	0	50,825	73,268	2,257	945,340	(11.3)	379,775	49.4	59.8	28.3	24.0	40.1
21. 1	0	51,085	74,098	2,230	942,686	(12.1)	374,211	49.5	59.8	28.7	23.7	39.6
2	0	51,430	75,208	2,247	953,536	(12.6)	374,433	49.3	60.2	28.9	23.6	39.2
3	0	52,875	77,706	2,572	942,604	(13.3)	326,208	50.3	60.5	29.8	20.9	34.6
4	0	51,653	77,901	2,350	972,824	(14.6)	376,803	49.2	61.0	28.8	23.6	38.7
5	0	52,472	79,027	2,377	972,463	(14.0)	371,899	49.3	61.1	29.0	23.3	38.2
6	0	52,821	78,747	2,349	982,941	(11.3)	381,321	49.0	61.4	28.7	23.8	38.7
7	0	53,141	79,495	2,413	978,953	(9.0)	375,498	49.1	61.2	28.8	23.5	38.3
8	0	53,345	80,610	2,435	990,263	(7.7)	380,918	48.8	61.7	28.9	23.7	38.4
9	0	53,695	82,093	2,451	989,808	(7.2)	333,832	49.1	61.8	29.1	20.8	33.7
10	0	54,160	83,916	2,494	998,450	(7.2)	346,127	48.8	62.1	29.4	21.5	34.6

(備考) 1. ( )内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

## 2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

年月末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金				地方銀行	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	うち預金		うち都市銀行		前年同月比 増減率	増減率
							前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率		
2017. 3	1,379,128	2.3	9,488,242	4.3	6,287,189	5.3	4,295,341	9.1	3,433,657	6.1	2,543,180	2.4
18. 3	1,409,771	2.2	9,777,912	3.0	6,489,503	3.2	4,502,834	4.8	3,593,112	4.6	2,620,107	3.0
19. 3	1,434,771	1.7	9,918,647	1.4	6,581,688	1.4	4,592,791	1.9	3,755,950	4.5	2,681,866	2.3
20. 3	1,452,678	1.2	10,070,585	1.5	6,668,723	1.3	4,760,561	3.6	3,929,329	4.6	2,777,707	3.5
6	1,522,349	4.5	10,444,809	6.0	6,857,665	5.8	5,029,181	10.7	4,152,902	11.8	2,932,022	6.6
9	1,556,379	6.9	10,514,174	6.2	6,913,477	5.3	5,071,382	10.0	4,167,414	10.6	2,934,785	8.0
20.10	1,562,777	7.5	10,515,229	6.2	6,891,639	4.9	5,052,760	8.9	4,142,070	9.1	2,953,071	8.8
11	1,564,445	7.6	10,633,575	6.8	6,999,664	6.0	5,144,332	10.2	4,216,440	10.5	2,965,137	8.5
12	1,579,500	7.7	10,625,669	7.1	6,945,539	6.2	5,084,986	10.0	4,154,038	10.6	3,002,622	8.8
21. 1	1,573,049	8.2	10,666,413	7.7	6,994,047	6.7	5,115,483	9.7	4,188,059	9.9	2,997,653	9.7
2	1,579,887	8.2	10,723,204	8.3	7,023,158	7.6	5,122,568	10.0	4,194,305	10.0	3,022,137	9.8
3	1,555,959	7.1	10,977,055	9.0	7,247,489	8.6	5,265,107	10.5	4,332,234	10.2	3,054,406	9.9
4	1,591,375	8.1	11,027,685	8.1	7,271,525	7.6	5,287,971	8.3	4,356,087	7.3	3,069,887	9.3
5	1,588,281	6.8	11,070,555	6.1	7,300,198	5.9	5,318,286	5.5	4,378,220	4.6	3,104,047	7.2
6	1,597,593	4.9	11,018,502	5.4	7,232,291	5.4	5,247,183	4.3	4,303,082	3.6	3,116,520	6.2
7	1,594,303	3.7	11,001,147	5.3	7,225,013	5.2	5,230,791	3.8	4,283,921	3.5	3,107,988	6.5
8	1,601,468	3.2	11,010,412	4.8	7,236,028	4.9	5,247,689	3.8	4,302,659	3.7	3,107,340	5.7
9	1,597,902	2.6	11,008,363	4.7	7,253,964	4.9	5,250,513	3.5	4,313,300	3.5	3,089,859	5.2
10	1,604,483	2.6	11,037,750	4.9	7,266,222	5.4	5,264,248	4.1	4,321,683	4.3	3,103,499	5.0

年月末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2017. 3	657,873	2.4	1,794,346	0.8	12,661,716	3.6
18. 3	668,302	1.5	1,798,827	0.2	12,986,510	2.5
19. 3	655,093	△ 1.9	1,809,991	0.6	13,163,409	1.3
20. 3	624,155	△ 4.7	1,830,047	1.1	13,353,310	1.4
6	655,122	5.4	1,874,800	2.3	13,841,958	5.3
9	665,912	7.7	1,874,272	3.0	13,944,825	5.8
20.10	670,519	8.8	—	—	—	—
11	668,774	8.0	—	—	—	—
12	677,508	8.5	1,897,530	3.1	14,102,699	6.6
21. 1	674,713	9.4	—	—	—	—
2	677,909	9.1	—	—	—	—
3	675,160	8.1	1,895,934	3.6	14,428,948	8.0
4	686,273	8.5	—	—	—	—
5	666,310	3.3	—	—	—	—
6	669,691	2.2	1,919,777	2.3	14,535,872	5.0
7	668,146	1.3	—	—	—	—
8	667,044	0.4	—	—	—	—
9	664,540	△ 0.2	1,915,979	2.2	14,522,244	4.1
10	668,029	△ 0.3	—	—	—	—

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成  
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数  
3. 国内銀行・大手銀行には、全国国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。  
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表  
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

## 2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行		都市銀行		地方銀行		第二地銀		合 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2017. 3	691,675	2.7	2,530,404	3.0	1,905,295	△ 0.1	1,925,353	3.9	507,988	3.2	5,655,420	3.3
18. 3	709,634	2.5	2,564,273	1.3	1,878,859	△ 1.3	2,003,487	4.0	523,825	3.1	5,801,219	2.5
19. 3	719,837	1.4	2,571,752	0.2	1,992,328	6.0	2,091,002	4.3	521,568	△ 0.4	5,904,159	1.7
20. 3	726,752	0.9	2,612,520	1.5	2,022,244	1.5	2,199,857	5.2	493,282	△ 5.4	6,032,411	2.1
6	751,340	5.1	2,776,961	8.5	2,169,806	9.3	2,255,363	5.2	508,976	5.9	6,292,640	6.7
9	773,323	7.4	2,741,453	7.0	2,138,295	7.8	2,276,024	5.3	515,735	6.8	6,306,535	6.4
20. 10	775,668	8.2	2,726,755	6.9	2,125,746	7.8	2,282,459	5.5	517,264	7.3	6,302,146	6.6
11	775,057	7.8	2,750,634	7.4	2,142,711	8.2	2,278,752	5.0	518,643	7.0	6,323,086	6.5
12	782,032	7.9	2,730,980	6.0	2,122,596	6.6	2,290,291	4.9	523,168	6.8	6,326,471	5.9
21. 1	780,036	8.4	2,731,116	6.1	2,117,356	6.4	2,293,482	5.0	522,919	7.1	6,327,553	6.1
2	780,879	8.3	2,741,353	6.6	2,125,902	6.9	2,299,277	5.0	524,055	7.0	6,345,564	6.3
3	784,373	7.9	2,752,564	5.3	2,130,042	5.3	2,301,455	4.6	527,174	6.8	6,365,566	5.5
4	784,845	7.7	2,738,596	1.7	2,116,274	1.1	2,303,259	4.0	528,172	6.7	6,354,872	3.6
5	784,537	6.1	2,728,008	△ 1.0	2,107,412	△ 2.0	2,317,272	3.3	514,421	2.4	6,344,238	1.6
6	784,506	4.4	2,718,938	△ 2.0	2,098,381	△ 3.2	2,318,567	2.8	515,002	1.1	6,337,013	0.7
7	785,340	3.0	2,710,737	△ 1.6	2,088,097	△ 3.1	2,327,923	2.5	517,057	0.6	6,341,057	0.6
8	783,020	2.0	2,708,946	△ 1.4	2,083,036	△ 2.8	2,324,565	2.1	515,953	0.2	6,332,484	0.4
9	786,442	1.6	2,715,909	△ 0.9	2,086,451	△ 2.4	2,333,700	2.5	517,045	0.2	6,353,096	0.7
10	785,143	1.2	2,706,998	△ 0.7	2,077,075	△ 2.2	2,338,741	2.4	517,244	△ 0.0	6,348,126	0.7

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成  
2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数  
3. 合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

## ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

### 【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート  
内外経済、中小企業金融、地域金融、  
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物  
信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計  
日本語／英語
- 論文募集

### 【URL】

<https://www.scbri.jp/>

Shinkin Central Bank Research Institute [ご利用上の注意 | サイトマップ]

## 信金中金 地域・中小企業研究所

信用金庫業界のシンクタンクとして、「信用金庫」「信用金庫取引先」  
地域、「協同組織」「中小企業」をキーワードに専門性、独自性を  
発揮した調査研究を行っています。

トップページ  
分野別最新情報一覧  
各種レポート一覧  
信金中金月報  
信用金庫統計  
全国信用金庫概況・統計  
景気動向調査  
活動記録  
研究所の概要  
論文募集のお知らせ  
ご意見・ご要望窓口  
リンク集  
English Page  
地方公共団体アンケート調査  
[詳細はこちら]

### 新着情報 WHAT'S NEW

**2021.12.8**  
「活動記録」ページを更新しました。

**2021.12.3 金融調査情報**  
№.2021-22 大証証券グループのSDGsへの取り組み (PDF)

**2021.12.3 内外金利・為替見通し**  
№.2021-09 今年最後の12月会合でも、日銀の金融政策に特段の変更はない見通し(PDF)

**2021.12.1 信金中金月報**  
2021年12月号(第20巻第11号通巻590号) (PDF)312MB

**2021.11.25 ニュース&トピックス**  
城南信用金庫瀬谷支店の移転出店 (PDF)

**2021.11.25 ニュース&トピックス**  
グローバル株式会社の英国OneBank社への出資 (PDF)

**2021.11.17 経済見通し**  
№.2021-8 実質成長率は21年度2.6%、22年度2.6%と予測(PDF)

**2021.11.9 ニュース&トピックス**  
2021年10月末の信用金庫の預金・貸出金動向(速報) - 預金は2.6%増、貸出金は1.2%増に- (PDF)

**2021.11.4 内外金利・為替見通し**  
№.2021-08 日銀は超緩和利的金融政策を継続すると見込まれる(PDF)

**2021.11.4**  
「活動記録」ページを更新しました。

**2021.11.1 信金中金月報**  
2021年11月号(第20巻第10号通巻589号) (PDF)440MB

**2021.10.28 産業企業情報**  
№.2021-8 全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 - 人手不足 納入遅延、悩まれる中小企業 - (PDF)

ISSN 1346-9479

## 信金中金月報

2022年1月1日 発行

2022年1月号 第21巻 第1号(通巻591号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫